



# こさい

KOSAI CITY

# 高齢者プラン

湖西市  
老人福祉計画

湖西市  
介護保険事業計画

令和6(2024)年度  
～令和8(2026)年度



湖西市  
Kosai City

令和6年3月





# 目次

<b>第1章</b>	<b>計画の背景と目的</b> .....	1
1	計画策定の背景と趣旨 .....	1
2	計画の期間 .....	1
3	計画の位置づけ .....	2
4	第9期介護保険事業計画策定のポイント .....	3
<b>第2章</b>	<b>湖西市の高齢者を取り巻く状況</b> .....	5
1	高齢者人口の推移 .....	5
2	アンケート調査結果（一部抜粋） .....	8
3	将来推計 .....	23
4	前回計画の評価 .....	26
<b>第3章</b>	<b>計画の基本的な考え方</b> .....	31
1	計画の基本理念 .....	31
2	湖西市版地域包括ケアシステムの充実に向けた重点施策 .....	32
3	事業体系 .....	35
4	日常生活圏域の設定 .....	36
<b>第4章</b>	<b>基本方針に基づく分野別施策</b> .....	37
1	地域共生 .....	37
2	介護予防の推進 .....	55
3	介護サービスの充実 .....	73
4	在宅医療・介護連携 .....	89
5	認知症施策 .....	94
6	福祉人材の確保・育成・定着 .....	103
7	災害対策・感染症対策 .....	105
<b>第5章</b>	<b>介護保険対象サービスの事業量および 事業費の見込み</b> .....	107
1	介護保険サービス利用の見込み .....	107
2	給付費の見込み .....	109
3	介護保険費用の見込み .....	116
<b>第6章</b>	<b>介護給付等に要する費用の適正化（第6期湖西市介護給付適正化計画）</b> ...	119
1	前回計画の評価 .....	119
2	給付適正化3事業 .....	124
<b>第7章</b>	<b>計画の推進体制</b> .....	128
1	総合的な推進体制の構築 .....	128
2	計画の評価・検証 .....	128
3	計画の周知・啓発 .....	129
4	災害時をはじめとする緊急時の対応 .....	129
<b>資料編</b>	.....	130
1	策定経過 .....	130
2	湖西市高齢者プラン推進委員会委員名簿 .....	131
3	施設一覧（令和6年1月1日時点） .....	132
4	用語解説 .....	138



# 第1章 計画の背景と目的

## 1 計画策定の背景と趣旨

わが国において、少子高齢化の進行は深刻な問題となっています。令和7（2025）年には団塊の世代のすべてが75歳以上の後期高齢者となり、令和22（2040）年においては団塊ジュニア世代がすべて65歳以上の高齢者となるため、今後は「高齢者の急増」から「現役世代の急減・後期高齢者の急増」に局面が変化していくことが予想されます。これにより、労働力不足が深刻となり、社会保障財源が逼迫し、介護人材についても深刻な不足を招くと推測されるほか、地域経済や防災、公共交通、まちの賑わい等の様々な面に影響を与え、地域の活力を低下させる可能性があります。増加する高齢者の福祉・介護ニーズにどう対応していくか、また高齢者を支える支え手の減少をどのように解決していくかが今後の高齢者福祉において重要な課題となっているといえます。

このような中で本市では、職住近接をテーマに総合計画を推進するとともに、高齢者福祉施策においては、湖西市版地域包括ケアシステムをさらに推進し、健やかで幸せないきいき高齢社会を実現するために令和3（2021）年3月に令和3（2021）年度から令和5（2023）年度を計画期間とする「こさい高齢者プラン（湖西市老人福祉計画・湖西市介護保険事業計画）」を策定し、高齢者福祉に関する様々な施策を展開してきました。しかし、国と同様に本市においても高齢者数の増加や支え手の減少は深刻な課題となっており、さらなる高齢者福祉の推進が必要となっているといえます。

この度、令和5（2023）年度で「こさい高齢者プラン（湖西市老人福祉計画・湖西市介護保険事業計画）」の計画期間が終了すること、また、市民ニーズや社会状況の変化に対応するため、地域包括ケアシステムをさらに深化させ、健やかで幸せないきいき高齢社会を実現するために新たな計画を策定します。

## 2 計画の期間

計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間です。

本計画では、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年までの中長期的な視野に立つとともに、計画期間中において社会情勢の変化等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

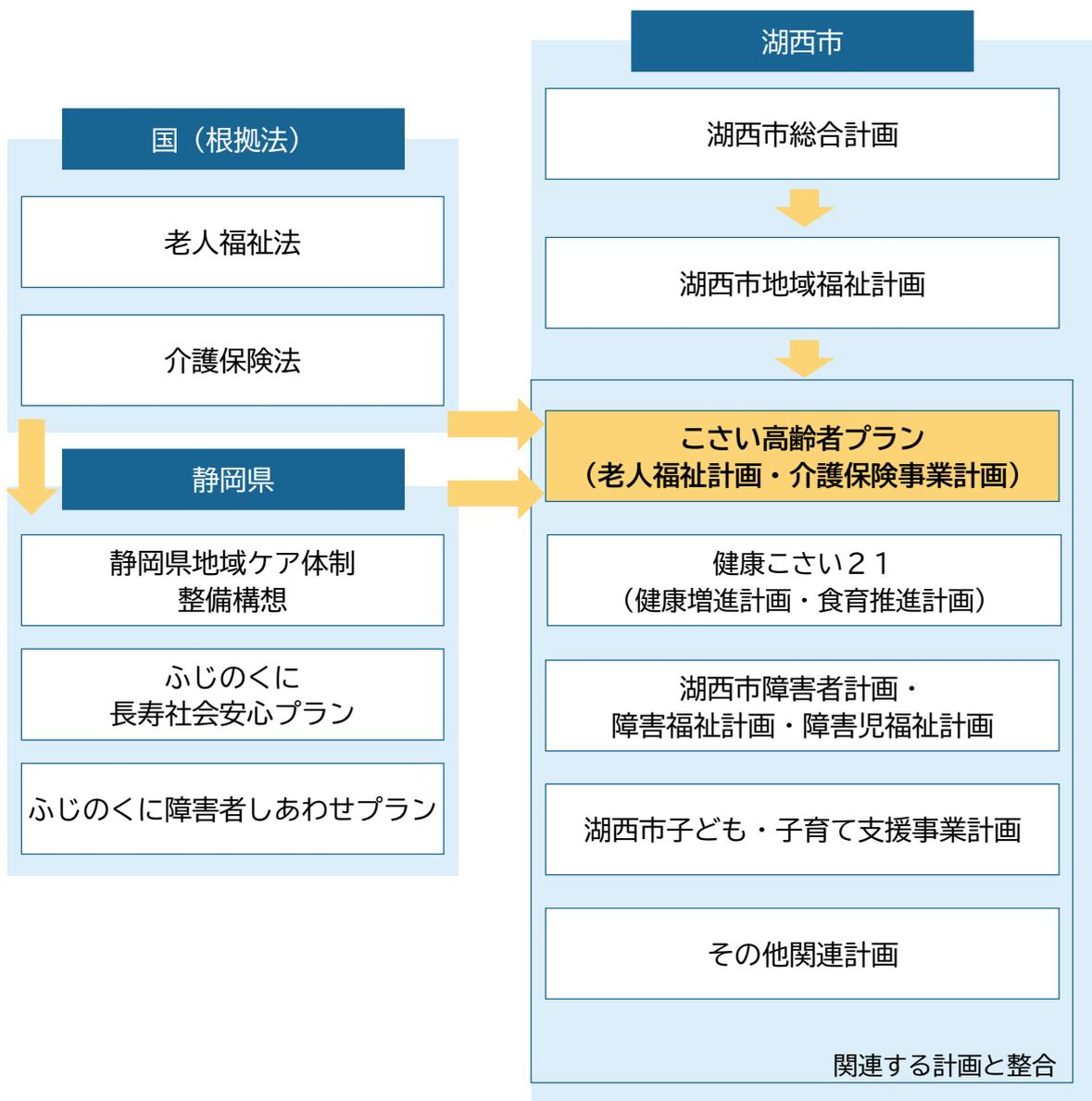
令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
前回計画の見直し	第9期（本計画）			令和22（2040）年を見据えた中長期的な視点		
				第10期（次期計画）		

### 3 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画と介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画を一体のものとし、3年を1期として策定するものです。

策定にあたっては第8期計画の基本的な考え方を継承し、継続性のある計画とするとともに、老人福祉事業と介護保険事業の円滑な運営を図るために、「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体とした「こさい高齢者プラン」として策定します。また、総合計画を上位計画とし、「健康こさい21」や「湖西市第5次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」等の高齢者福祉に関連する計画と整合性を持って策定します。

● こさい高齢者プランの位置づけ ●



## 4 第9期介護保険事業計画策定のポイント

平成12年の介護保険制度の開始以降、介護保険法は定期的に改正が行われており、その都度、時代のニーズに応じた介護保険制度へと変化を遂げています。令和5年にも改正が行われ、次のような内容に取り組むこととしています。

### (1) 介護サービス基盤の計画的な整備

#### ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所の在り方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要
- ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

#### ② 在宅サービスの充実

- ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

## (2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み

---

### ① 地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取り組みを促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、属性や世代を問わない包括的な相談支援（重層的支援体制整備事業含む）等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

### ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

### ③ 保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取り組みの重点化・内容の充実・見える化

## (3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

---

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取り組みを総合的に実施
- ・都道府県主導のもとで生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

## 第2章 湖西市の高齢者を取り巻く状況

### 1 高齢者人口の推移

#### (1) 高齢者人口の推移

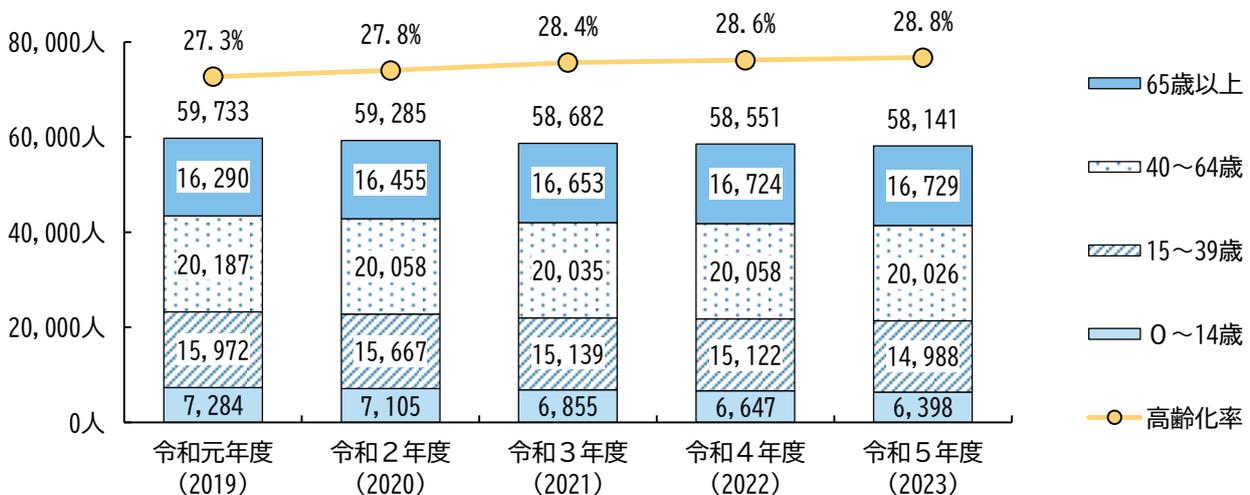
本市の総人口と高齢者人口の推移については、総人口は微減、高齢者人口は増加で推移しており、高齢化率については令和元（2019）年度から令和5（2023）年度にかけて1.5ポイント増加しています。また、前期高齢者・後期高齢者人口の割合は、後期高齢者の割合が微増傾向で推移しています。

#### ● 総人口と高齢者人口の推移 ●

(人)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
総人口	59,733	59,285	58,682	58,551	58,141
高齢者人口	16,290	16,455	16,653	16,724	16,729
前期高齢者人口	8,292	8,345	8,405	8,043	7,665
後期高齢者人口	7,998	8,110	8,248	8,681	9,064
高齢化率 (%)	27.3	27.8	28.4	28.6	28.8

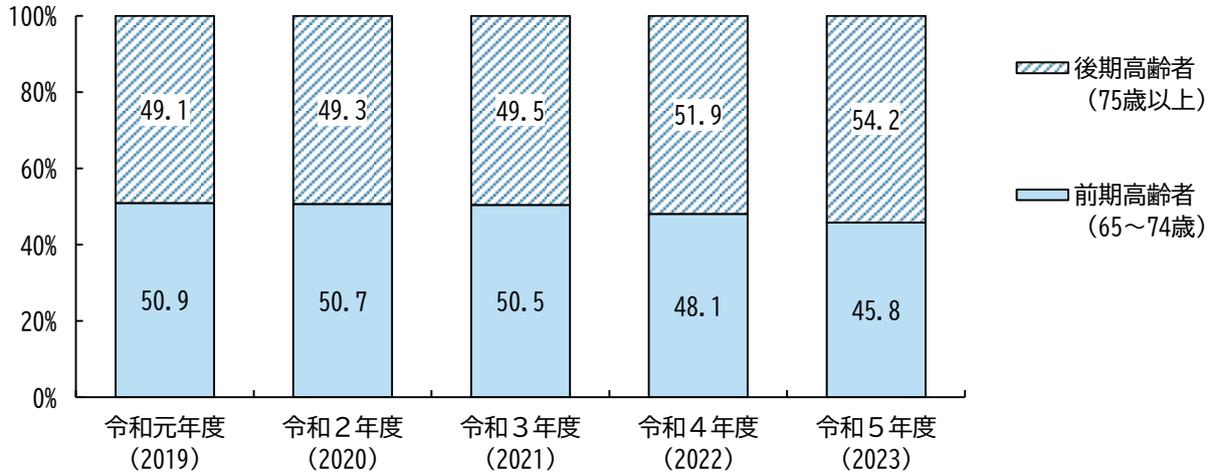
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

#### ● 総人口と高齢化率の推移 ●



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

● 前期高齢者・後期高齢者人口の割合の推移 ●

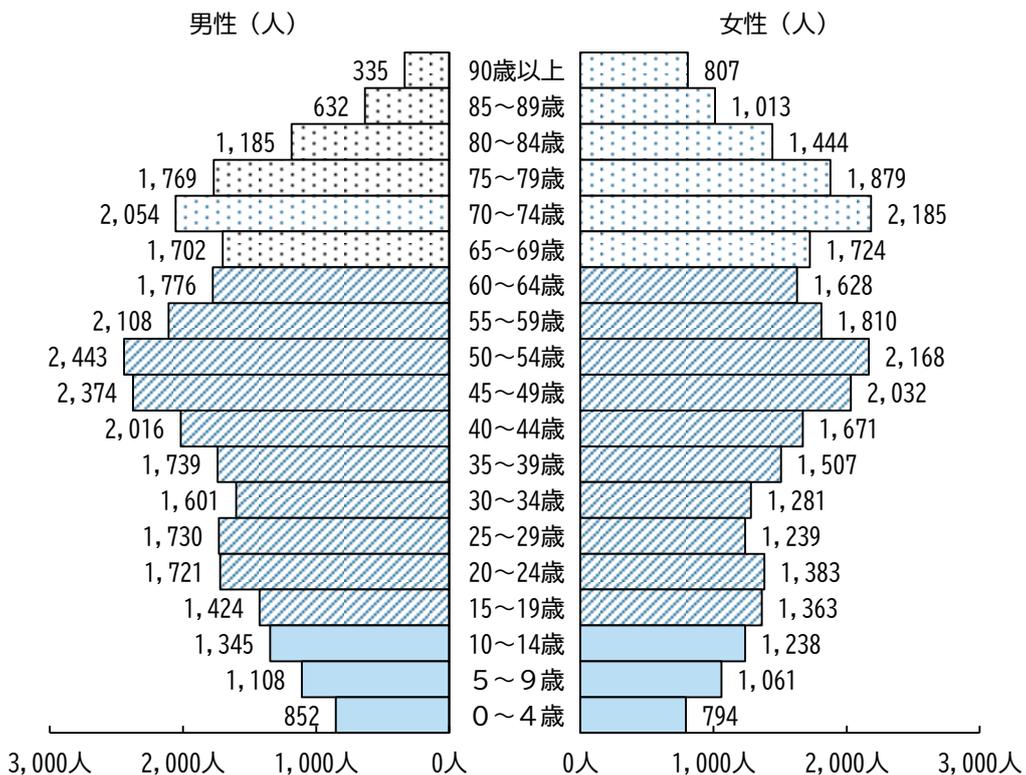


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 人口構造

本市の人口構造については、70歳代前半および50歳代前半の年齢層の割合が高くなっており、65歳以上では男性よりも女性が多くなっています。

● 人口ピラミッド ●



資料：住民基本台帳（令和5（2023）年10月1日現在）

### (3) 世帯数の推移

本市の高齢者世帯数については、年々増加しており、令和2（2020）年の65歳以上高齢者のいる世帯は全体の44.4%と、全国よりも高く、静岡県よりも低い割合となっています。また、令和2（2020）年では、高齢者夫婦のみ世帯が10.9%、高齢者単身世帯が8.9%と、いずれの世帯も静岡県より低くなっていますが、いずれの世帯も平成22（2012）年から割合が増加しています。

#### ● 湖西市の高齢者世帯の推移 ●

	平成22年 (2012)		平成27年 (2015)		令和2年 (2020)	
	世帯数 (世帯)	割合 (%)	世帯数 (世帯)	割合 (%)	世帯数 (世帯)	割合 (%)
一般世帯	21,603	100.0	22,526	100.0	22,984	100.0
高齢者のいる世帯	8,316	38.5	9,632	42.8	10,202	44.4
高齢者夫婦のみ世帯	1,500	6.9	2,038	9.0	2,498	10.9
高齢者単身世帯	1,155	5.3	1,642	7.3	2,040	8.9

資料：国勢調査

#### ● 静岡県の高齢者世帯の推移 ●

	平成22年 (2012)		平成27年 (2015)		令和2年 (2020)	
	世帯数 (世帯)	割合 (%)	世帯数 (世帯)	割合 (%)	世帯数 (世帯)	割合 (%)
一般世帯	1,397,173	100.0	1,427,449	100.0	1,480,969	100.0
高齢者のいる世帯	583,403	41.8	653,446	45.8	684,763	46.2
高齢者夫婦のみ世帯	112,291	8.0	142,477	10.0	162,423	11.0
高齢者単身世帯	106,279	7.6	139,262	9.8	166,069	11.2

資料：国勢調査

#### ● 全国の高齢者世帯の推移 ●

	平成22年 (2012)		平成27年 (2015)		令和2年 (2020)	
	世帯数 (世帯)	割合 (%)	世帯数 (世帯)	割合 (%)	世帯数 (世帯)	割合 (%)
一般世帯	51,842,307	100.0	53,331,797	100.0	55,704,949	100.0
高齢者のいる世帯	19,337,687	37.3	21,713,308	40.7	22,655,031	40.7
高齢者夫婦のみ世帯	4,339,235	8.4	5,247,936	9.8	5,830,834	10.5
高齢者単身世帯	4,790,768	9.2	5,927,686	11.1	6,716,806	12.1

資料：国勢調査

## 2 アンケート調査結果（一部抜粋）

### （1）調査の概要

本調査は、令和5年度に「こさい高齢者プラン」の見直しを行うにあたり、湖西市民の介護保険制度への意識や実態を把握し、老人福祉計画・介護保険事業計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

#### ① 調査対象

高齢者一般調査：湖西市在住で65歳以上の方

在宅要支援認定者調査：湖西市在住で要支援認定を受けている方

総合事業対象者調査：湖西市在住で総合事業の対象となっている方

在宅要介護認定者調査：湖西市在住で要介護認定を受けている方

#### ② 調査方法

郵送配付・郵送回収

#### ③ 調査期間

令和5年1月10日（火）～1月27日（金）

#### ④ 回収状況

	発送数	有効回収数	有効回収率
高齢者一般調査	500票	410票	82.0%
在宅要支援認定者調査	400票	305票	76.3%
総合事業対象者調査	341票	271票	79.5%
在宅要介護認定者調査	800票	498票	62.3%

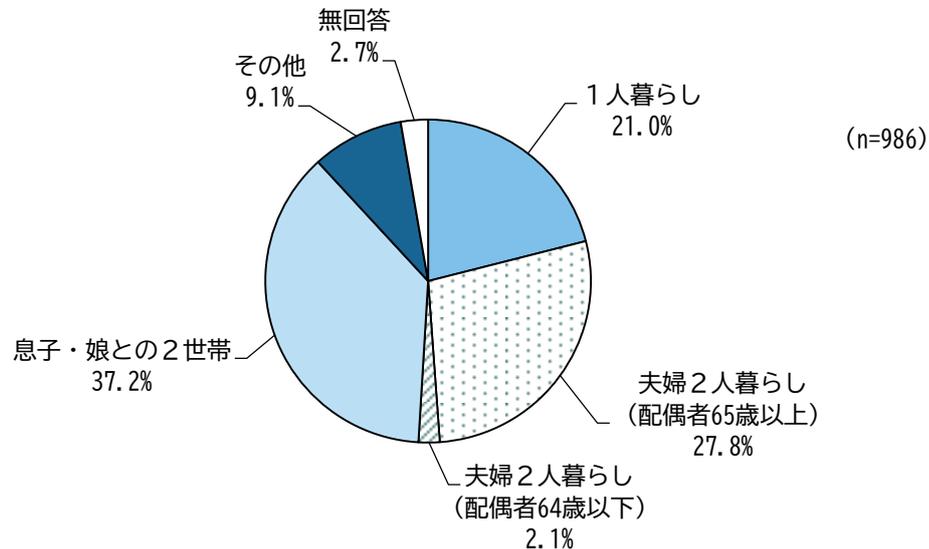
#### ⑤ 調査結果を見る際の注意点

- （1）基数となるべき実数は調査数、nとして記載しています。
- （2）比率はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。  
そのため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- （3）1つの質問に2つ以上答えられる複数回答可能な設問の場合、回答比率の合計が100%を超える場合があります。
- （4）紙面の都合上、選択肢を省略して記載した設問があります。

## (2) 高齢者一般・要支援認定者・総合事業対象者調査結果

### ① 家族構成

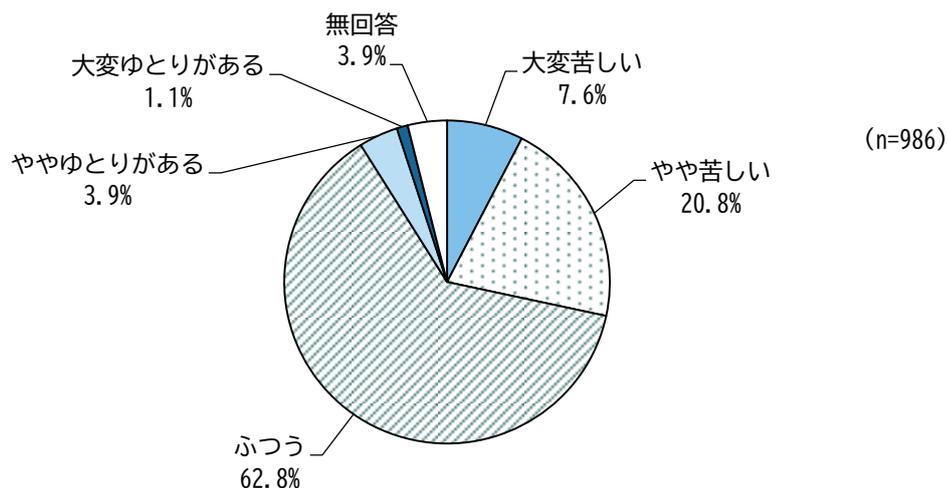
問 家族構成をお教えてください。(1つを選択)



「息子・娘との2世帯」が37.2%と最も多く、次いで「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が27.8%、「1人暮らし」が21.0%などとなっています。

### ② 経済的な暮らしの状況

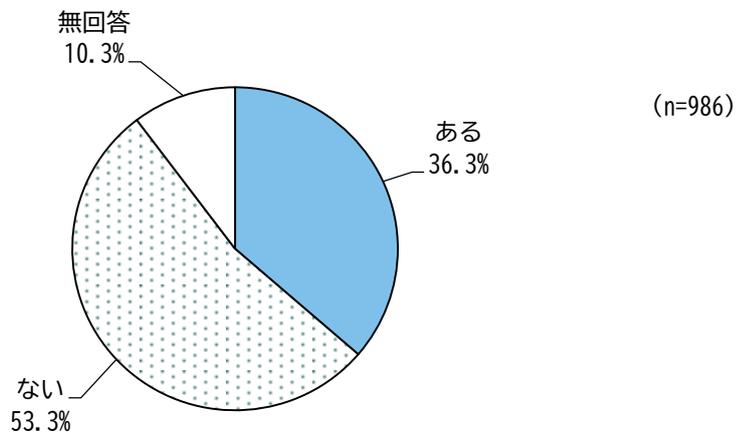
問 現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか。(1つを選択)



「ふつう」が62.8%と最も多く、次いで「やや苦しい」が20.8%、「大変苦しい」が7.6%などとなっています。

### ③ 生活における困りごとの有無

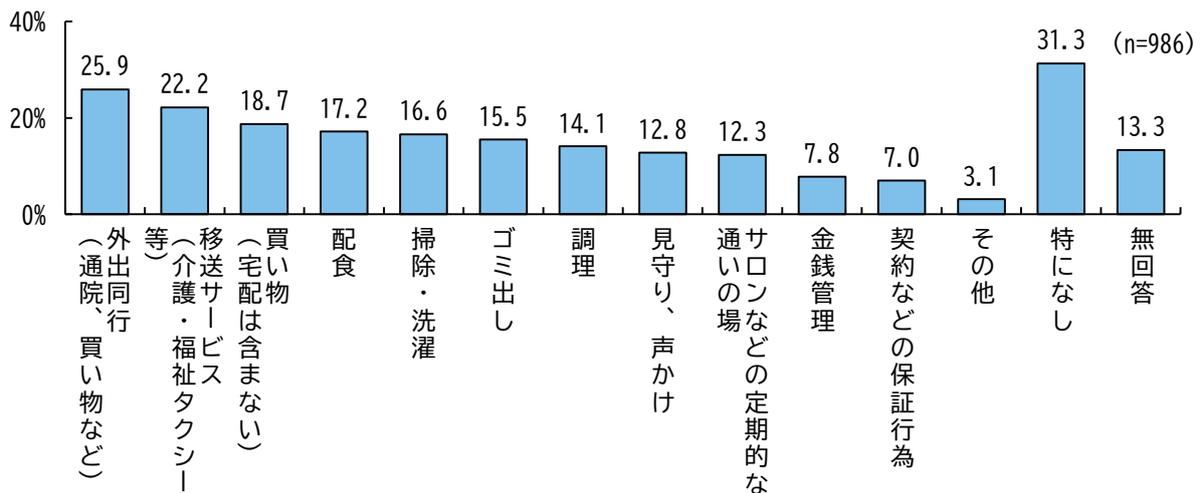
問 生活における困りごとはありますか。(1つを選択)



「ある」が36.3%、「ない」が53.3%となっています。

### ④ 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

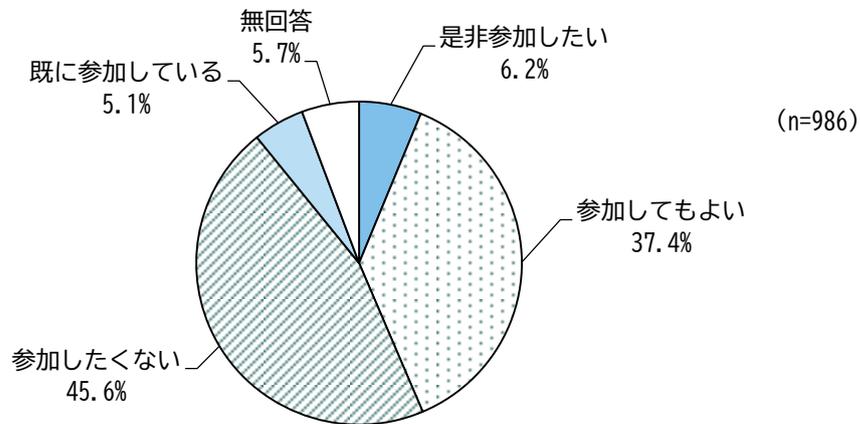
問 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）について、ご回答ください。  
(いくつでも)



「外出同行（通院、買い物など）」が25.9%と最も多く、次いで「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が22.2%、「買い物（宅配は含まない）」が18.7%などとなっています。また、「特になし」が31.3%となっています。

### ⑤ 地域づくりの参加者としての参加意欲

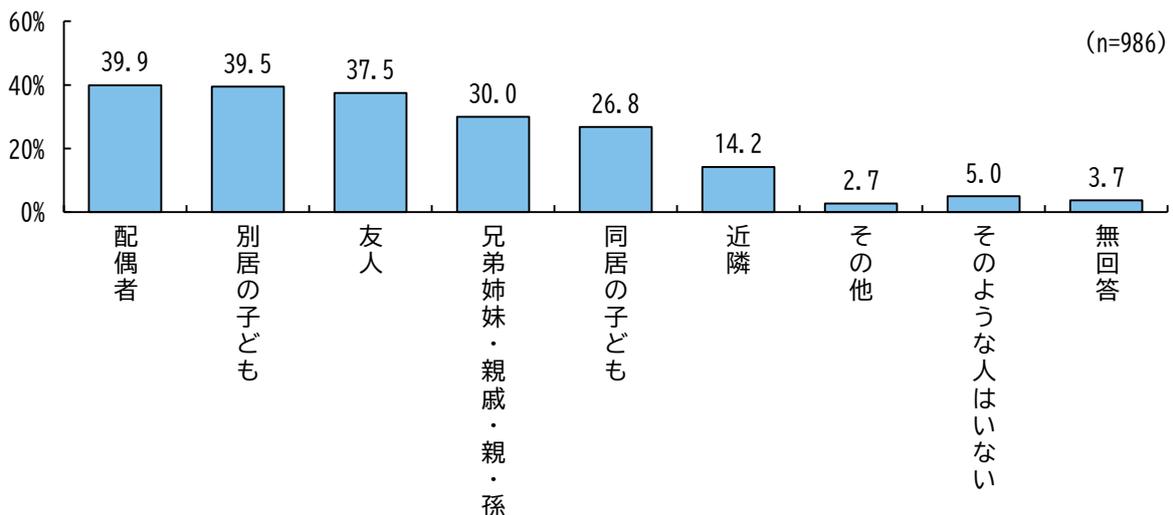
問 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。(1つを選択)



「是非参加したい」が6.2%、「参加してもよい」が37.4%、「参加したくない」が45.6%、「既に参加している」が5.1%となっています。

### ⑥ 心配事や愚痴を聞いてくれる人

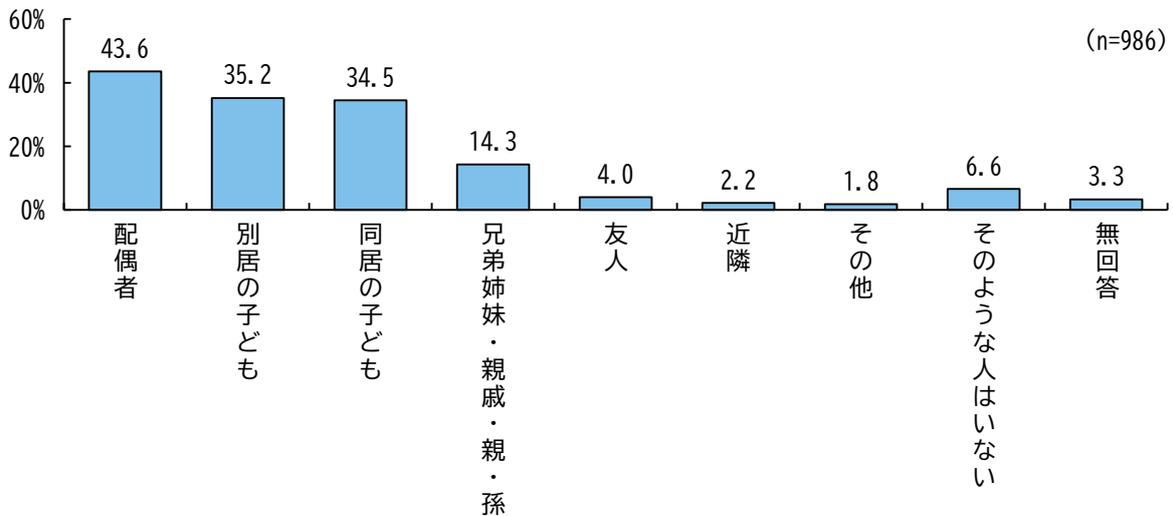
問 あなたの心配事や愚痴(ぐち)を聞いてくれる人。(いくつでも)



「配偶者」が39.9%と最も多く、次いで「別居の子ども」が39.5%、「友人」が37.5%などとなっています。

## ⑦ 病気で寝込んだときに看病や世話をしてくれる人

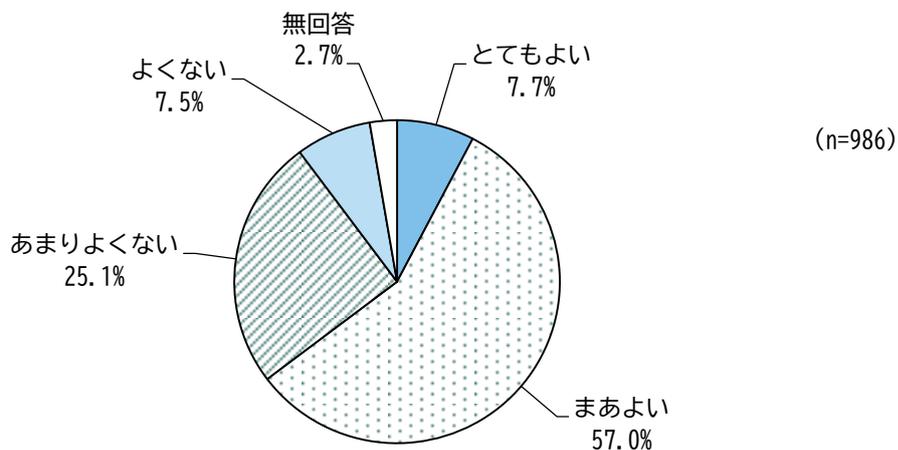
問 あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人。(いくつでも)



「配偶者」が43.6%と最も多く、次いで「別居の子ども」が35.2%、「同居の子ども」が34.5%などとなっています。

## ⑧ 現在の健康状態

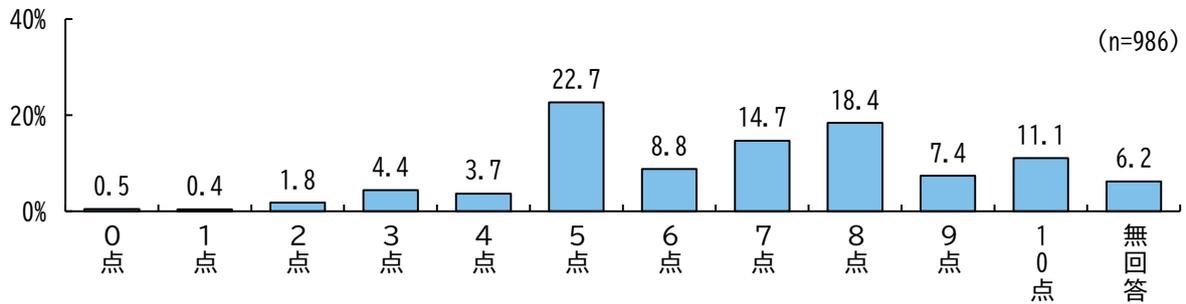
問 現在のあなたの健康状態はいかがですか。(1つを選択)



「とてもよい」が7.7%、「まあよい」が57.0%、「あまりよくない」が25.1%、「よくない」が7.5%となっています。

## ⑨ 幸福度

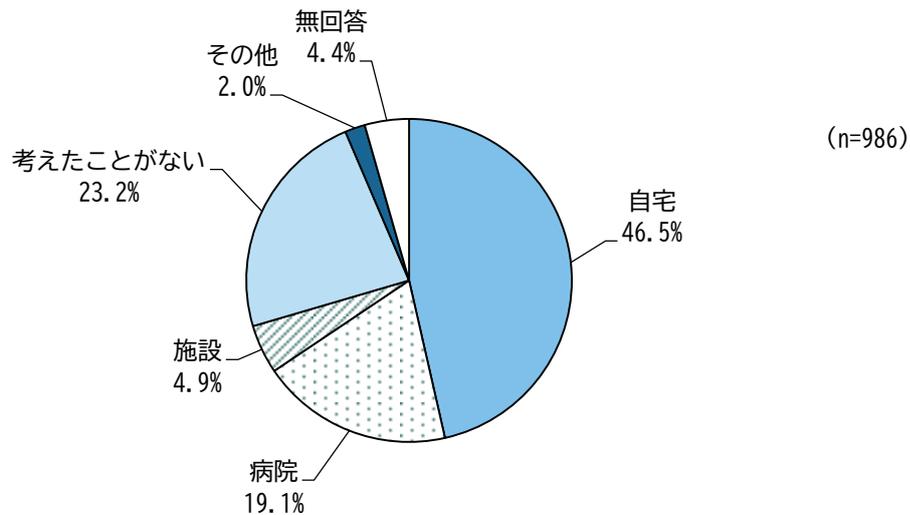
問 あなたは、現在どの程度幸せですか（「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点としてご記入ください）。（1つを選択）



「5点」が22.7%と最も多く、次いで「8点」が18.4%、「7点」が14.7%などとなっています。

## ⑩ 最後を迎えたい場所

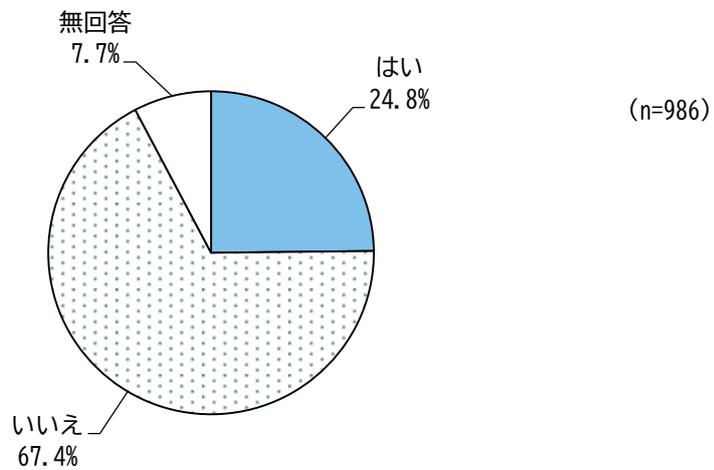
問 ご自身の最後はどこで迎えたいと考えていますか。（1つを選択）



「自宅」が46.5%と最も多く、次いで「考えたことがない」が23.2%、「病院」が19.1%などとなっています。

## ⑪ 認知症に関する相談窓口の認知度

問 認知症に関する相談窓口を知っていますか。(1つを選択)

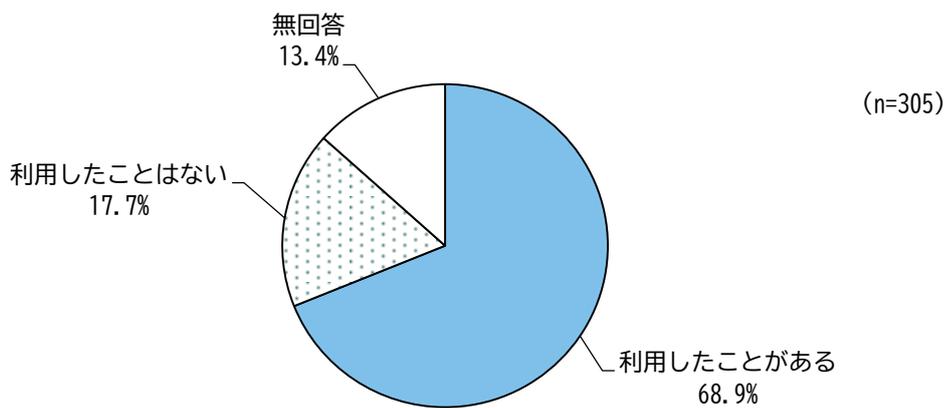


「はい」が24.8%、「いいえ」が67.4%となっています。

## ⑫ 介護保険サービスの利用の有無

「要支援1」「要支援2」の方

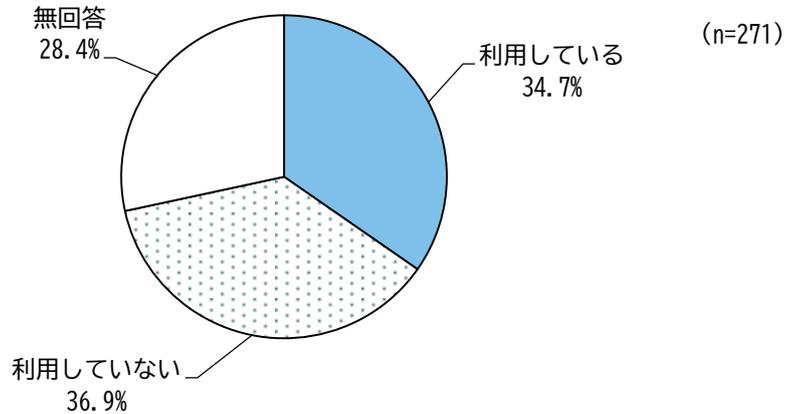
問 介護保険サービスを利用したことがありますか。(1つを選択)



「利用したことがある」が68.9%、「利用したことはない」が17.7%となっています。

⑬ 総合事業のサービスの利用状況【総合事業対象者のみ】

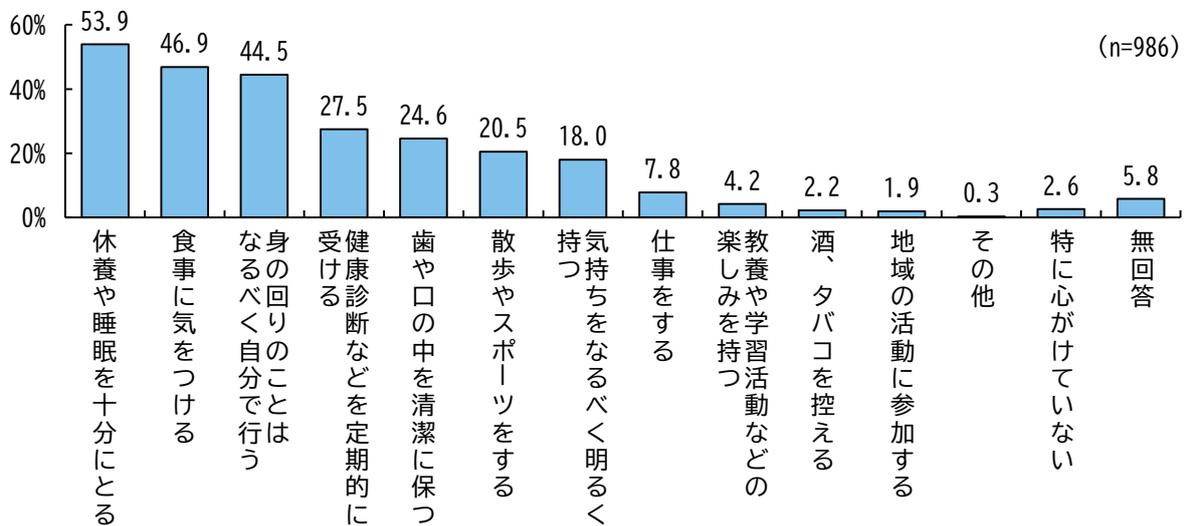
問 総合事業のサービスを利用していますか。(1つを選択)



「利用している」が34.7%、「利用していない」が36.9%となっています。

⑭ 健康のために心がけていること

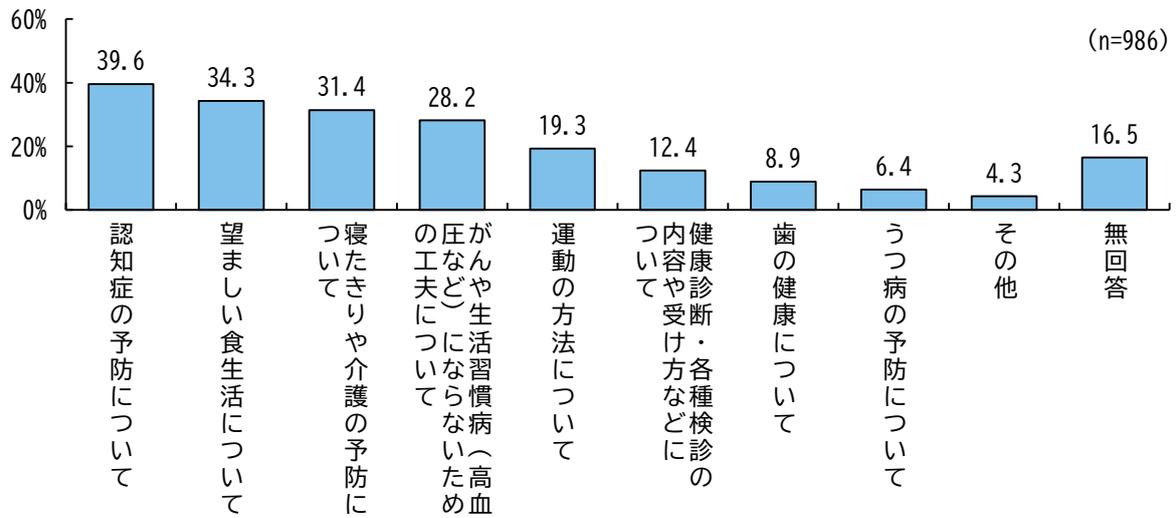
問 ご自分の健康のためにどんなことを心がけていますか。(3つまで)



「休養や睡眠を十分にとる」が53.9%と最も多く、次いで「食事に気をつける（栄養バランスを意識する、体に良い食べ物をとるなど）」が46.9%、「身の回りのことはなるべく自分で行う」が44.5%などとなっています。

## ⑮ 健康について知りたいこと

問 健康についてどのようなことが知りたいですか。(3つまで)

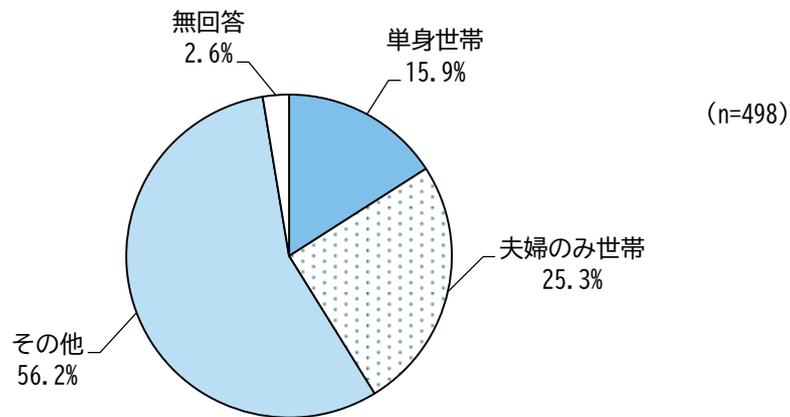


「認知症の予防について」が39.6%と最も多く、次いで「望ましい食生活について」が34.3%、「寝たきりや介護の予防について」が31.4%などとなっています。

### (3) 要介護認定者調査結果

#### ① 世帯類型

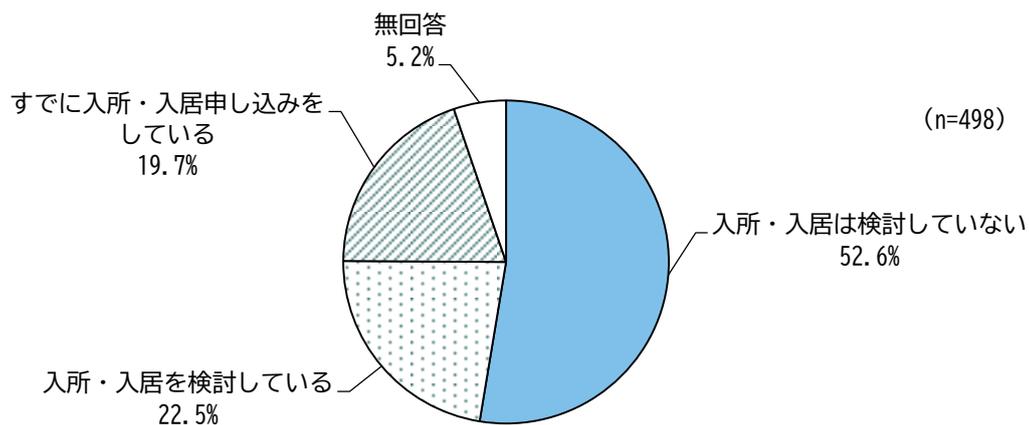
問 世帯類型について、ご回答ください。(1つを選択)



「単身世帯」が15.9%、「夫婦のみ世帯」が25.3%などとなっています。

#### ② 施設等への入所・入居の検討状況

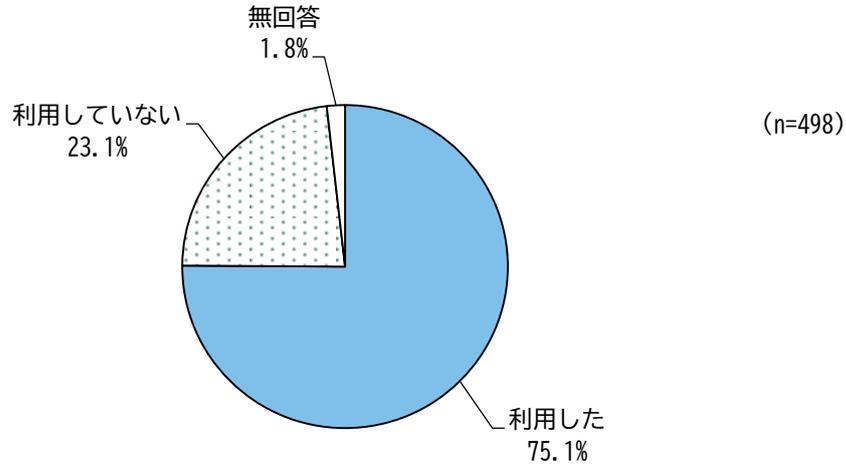
問 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について、ご回答ください。(1つを選択)



「入所・入居は検討していない」が52.6%、「入所・入居を検討している」が22.5%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が19.7%となっています。

### ③ 令和4年12月の介護保険サービスの利用状況

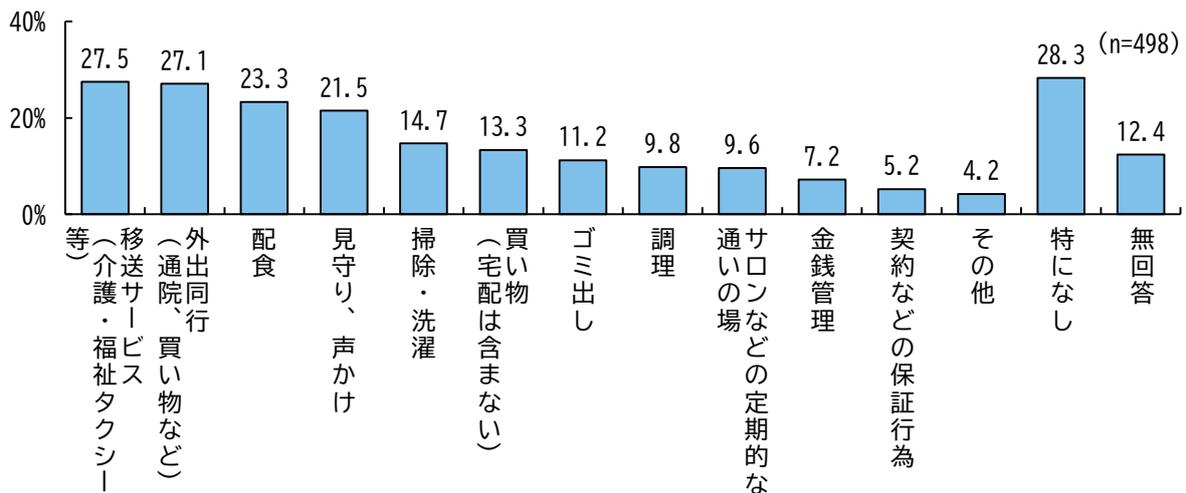
問 令和4年12月の1か月の間に、(住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の)介護保険サービスを利用しましたか。(1つを選択)



「利用した」が75.1%、「利用していない」が23.1%となっています。

### ④ 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

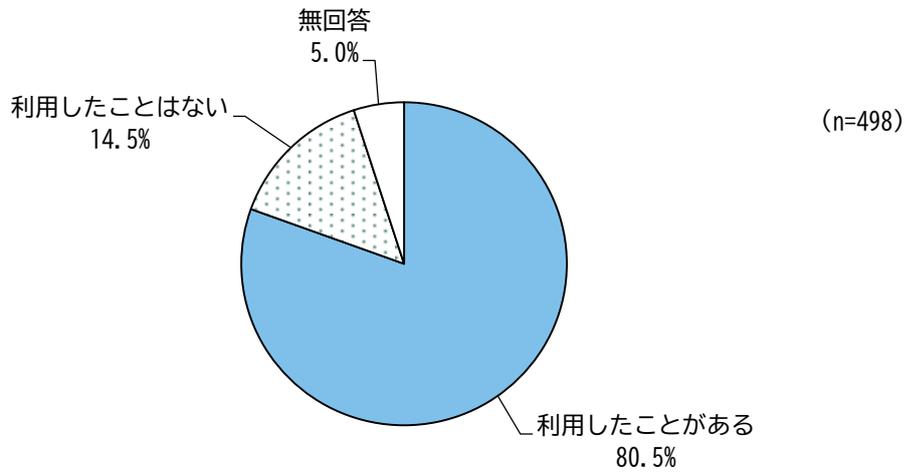
問 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス(現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む)について、ご回答ください。(いくつでも)



「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が27.5%と最も多く、次いで「外出同行(通院、買い物など)」が27.1%、「配食」が23.3%などとなっています。また、「特になし」が28.3%となっています。

### ⑤ 介護保険サービスの利用の有無

問 介護保険サービスを利用したことがありますか。(1つを選択)

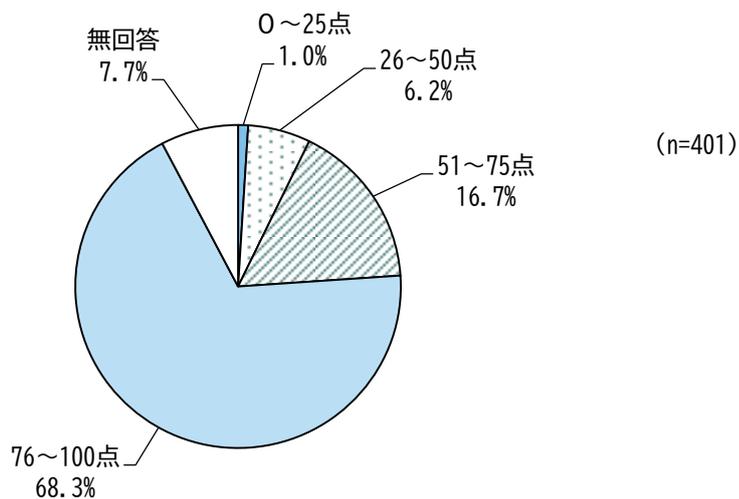


「利用したことがある」が80.5%、「利用したことはない」が14.5%となっています。

### ⑥ 現在の介護度で使えるサービスについての満足度

前問で「1. 利用したことがある」を選択した方

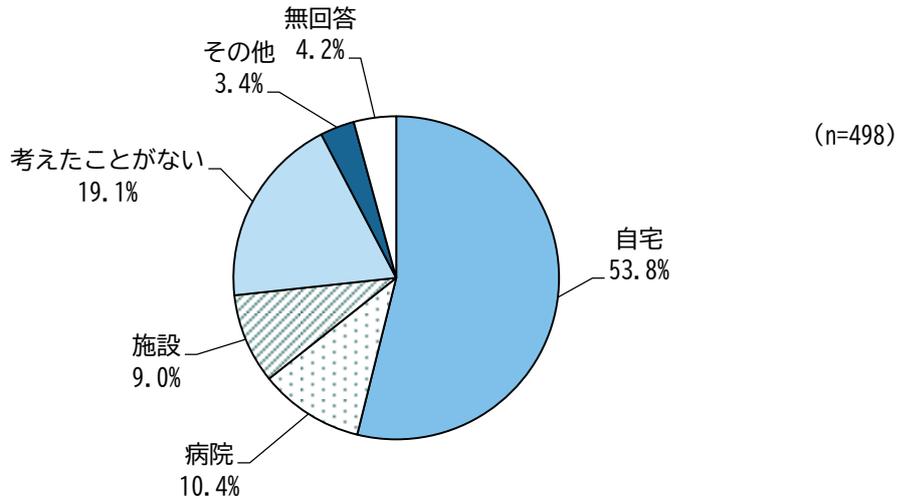
問 現在の介護度で使えるサービスについて満足度は100点満点で何点だと思いますか。  
(点数を記入)



「0~25点」が1.0%、「26~50点」が6.2%、「51~75点」が16.7%、「76~100点」が68.3%となっています。

## ⑦ 最後を迎えたい場所

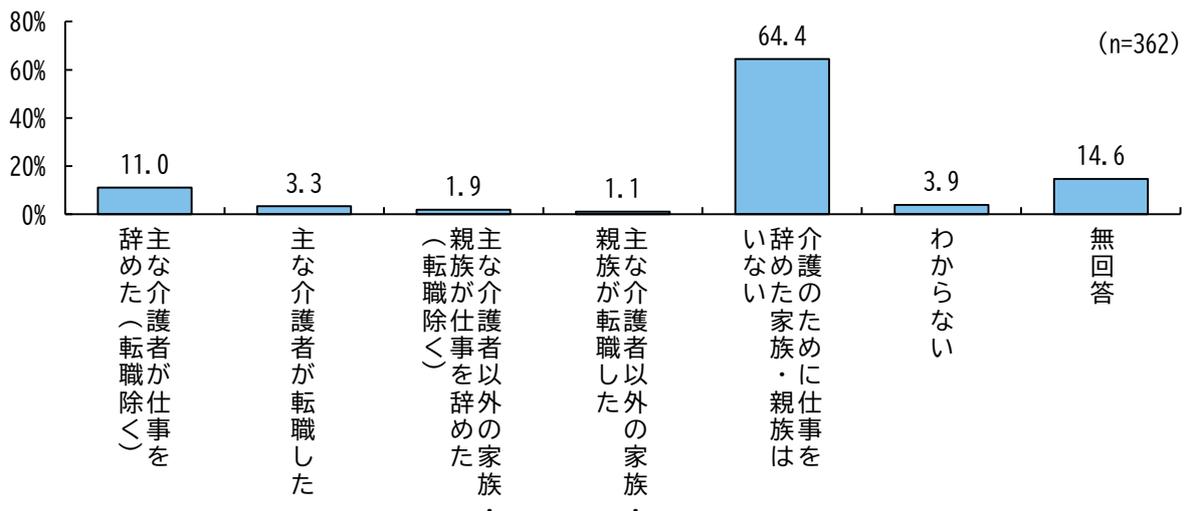
問 ご自身の最後はどこで迎えたいと考えていますか。(1つを選択)



「自宅」が53.8%と最も多く、次いで「考えたことがない」が19.1%、「病院」が10.4%などとなっています。

## ⑧ 家族や親族の中で介護を主な理由として仕事を辞めた人の有無

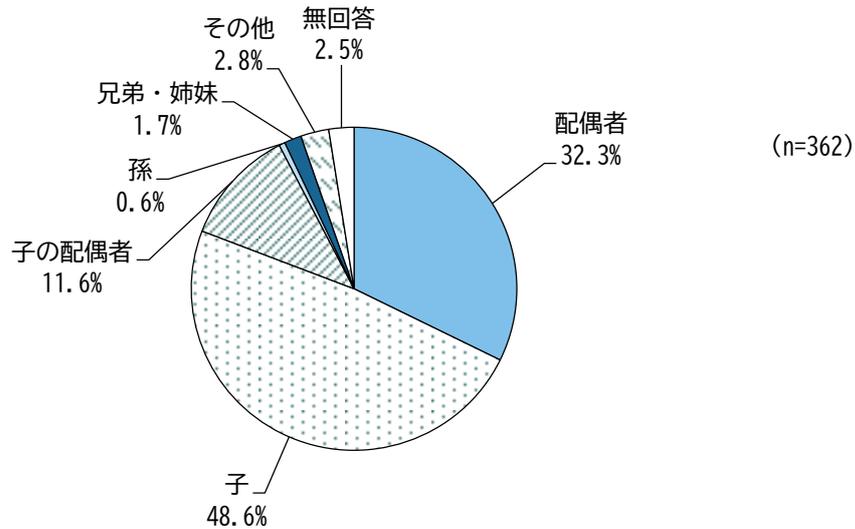
問 ご家族やご親族の中で、ご本人様（認定調査対象者様）の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか（現在働いているかどうかや、現在の勤務形態は問いません）。（いくつでも）



「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が11.0%と最も多く、次いで「主な介護者が転職した」が3.3%、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く）」が1.9%などとなっています。また、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が64.4%、「わからない」が3.9%となっています。

## 9 主な介護者

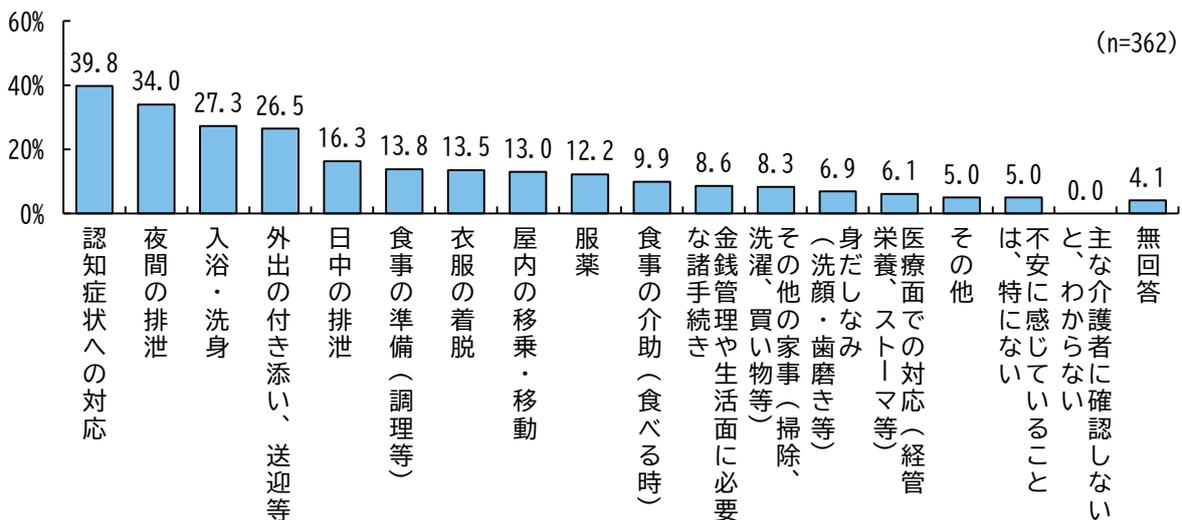
問 主な介護者の方は、どなたですか。（1つを選択）



「子」が48.6%と最も多く、次いで「配偶者」が32.3%、「子の配偶者」が11.6%などとなっています。

## 10 主な介護者が不安に感じる介護等

問 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答ください（現状で行っているか否かは問いません）。（3つまで）

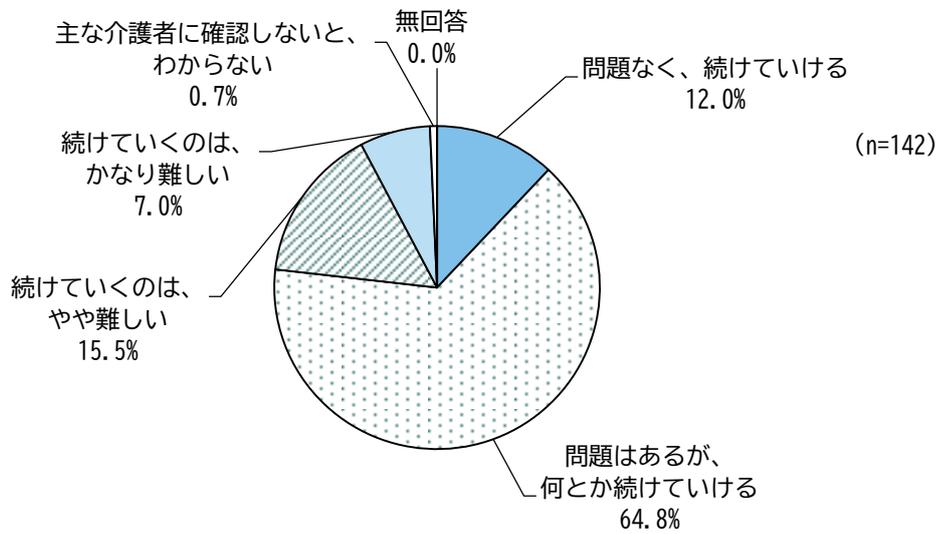


「認知症状への対応」が39.8%と最も多く、次いで「夜間の排泄」が34.0%、「入浴・洗身」が27.3%などとなっています。

## ⑪ 主な介護者は今後も働きながら介護を続けていけそうか

「フルタイムで働いている」「パートタイムで働いている」方

問 主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか。(1つを選択)



「問題はあるが、何とか続けていける」が64.8%と最も多く、次いで「続けていくのは、やや難しい」が15.5%、「問題なく、続けていける」が12.0%などとなっています。

### 3 将来推計

#### (1) 人口の推計

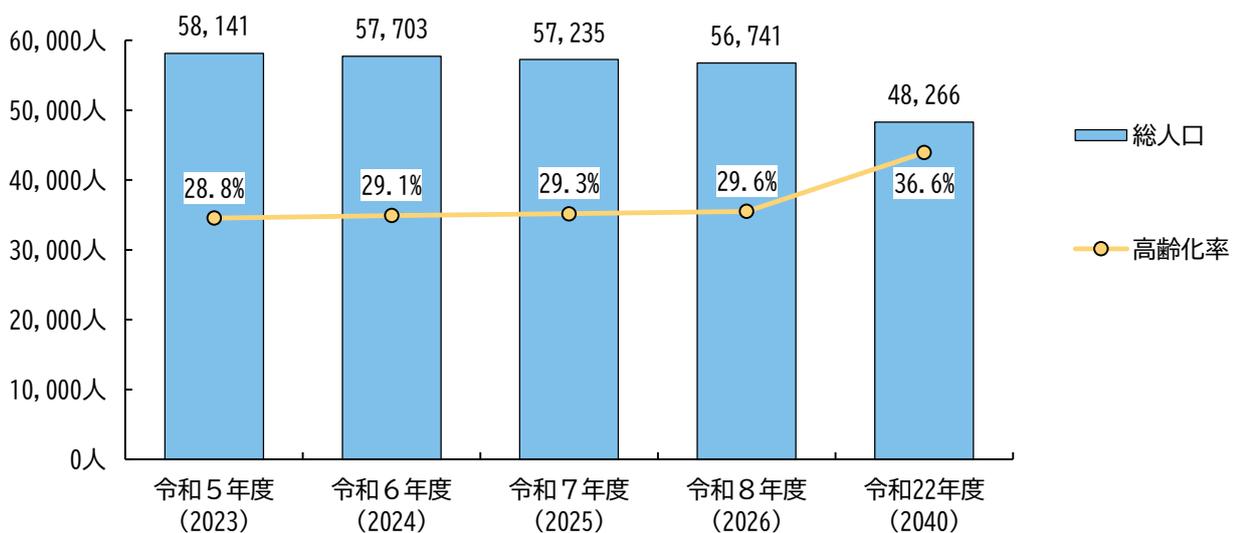
令和22（2040）年度までの将来人口を推計すると、総人口は減少傾向にあります。また、高齢化率は増加傾向にあり、令和8（2026）年度に29.6%、令和22（2040）年度に36.6%になることが予想されます。

##### ● 総人口と高齢者人口の推計 ●

(人)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
総人口	58,141	57,703	57,235	56,741	48,266
高齢者人口	16,729	16,783	16,767	16,801	17,651
前期高齢者人口	7,665	7,312	6,985	6,807	7,984
後期高齢者人口	9,064	9,471	9,782	9,994	9,667
高齢化率 (%)	28.8	29.1	29.3	29.6	36.6

資料：コーホート変化率法による人口推計（令和5年度は住民基本台帳10月1日現在）

##### ● 総人口と高齢化率の推計 ●

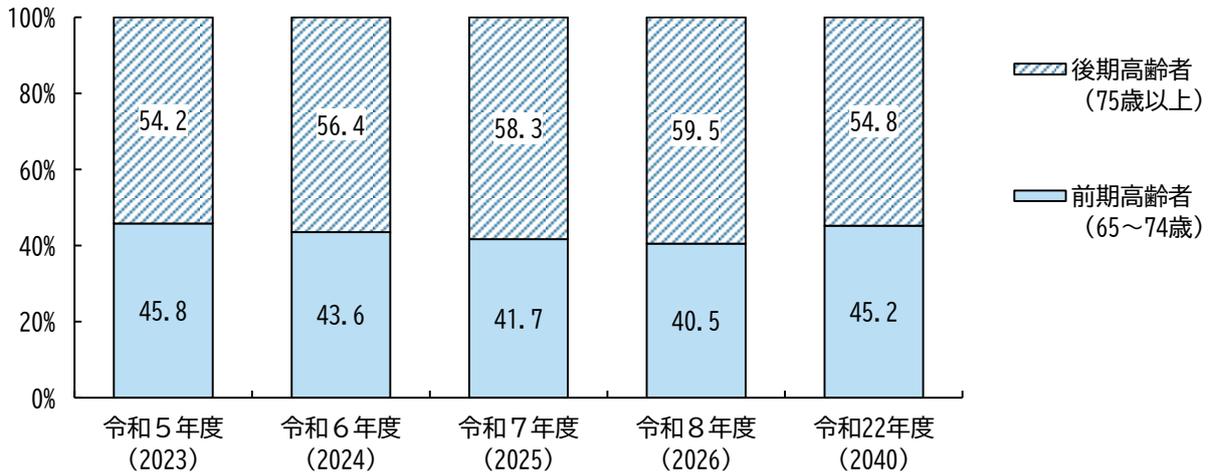


資料：コーホート変化率法による人口推計（令和5年度は住民基本台帳10月1日現在）

## (2) 前期高齢者・後期高齢者人口の割合の推計

前期高齢者、後期高齢者の比率をみると、令和8（2026）年度までは後期高齢者の割合が増加することが予想されます。

### ● 前期高齢者・後期高齢者人口の割合の推計 ●

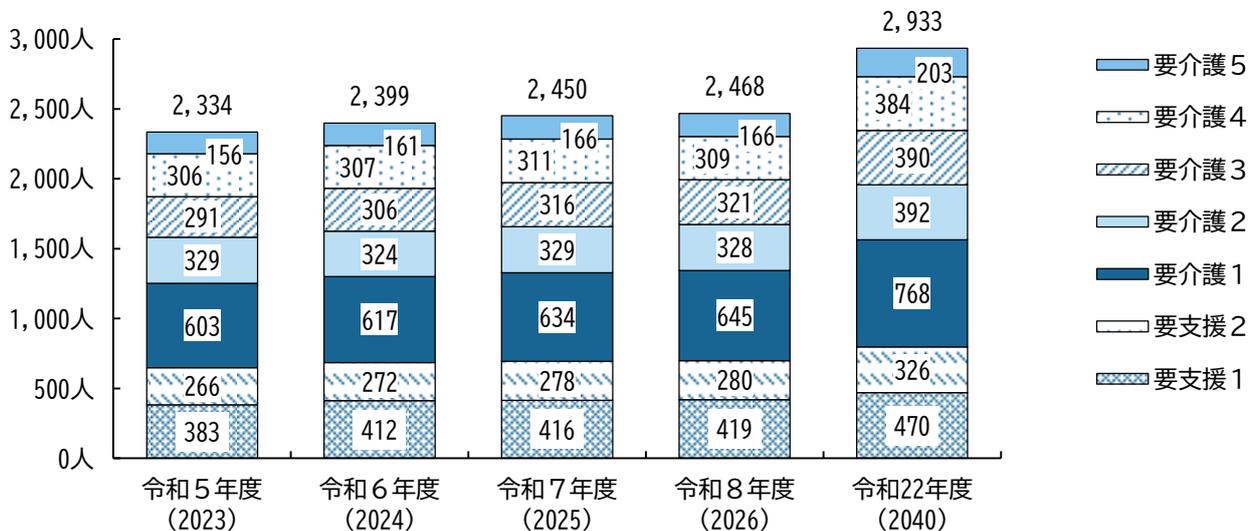


資料：コーホート変化率法による人口推計（令和5年度は住民基本台帳10月1日現在）

## (3) 要介護認定者の推計

令和22（2040）年度までの要介護認定者数の推計をすると、今後年々増加し、令和8（2026）年度には2,468人、令和22（2040）年度には2,933人になると予想されます。

### ● 要介護認定者の推計（2号被保険者含） ●

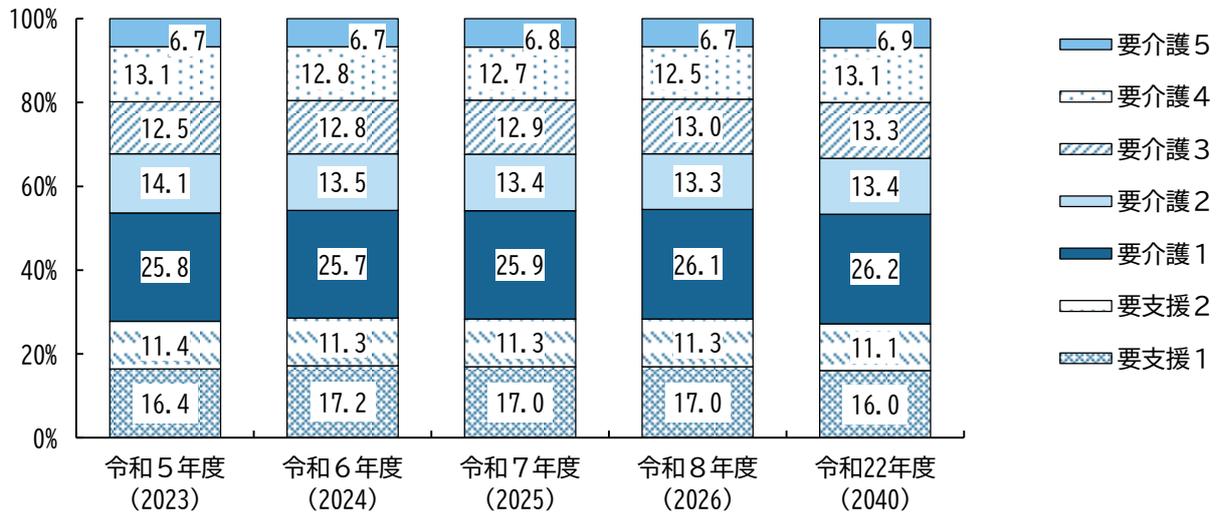


資料：見える化システム（令和5年度は実績）

## (4) 要介護度別認定者の割合の推計

令和22（2040）年度までの要介護認定者の割合をみると、大きな変化はなく、ほぼ横ばいで推移すると予想されます。

### ● 要介護度別認定者数（2号被保険者含）の割合の推計 ●



資料：見える化システム（令和5年度は実績）

## 4 前回計画の評価

### (1) 地域包括ケアシステムの充実

#### ① 地域包括支援センターの充実

多様な相談に対応できるよう、地域包括支援センターの職員の資質向上を図り、外部研修や事例検討、勉強会を実施してきました。成年後見制度の相談窓口である1次相談窓口と2次相談窓口との連携等が課題となっています。今後は、職員の資質向上・職員の連携の向上をしていくとともに、成年後見制度をはじめとした権利擁護の推進、相談支援体制強化等に努めます。

#### ② 在宅医療と介護の連携充実

見える化システムやKDBのデータ等各種医療・介護データを活用し、連携推進のための課題の把握と解決を目指してきましたが、在宅医療と介護の連携の推進をさらに充実させる必要があります。在宅医療・介護連携推進協議会を継続し、医療介護関係者との連携強化を図っていきます。

#### ③ 生活支援体制の充実

各中学校区において生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置、地域包括支援センターとの連携強化、地域の支え合い体制「ちいーとサポート」立上げ等を行ってきました。今後は協議体という枠組みにとらわれることなく、協議体よりも小さな地区単位による課題解決やサービスの創出に取り組みます。さらに他地区にも波及させるため、積極的に情報共有を行い、体制の充実を図っていきます。

#### ④ 地域包括ケアシステム推進体制の充実

専門職が介入した介護予防のための地域ケア会議、生活支援体制整備事業と連携して、日常生活圏域レベルや市レベルの地域ケア会議等を通して課題解決に努め、地域包括ケアシステム構築と充実を図ってきました。今後も個別レベルの地域ケア会議と日常生活圏域レベル・市レベルの地域ケア会議等を開催し、課題解決に努め、地域包括ケアシステム推進体制を充実させていきます。

## (2) 介護予防の促進

### ① 健康づくりの支援

各種検診の受診勧奨、個別方式や集団方式での検診の実施、健康相談のオンライン整備、他課企画の運動教室やイベントと連携した健康教育の実施等、様々な取り組みを行ってきました。各種検診受診率の向上、高血圧症ハイリスク者アプローチ、市民への情報発信の拡充をさらに充実させる必要があります。対象者の特性に合わせた通知物の作成・配布、特定保健指導対象者が指導を受けやすい体制整備、他課や企業と連携した健康教室の実施等を進めていきます。

### ② 社会参加の促進等

老人クラブ会員による三世代間交流事業、スポーツ大会の開催等を行ってきましたが、参加者の固定化・高齢化・減少が課題となっています。今後は交流事業の支援や市バスを使用した送迎の協力、クラブを通じた情報発信等を行い、新たな参加者の獲得を目指します。シルバー人材センター等の働く高齢者の支援についても、会員数の減少と高齢化が課題となっています。シルバー人材センターの認知度の向上や技術研修、新分野への就業開拓、派遣事業への取り組み等を推進し、就業機会の創出を図っていきます。

### ③ 介護予防の充実（一般介護予防事業）

「社会参加の促進」「フレイルの予防」「認知症の予防」の3点を基本とし介護予防に資する基本的な知識の普及啓発の実施、介護予防リーダーの育成、リハビリ専門職との連携強化や派遣を行ってきましたが、新型コロナウイルス感染症による参加者の減少、新型コロナウイルス感染症後の活動の再開と地域内の活動継承、リハビリ専門職の派遣の認知度の低さ等が課題となっています。データ分析の活用、それに基づいた介護予防教室の企画・実施、リハビリ専門職との連携強化、リハビリテーションサポート医と推進員の連携強化等を行い、介護予防の充実を図っていきます。

### ④ 介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）の充実

介護保険の各居宅サービスや生活支援サービスの拡充、介護予防ケアマネジメントの体制づくり、自立支援・重症化防止の取り組みを行ってきました。ケアマネジメントを実施している地域包括支援センター職員の負担増、介護ボランティアの人員不足等が課題になっており、各所で連携して解決に取り組んでいくことができる体制の整備を図っていきます。

## (3) 介護サービスの充実

---

### ① 居宅サービス

在宅介護を支援するために市民ニーズを把握しながら、各種居宅サービスを展開しました。課題として、サービスの周知、利用者のニーズの把握、ケアマネジャーをはじめとした人員の確保等があります。事業者や関係機関、県、周辺自治体と連携しながらより良いサービスの提供を図ります。

### ② 施設サービス

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現できるよう市民ニーズを把握しながら各種サービスを展開し、デイサービス、ショートステイ、通所型サービスC等を行ってきました。事業者の確保、サービスを行う人員確保、利用したい方への情報提供の強化が課題です。事業者や関係機関、県、周辺自治体と連携しながらより良いサービスの提供を図ります。

### ③ 地域密着型サービス

住み慣れた地域でサービスを受けられるよう市民ニーズを把握しながら、地域密着型サービスを展開してきました。今後は、サービスの周知強化、新しい支え手の確保、支え手の就労へのつながり等が課題となります。現在の取り組みと課題解決を行い、サービスの強化を図ります。

## (4) 高齢者等を支える福祉環境の整備

### ① 認知症施策の推進

認知症の啓発、適切な医療・介護の提供、介護者への支援、高齢者にやさしい地域づくり等、認知症の理解を深めるとともに認知症に関する問題解決に取り組んできました。取り組みの周知徹底、認知症本人の発信支援、関係機関との連携強化が必要となるため、新たな取り組みを行いながら、認知症施策を総合的に推進していきます。

### ② 福祉サービスの充実

在宅・入所系サービスの充実、成年後見制度についての周知を行い、ハード・ソフト両面の強化を行ってきました。今後は、さらに現在よりも住民に寄り添った、よりきめ細かなサービスを行うことが必要です。サービスが必要な方への周知、利用しやすい制度への見直し、関係機関との連携強化等を行っていきます。

### ③ 高齢者を支える家族等への支援充実

家族介護者の交流機会の提供等、高齢者を支える家族への支援を行ってきました。今後は介護者の就労継続相談や介護者同士の連携、ヤングケアラーを含む家族支援を関係機関及び関係課と連携し、家族介護者が安心して介護できる環境の充実を図ります。

### ④ 福祉人材の確保と資質の向上

人材の確保として、ハローワークやシルバー人材センターと連携し元気高齢者の介護現場への参入促進、介護職員初任者研修の費用助成等に取り組ましました。今後は担い手を積極的に活用するための組織や有償ボランティアの創出等新しい取り組みを行います。

### ⑤ 生活環境の整備

住民が安心して利用できる環境の整備を図ってきました。環境面では高齢者が暮らしやすいユニバーサルデザイン化を推進し、財源確保に努めつつ、優先順位をつけ、効果的な整備につなげます。交通手段ではコミュニティバスやデマンド型交通の利用を推進します。防犯・防災については関係機関と連携して現在行っている施策を推進し、高齢者への事前防災指導、要支援者の把握、住民への周知を強化していきます。

## (5) サービス提供システムの構築

---

### ① 情報の開示と提供体制

サービス利用者が適切な情報を取得できるように体制を強化し、情報を得やすい環境を整えます。併せて事業者については個人情報の保護の指導を行い、情報の適切な運用を行っていきます。

### ② サービスの質の確保

情報を習得しやすいようにサービスの向上を行っています。今後は介護職員等の負担軽減のためロボットやICTの導入を検討し、職員の就労環境の改善を図りサービスの質の確保・向上に努めます。

### ③ 苦情解決の仕組み

関係機関と連携し、早期解決に向けた適切な調査や指導・助言を行いました。国民健康保険団体連合会の相談機関等、関係機関との連携強化を行い、問題解決を図ります。

また介護サービス利用者とサービス提供事業所とのトラブルを未然に防止するため、介護相談員による利用者の不満・疑問等の聞き取りを行う介護相談員派遣事業を行っています。

### ④ 利用者保護の仕組み

サービス利用者が提供者と契約を締結する際に、不利益を被ることのないよう、事業者への指導等を通して支援してきました。自己決定能力低下者に対する権利擁護については市・地域包括支援センター・社会福祉協議会で専門的・継続的に支援を行ってきました。介護保険制度における契約上のトラブル事例は現在ありませんが、継続して利用者保護に努めます。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

湖西市では、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される湖西市版地域包括ケアシステムを充実させるとともに、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指し、「健やかで幸せな いきいき高齢社会をめざして」を基本理念として、高齢者福祉施策を推進してきました。

今後も、湖西市版地域包括ケアシステムのさらなる充実と地域共生社会の実現を推進するとともに、湖西市版地域包括ケアシステムのテーマである「地域共生～“わが事”として参画する～」をさらに推進していくことが、湖西市が抱える高齢者福祉を取り巻く課題の解決につながると考え、本計画においても前回計画の基本理念を踏襲し、計画を推進していきます。

**健やかで幸せな いきいき高齢社会をめざして**

## 2 湖西市版地域包括ケアシステムの充実に向けた重点施策

こさい高齢者プランの基本理念である「健やかで幸せな いきいき高齢社会をめざして」を実現するためには、令和22年（2040）年に向けて湖西市版地域包括ケアシステムを深化させていくことが重要です。介護認定率が全国的にも低く、お達者度（平均自立期間）が長いという特徴を持つ湖西市ですが、高齢化が進む将来推計からも、更なる充実を目指し取り組みを加速させる必要があります。介護認定率及び介護保険料を県内でも低く抑えている強みを更に強化するとともに、アンケート結果から関心が高く必要性のある内容についての底上げと、今後の将来推計・医療動向を見据えた下記施策を今期重点とし取り組みます。

そこで、湖西市では「**地域共生～“わが事”として参画する～**」をテーマに、以下の重点施策を推進します。

### ● 地域包括ケアシステム重点施策イメージ ●



## (1) 介護予防の重視

地域や社会とのつながりを持ち“わが事”として自らが参加できるよう自立支援・介護予防・重度化防止を重視し、認知症予防・リハビリ職を活用した効果的な各種予防事業を実施し、元気な高齢者を増やすための事業を推進します。

- 湖西に元気な高齢者を増やす<お達者度（平均自立期間）の維持延伸>
- 予防の3本柱
  - ①社会参加促進
  - ②フレイル（虚弱）予防
  - ③認知症予防
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
- リハビリ職、歯科衛生士等専門職との連携
- 介護認定率を成果指標とし、15.0%を数値目標とする
- お達者度（平均自立期間）を成果指標とし男性84.18歳・女性87.54歳を基準目標とする

健やかで幸せないきいきした高齢者を増やすためには、介護認定を受けない元気な高齢者を増やすことが重要です。当市は介護認定率が全国的にも低く、お達者度が長いという特徴がありますが、高齢者の増加が見込まれる将来を見据え、予防事業の更なる充実が不可欠です。そこで、介護認定率及びお達者度（平均自立期間）を成果指標とし実績把握・事業の進捗管理をしながら各種予防事業に取り組みます。具体的事業内容としては「社会参加促進」「フレイル（虚弱）予防」「認知症予防」を3本柱とし、継続して展開します。また、地域の通いの場に注目し、地域や社会とのつながり、各種専門職の介入による自身の介護予防や健康活動を意識できるような事業を促進します。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施ができるよう関係課や関係団体と協働した事業を推進します。更に、リハビリ職や歯科衛生士等の専門職との連携の強化を行うことで、介護予防を支える体制の充実を図ります。

## (2) 総合事業の深化

高齢社会を見据えた総合事業の利用を考え、事業対象者の明確化や利用の流れなどを関係者ととも検討し再構築することで、より必要な人が必要なサービスを利用できるような深化した体制づくりを目指します。

- 事業対象者の明確化
- 事業対象者像の提示と共有
- 総合事業の利用の流れや利用チャートの検討と共有

今後の高齢社会を見据え、総合事業の開始から9年目を迎える今、事業の対象者の明確化や、事業利用に向けた具体的なフローチャートの作成等、事業全体の検討を関係者ととも進め共有し、必要な人が必要なサービスに繋がるような共通した仕組みを再構築することで更なる事業の深化を目指します。

### (3) 在宅医療と介護の連携充実

関係機関、多職種との連携強化を図り、在宅医療と介護連携事業を推進し、自分らしく最後を迎えられるような体制を整備します。

- 湖西の在宅医療・介護のめざす姿：「湖西で あんきに 暮ら<sup>く</sup>住<sup>す</sup>まい」
- 市内病院と協力した在宅医療・介護連携支援センター設置と相談の充実
- 在宅医療・介護連携に係る情報・資源の調査、把握、普及
- 関係する多職種の研修会の充実
- ACP（人生会議）の推進

在宅医療と介護の連携の充実においては、行政や地域包括支援センター、病院、医療機関、歯科医院・薬局、介護サービス事業所等、様々な関係機関とのつながりが重要です。そこで、『湖西で あんきに 暮ら<sup>く</sup>住<sup>す</sup>まい』を在宅医療・介護全体の目指す姿とし、「日常期」「入退院期」「急変期」「看取り期」の4つの場面を想定した目指す姿を掲げ、最後まで湖西市で生活する選択肢がもてるよう、関係機関で協力し事業を展開します。

在宅医療と介護の連携を行うため、連携支援センターを設置し、市内の2つの病院と協力した対応を継続し、連携に必要な情報や資源を把握し、市民向け及び関係者向け各種研修会を充実し普及していきます。様々な関係機関とシズケアシステム等を活用し、在宅医療と介護の連携体制を深めていきます。

もしものときに、本人がどのような医療やケアを望むのか、前もって考え、家族や信頼する人、医療・介護従事者たちと繰り返し話し合い、共有するACP（人生会議）が実施できるよう支援していきます。

### (4) 認知症施策の充実

関係機関とつながり、予防活動と本人家族の意見を取り入れた認知症施策を推進します。

- 認知症の予防と早期発見のための事業展開
- 地域包括支援センターでの相談充実
- 認知症地域支援推進員配置と本人家族の意見を取り入れた活動展開
- 認知症初期集中支援チームや認知症支援推進員の設置と活動
- チームオレンジの結成と活動

認知症の早期発見や予防、支援においては、様々な専門機関とのつながりが重要です。そこで、認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員等関係者のシズケアシステムを活用した密な連絡とともに、本人や家族の意見を聴き、必要な取り組みを展開します。また、生活支援体制と絡めた見守り等地域全体の認知症対策に取り組みます。認知症サポート医の協力を得ながら支援体制をつくるとともに、地域包括支援センターにおける相談体制も促進し、認知症の本人や家族を皆で支援する“チームオレンジ”としての活動を展開していきます。

### 3 事業体系

基本方針	分野別施策	
1 地域共生	(1) 地域包括支援センターの充実	P37
	(2) 生活支援体制の充実	P41
	(3) 高齢者を支える家族等への支援充実	P43
	(4) 福祉サービスの充実	P44
	(5) 権利擁護の推進	P48
	(6) 生活環境の整備	P49
	(7) サービス提供システムの構築	P52
2 介護予防の推進	(1) 健康づくりの支援	P55
	(2) 社会参加の促進等	P58
	(3) 介護予防の充実（一般介護予防事業）	P62
	(4) 介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）の充実	P66
3 介護サービスの充実	(1) 居宅サービス	P73
	(2) 施設サービス	P82
	(3) 地域密着型サービス	P84
4 在宅医療・介護連携	(1) 在宅医療・介護連携の推進	P89
	(2) 在宅医療の提供体制の確保	P93
5 認知症施策	(1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進	P94
	(2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供	P96
	(3) 認知症の人の介護者への支援	P99
	(4) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進	P100
6 福祉人材の確保・育成・定着	(1) 福祉人材の確保	P103
	(2) 人材の育成・定着	P104
7 災害対策・感染症対策	(1) 災害対策	P105
	(2) 感染症対策	P106

## 4 日常生活圏域の設定

第9期計画においては、第8期計画と同様に、「湖西中学校圏域」「岡崎中・白須賀中学校圏域」「鷺津中学校圏域」「新居中学校圏域」の4圏域を日常生活圏域とします。地域包括支援センターは各圏域ごとにある特別養護老人ホームに設置します。

### ● 日常生活圏域図 ●



## 第4章 基本方針に基づく分野別施策

### 1 地域共生

地域共生社会の実現に向けて、地域包括支援センターを中心に、地域共生社会の根幹となる地域包括ケアシステムの深化を図るとともに、高齢者や家族介護者の支援、権利擁護等、様々な支援サービスを充実していきます。

#### (1) 地域包括支援センターの充実

湖西市版地域包括ケアシステムを深化させていくために、地域包括ケアシステムの中心的な担い手となる地域包括支援センターを充実させていきます。

#### ● 湖西市地域包括支援センター運営協議会の実施

##### ● 事業内容 ●

年に2回、地域包括支援センターの業務評価を含めた湖西市地域包括支援センター運営協議会を実施しています。

湖西市地域包括支援センター運営協議会において湖西市地域包括支援センターの業務取り組み状況等を報告し、公正かつ適正な運営を維持できるよう努めています。

##### ● 今後の方向性 ●

- 公正かつ適正な運営が保たれるよう、年2回の湖西市地域包括支援センター運営協議会を開催時期を検討しながら継続していきます。
- 地域包括支援センターの業務や体制等の課題に適切に対応するため、運営協議会での議論を踏まえ、支援・指導の内容を検討し改善する体制を構築していきます。

## ● 湖西市地域包括ケアシステム推進会議（地域ケア会議）の開催

### ● 事業内容 ●

個別・日常生活圏域の課題や共通する全体課題の検討や政策形成につなげるため、湖西市地域包括ケアシステム推進会議を開催します。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
地域ケア会議（個別）	2回	8回
地域ケア会議（日常生活圏域）	1回	4回

### ● 今後の方向性 ●

- 地域ケアシステム推進会議（市レベルの地域ケア会議）を開催します。
- 介護予防のための地域ケア会議の開催を促すため、実施要領の説明を毎年地域包括支援センターに実施します。
- 生活支援体制整備事業と連携して、日常生活圏域レベルや市レベル地域ケア会議において、課題解決に努め、地域包括ケアシステム構築と充実につなげます。
- 地域包括支援センターへ事業説明等を実施し、事業理解を強化します。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
個別・日常生活圏域レベル 地域ケア会議への専門職支援回数	1回	4回
地域包括ケアシステム推進会議 （市レベル地域ケア会議）	1回	1回

## ● 地域包括支援センターの職員の資質向上

### ● 事業内容 ●

地域包括支援センターの職員の資質向上に向けて、県や関係団体が行う研修会等について情報提供し、積極的に参加するよう案内を行っています。また、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の部会を月1回開催し、情報共有や研修会、事例検討会を実施しています。

### ● 今後の方向性 ●

- 地域包括支援センターの職員に対し、外部研修の情報提供を継続していきます。
- 各職種による部会での事例検討などによる勉強会を支援し、資質向上を図ります。
- 国により示された地域包括支援センター評価指標を活用することで適切な人員体制の確保や業務の重点化・効率化、サービス向上に努めます。
- 市および地域包括支援センター職員を対象に、センターの業務評価の活用方法を習得し、センター機能強化を図ります。
- 介護支援専門員を対象に研修会、事例検討会や情報交換を行い、資質の向上を図ります。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
介護支援専門員等連絡会実施回数	6回	6回
包括支援センター職種別研修会実施回数	36回	36回
運営協議会開催回数	1回	2回

## ● 総合相談・支援事業

### ● 事業内容 ●

地域包括支援センターでは、医療、介護、福祉の知識を有した専門職が、市民からの相談に応じています。介護保険制度や保健福祉サービスの相談だけでなく、高齢者の生活全般に関する問題や権利擁護等の様々な相談に対応しています。また、認知症初期集中支援チームおよび認知症地域支援推進員を配置し、認知症支援を行っています。

### ● 今後の方向性 ●

- 多様な相談に対応できるよう、地域包括支援センターの職員の資質向上を図ります。
- 成年後見等をはじめとする権利擁護に関する相談対応の強化を図ります。
- 研修会への参加や検討会の実施を通じて、認知症初期集中支援チームおよび認知症地域支援推進員による認知症への対応を充実させます。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
総合相談件数	1,200件	1,300件
継続支援件数	2,600件	2,700件

## (2) 生活支援体制の充実

生活支援コーディネーターの充実や地域の担い手の発掘等を通じて、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を実現させることができる生活支援体制を充実させます。

### ● 生活支援コーディネーターと協議体の設置

#### ● 事業内容 ●

地域における生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たすため、全中学校区において生活支援コーディネーターと協議体を設置しています。協議体ごとにニーズや課題、社会資源を把握し、課題解決のための取り組みを進めています。

#### ● 今後の方向性 ●

- 協議体という枠組みにとらわれることなく、協議体よりも小さな地区単位による課題解決やサービスの創出に取り組みます。さらに他地区にも波及させるため、協議体において積極的に情報共有をします。
- 地域ニーズや課題をより明確にし、さらに集約させるため、地域包括支援センターとの連携強化を図るとともに、地域ケア会議との連携を検討し推進します。
- 生活コーディネーターの研修参加について市から情報提供を強化し参加を促します。
- 貸出公用車の活用周知、活用に向けたルールの検討、地域の支え合い体制との連携を進めます。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
第1層生活支援コーディネーター数	1人	1人
第1層協議体数	1	1
第2層生活支援コーディネーター数	5人	5人
第2層協議体数	5	5

## ● 生活支援の支え手発掘と養成

### ● 事業内容 ●

生活支援の支え手（担い手）とする研修を実施し、事業所や地域とのマッチングを図る等、生活支援の支え手（担い手）・介護人材の発掘と養成を行っています。また、有償ボランティア活動としての地域の支え合い体制「ちいーとサポート」の設立や就労的活動支援コーディネーターの配置を通じて、市民の生活を支援しています。

### ● 今後の方向性 ●

- 地域の支え合い体制「ちいーとサポート」の周知と充実に取り組めます。
- 地域の支え合い体制「ちいーとサポート」と運転ボランティアの活用について、市民目線で検討し効率的な実施体制の検討を進めます。
- 元気な高齢者に対しても、支え手として活躍を促し、就労的意欲を上げるとともに介護予防につなげます。
- 支え手（担い手）を積極的に活用するための組織や、有償ボランティア等の新しいサービスの創出に取り組むとともに、支え手となりうる人たちへ、積極的に周知し登録を促します。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
支え手（担い手）養成件数（延べ）	50人	65人

### (3) 高齢者を支える家族等への支援充実

介護が必要な高齢者だけでなく、高齢者を支える家族等も安心して自分らしい暮らしを実現させるために、家族介護者の交流や在宅での介護に課題を抱えている介護者の支援を充実します。

#### ● 家族介護者の交流の促進

##### ● 事業内容 ●

高齢者を介護している家族の身体的、精神的負担軽減のため、事業所等と連携し、教室や交流会を開催することで、知識や技術を深めるほか交流の機会を提供しています。

##### ● 今後の方向性 ●

- 介護者が興味を持つ内容を検討し、参加しやすい時間や場所などで講座を開催して、参加者数を増やしていきます。
- 介護者の就労継続相談や介護者同士のつながり強化を意識した教室等を実施します。
- 介護者教室も含めた在宅介護者支援に取り組みます。

#### ● 介護者の相談支援

##### ● 事業内容 ●

在宅で困難を抱えている介護者（ヤングケアラー含む）に対し、相談等を通じて適切な支援やサービスにつなげます。

##### ● 今後の方向性 ●

- 地域包括支援センターや民生委員・児童委員・医療介護専門職等との連携を通じて、在宅での介護に困難を抱えている介護者（ヤングケアラー含む）を支援し適切なサービスや相談先につなげます。
- 相談窓口の周知や相談しやすい環境を整備することで、気軽に相談できる相談体制を構築します。
- 家族介護者教室や認知症カフェの充実等、各種認知症に関する施策と連携しながら、介護者への支援を展開していきます。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
地域包括支援センター介護者相談件数	-	10件

## (4) 福祉サービスの充実

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現することができるよう、在宅福祉サービスや入所系サービス等、様々な高齢者福祉に関する高齢者の生活状況にあったサービスの充実を図ります。

### ● 在宅福祉サービス

#### ● 事業内容 ●

ひとりぐらし高齢者や高齢者世帯等の対象者に、高齢者等配食サービス、ふれあい収集、紙おむつ購入費助成、高齢者バス・タクシー利用料金助成、ひとりぐらし高齢者緊急通報システム、寝具洗濯乾燥消毒サービス、家族介護慰労金の支給、生活管理指導短期宿泊等の在宅福祉サービスを提供しています。

#### ● 今後の方向性 ●

- 必要な人が必要なときに利用できるよう、広報等を活用した制度の周知を行います。
- 利用しやすい制度を目指し、必要に応じて制度の見直しを実施していきます。

### ① 高齢者等配食サービス

ひとりぐらし高齢者や高齢者世帯等の食事の支度が困難な方を対象に、栄養バランスのよい昼食を配達します。また、集配時に声掛け等を行い、安否確認も行います。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
利用者数	110人	125人

### ② ふれあい収集

市内在住で自らごみを出すことが困難であり、親族や身近な人から支援を受けられない方で、要支援・要介護認定を受けているひとりぐらし高齢者や高齢者世帯、障害者などを対象に、週1回、自宅へ訪問してごみを回収しながら、安否確認を行います。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
利用者数	60人	75人

### ③ 紙おむつ購入費助成

在宅高齢者で常時紙おむつに排せつする人等を対象に、紙おむつ引換券を交付し、購入費の一部を助成します。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
助成者数	115人	125人

### ④ 高齢者バス・タクシー利用料金助成

市内に住所を有する在宅の方で、75歳以上の方を対象に、コーちゃんバスやタクシーに利用できる乗車券を交付します。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
利用者数	3,800人	4,500人

### ⑤ ひとりぐらし高齢者緊急通報システム

ひとりぐらし高齢者等を対象に緊急通報システムを設置します。また、定期的な安否確認および必要に応じて救急車の要請や親族等への連絡を行います。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
利用者数	95人	105人

### ⑥ 寝具洗濯乾燥消毒サービス

ねたきりの高齢者やひとりぐらし高齢者、高齢者世帯等で寝具の衛生管理が困難な人等を対象に、掛布団・敷布団・毛布のクリーニングを実施します。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
利用者数	12人	15人

## ⑦ 家族介護慰労金の支給

要介護4・5の市民税非課税世帯の高齢者で、過去1年間に介護保険サービスを利用しなかった人を介護している同居の家族を対象に、慰労金を支給します。介護サービスの利用状況と事業の継続について検討します。

## ⑧ 生活管理指導短期宿泊

介護保険の認定を受けていない虚弱な高齢者で、日常生活を一人で営むのに支障のある方を対象に、冠婚葬祭などの事情により一時的に一人で過ごさなければならない場合、施設に短期間宿泊し、生活習慣の改善指導などのサービスを行います。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
利用者数	1人	1人

## ● 入所系サービス

### ● 事業内容 ●

支援が必要な高齢者に対して、養護老人ホーム、ケアハウスを提供しています。

### ● 今後の方向性 ●

- 市内の高齢者の実態把握に努め、必要な支援が適切に市民に提供できるよう、ニーズに合わせた事業拡大を図ります。
- 高齢者の住宅関係担当課等との連携を図り、高齢者の住まいの確保・生活の支援を行っていきます。

## ① 養護老人ホーム

市内に居住しているおおむね65歳以上の人で、日常生活は自立しているが経済的、環境的な理由により居宅において生活することが困難な人を養護老人ホームへ措置入所し、生きがいを持った生活が送れるよう支援しています。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
利用者数	2人	3人

## ② ケアハウス

生活支援が必要な人で、家庭環境や住宅事情などにより居宅での生活が困難な高齢者を対象に、低料金で個室が利用できる施設において、生活相談、食事、入浴、緊急時の対応等のサービスを提供しています。

## (5) 権利擁護の推進

住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、虐待防止施策の推進や成年後見制度の普及を図ることで、高齢者の権利擁護を推進していきます。

### ● 虐待防止に向けた取り組みの推進

#### ● 事業内容 ●

高齢者の虐待を防止するために、虐待防止に関するパンフレットの配布や出前講座の実施等を行うことで、周知・啓発を行います。また、関係機関や地域と連携し、地域における見守りや虐待を早期に発見し、支援していきます。

#### ● 今後の方向性 ●

- 高齢者虐待に関する周知・啓発を関係機関と連携し実施していきます。
- 関係機関や地域との連携を強化し、地域における見守り支援体制を強化していきます。

### ● 成年後見制度利用促進事業

#### ● 事業内容 ●

尊厳ある本人らしい生活を継続することができるようにするため体制を整備し、必要な人が安心して制度を利用できるようにします。

#### ● 今後の方向性 ●

- 必要な人が適切に成年後見制度の利用ができるよう、申立人が不在の場合には地域包括支援センターと連携し、申立ての支援を行います。また、低所得者世帯に対し成年後見人等への報酬助成を行い、制度利用について支援をします。
- 中核機関において、広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能を充実させていきます。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
権利擁護（成年後見制度）相談件数	15件	30件

## (6) 生活環境の整備

---

高齢者が住み慣れた地域で安心・安全な生活を送ることができるよう、社会福祉協議会と連携しながら安心・安全な生活環境を充実させます。

### ● 社会福祉協議会

---

#### ● 事業内容 ●

社会福祉協議会は、地域住民が参加し取り組む福祉活動や支え合いの仕組みづくりを支援する組織であり、行政と連携しながら様々な高齢者福祉に関する施策を展開しています。

#### ● 今後の方向性 ●

- 地域住民を含む多くの関係者が地区社協を理解し、活動に参加できるような取り組みを進めることで、地区社協活動の認知度と参加者を増やし、活動の活性化を図ります。
- 地域住民のつながりの構築を支援し、生活上の困りごとを住民同士で助け合えるような仕組みづくりに努めます。
- 地域福祉活動の支え手を育成し、活動を支える支え手を確保します。

---

## ● ユニバーサルデザインのまちづくり

---

### ● 事業内容 ●

ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるため、ユニバーサルデザインに関する広報・啓発活動を行っています。また、公共施設や道路等において、高齢者だけではなく、誰もが安心して利用・通行できるような整備を行っています。

### ● 今後の方向性 ●

- 高齢者が暮らしやすいまちづくりのために、ユニバーサルデザイン化の積極的な推進を図ります。
- 既存建物の改修を行う予定の所有者へ、関係法令の周知・啓発を図ります。
- 公共施設において、改修工事を行う際にユニバーサルデザイン化を図ります。
- 財源確保に努めるほか、優先順位を定め、効果的な改善に努めます。

---

## ● 交通手段の確保

---

### ● 事業内容 ●

高齢者をはじめとする多くの市民の買物や通院、公共施設等への利便性の向上を図るため、コミュニティバスの運行やデマンド型交通を実施しています。乗り方教室の実施等により、利用啓発にも取り組んでいます。また、市内在住の75歳以上の高齢者を対象にバス・タクシーの乗車券を配布しています。さらに、JR3駅付近の自治会を除く市内全域でデマンド型乗合タクシーを実施し、乗合割引を導入しています。

### ● 今後の方向性 ●

- 市内のバスやタクシー等をより利用しやすくなるよう、速達性の確保とともに、交通アクセスの向上を図ります。
- デマンド型交通をはじめとした、よりよい公共交通を検討し利便性を向上します。
- バスやデマンドバスの乗り方教室の実施等を通じて、利用啓発に取り組みます。
- 利用者のニーズを把握し、必要に応じて路線や経路、ダイヤの見直しを行います。

---

## ● 交通安全対策

---

### ● 事業内容 ●

高齢者の交通事故を防ぐために交通安全教室を開催するとともに、高齢者の自転車・バイクへの蛍光ステッカーの貼り付け等を、関係団体と連携して実施しています。

### ● 今後の方向性 ●

- 各種イベントへのキャンペーン活動および地域の老人クラブを対象とした交通安全教室を開催します。
- 自発光資材の普及・啓発を図ります。

---

## ● 防犯対策の充実

---

### ● 事業内容 ●

警察・防犯協会・金融機関等と連携・協力し、振り込め詐欺等に関する広報・啓発や出前講座を通じた啓発活動を実施しています。

### ● 今後の方向性 ●

- 警察、金融関係機関および関連団体と協力し、特殊詐欺に関する啓発活動を実施します。
- 出前講座や同報無線を活用した啓発活動を行います。

## (7) サービス提供システムの構築

---

高齢者が安心して様々な福祉サービスを受けられるように、利用者保護やサービス内容の見える化等を図っていきます。

### ● 利用者への情報公開

---

#### ● 事業内容 ●

サービス利用者に対しては、事業運営に関する充実した情報提供を行い、利用者の自由な選択、安心感の確保を図っています。また、静岡県および湖西市による介護サービス事業者の現地指導を通じて、サービス利用者に対する情報公開が適切に行われているか確認を行っています。

#### ● 今後の方向性 ●

○ 関係機関と協力しながら利用者が適切な情報を取得できるよう、サービス提供者に関する情報収集・情報提供を行います。

### ● 個人情報の保護

---

#### ● 事業内容 ●

静岡県および湖西市による介護サービス事業者の現地指導を通じて、サービス利用者の自由な選択、安心感を確保するとともに、利用者の個人情報の取り扱いを適切に行うよう指導しています。

#### ● 今後の方向性 ●

○ 事業者に対する指導を継続して行います。

---

## ● サービス内容の評価と公表

---

### ● 事業内容 ●

静岡県「介護サービス情報の公表」計画に基づき、各事業所がサービス内容を公表するとともに、県の「介護サービス情報公表システム」の案内パンフレットを活用し、介護保険申請に訪れた市民が介護サービス情報システムを利用できるよう、周知を行っています。また個々のサービス提供者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけられるよう、当事者（サービス提供者および利用者）以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行っています。

### ● 今後の方向性 ●

- サービス提供者の事業運営の考え方、サービスの実施体制など、サービス利用者が積極的にサービスの選択・計画作成に関われるよう、情報をわかりやすく公表します。

---

## ● 介護保険制度における苦情解決の仕組み

---

### ● 事業内容 ●

「利用者本位のサービス提供」が行える体制を構築するため、多様化・複雑化する苦情、要介護認定などに対する不服などについて、関係機関と連携し、早期解決に向けた適切な調査や指導、助言を行うとともに、国民健康保険団体連合会や県などの相談機関の周知を行っています。

### ● 今後の方向性 ●

- 関係機関と連携し、早期解決に向けた適切な調査や指導、助言を行うとともに、国民健康保険団体連合会や県などの相談機関の周知に努めます。

---

## ● トラブルの未然防止

---

### ● 事業内容 ●

介護サービス利用者とサービス提供事業所とのトラブルを未然に防止するため、介護相談員による利用者の不満・疑問等の聞き取りを行う介護相談員派遣事業を行っています。

### ● 今後の方向性 ●

- 寄せられた苦情事例について、介護相談員にも情報提供し、相談業務に活用していきます。

---

## ● 契約に対する支援

---

### ● 事業内容 ●

事業者指導の際に、サービス事業所は利用者に対し、契約時に必ず重要事項説明書、運営規定等を提示のうえ、利用者が不利益を被ることがないように丁寧な説明を行うよう、指導を行っています。

### ● 今後の方向性 ●

- 利用者が提供者と契約を締結する際に、不利益を被ることのないよう、事業者への指導等を通して徹底を図ります。
- 利用者への注意喚起などの啓発、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者への協力要請など、必要な支援をしていきます。

---

## ● 自己決定能力低下者に対する権利擁護

---

### ● 事業内容 ●

認知症高齢者や、自己判断能力が充分でない高齢者に対し、自己決定の援助、契約の締結など、地域での生活を営むのに不可欠な情報提供・助言、手続きの援助、苦情解決制度の利用援助を行っています。

### ● 今後の方向性 ●

- 市や地域包括支援センター、社会福祉協議会では、本人の権利を擁護し地域において安心な生活が送れるよう、専門的、継続的に適切な支援を行います。
- 相談があった際には適切に対応できるよう、専門職同士の連携強化に努めます。

## 2 介護予防の推進

地域や関係機関と連携し、健康づくりから重度化防止まで切れ目のない支援や社会参加の促進等を行うことで、要介護状態とならないよう、お達者度（平均自立期間）を高めていきます。また介護状態となっても重度化しないように、介護予防を推進します。

### （1）健康づくりの支援

高齢者がいつまでも健康な生活を送り、健康寿命を延伸できるよう、日々の健康づくり習慣や健診の充実等を通じて健康づくりに関する支援を充実させ、お達者度（平均自立期間）を高めていきます。

#### ● 特定健康診査・特定保健指導・後期高齢者健康診査

##### ● 事業内容 ●

40歳～74歳の被保険者を対象に特定健康診査や特定保健指導を、75歳以上の後期高齢者を対象に後期高齢者健康診査を実施しています。40歳～74歳の国民健康保険加入者に対し、集団検診（がん検診と同時受診）と個別健診の方法で受診できるように設定し、期間内に受診できなかった人を対象に追加健診を実施して、受診率の向上を図っています。また、特定保健指導対象者には、集団指導や個別指導を実施しています。

##### ● 今後の方向性 ●

- 健診受診率・保健指導率の向上のため、案内通知の工夫や広報などによる周知・啓発の実施や受診しやすい環境の整備に努めます。
- 重症化リスクの高い人に対し、健診結果に応じた指導を行うことで適切な医療につなげ、生活習慣の改善への支援を行います。
- 保健指導については、指導困難者への対応を検討し、指導率向上に努めます。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
特定健康診査の受診率	45.0%	52.5%
特定保健指導の受診率	66.2%	70.5%
後期高齢者健康診査の受診率	31.0%	33.0%

## ● 保健対策事業

### ● 事業内容 ●

健康教室や健康相談、各種健康イベント、オンラインでの健康相談の実施等を通じて、健康を支援する環境づくりや健康づくりに関する普及啓発を行っています。

### ● 今後の方向性 ●

- 庁内関係各課や市内企業と連携し、生活の場で気軽に参加できる健康教室・健康相談の充実を図ります。
- 健康づくりの支援を行うとともに、健康増進の啓発を行います。
- 参加しやすい場所での実施を通じて、気軽に健康づくり活動に参加できる環境を整備します。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
健康教室の参加者数	1,850人	2,000人

## ● 生活習慣病予防事業

### ● 事業内容 ●

40歳以上の成人を対象に各種検診を実施し、生活習慣病の早期発見、早期治療および予防に努めています。個別通知による受診奨励や広報、市役所だより等を用いて、受診率の向上を図っています。

### ● 今後の方向性 ●

- 受診率向上のため受診啓発活動を行います。
- 生活習慣病に関する情報を市民に提供すること等を通じて、生活習慣病に対する意識を高めます。
- 医療機関と連携し、対象者が受診しやすい体制づくりに努めます。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
胃がん検診受診率	17.3%	18.0%
大腸がん検診受診率	20.3%	22.0%
肺がん検診受診率	24.6%	26.0%

※ 市町村におけるがん検診の受診率の算定方法にて算出  
 国民健康保険の被保険者のうち、がん検診の受診者 ÷ 国民健康保険の被保険者

## (2) 社会参加の促進等

心身の健康に重要な高齢者の生きがいづくりを促進するために、世代間交流事業や生涯学習・生涯スポーツの充実、また老人クラブ活動や就労支援等の高齢者の社会参加を支援します。

### ● 世代間交流事業

#### ● 事業内容 ●

保育園・幼稚園・こども園の行事へ的高齢者の参加や、老人クラブや高齢者福祉施設等での催し物への園児参加における高齢者と園児の交流等を実施しています。

#### ● 今後の方向性 ●

- 保育園・幼稚園・こども園へ的高齢者の招待、寿大学や老人クラブの催し物への参加、老人福祉施設への訪問等を実施します。
- 高齢者と児童の交流促進を展開します。
- 新たな交流先や、参加者数の増加のための方策を検討します。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
老人クラブや施設等での 催し物への参加人数	園児他：100人	園児他：200人
いきいきサロンにおける世代間交流 参加人数	園児他：200人	園児他：200人

## ● 生涯学習・生涯スポーツ

### ● 事業内容 ●

高齢者の健康保持・体力増進、ストレス解消を目的に、年9回スポーツ大会を実施しています。

### ● 今後の方向性 ●

- 多くの方が気軽に参加でき、楽しめる大会となるよう、高齢者の体力面等を考慮しながら、大会の種目・内容・回数・開催時期等を役員と協議し、検討します。
- 参加者が固定および減少しているため、大会を広くPRして新規の参入を促進します。
- より多くの会員に参加してもらえるよう、湖西老人クラブ（スポーツ愛好部）を通じて発信していきます。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
パタンク	201人（2回）	200人（2回）
パタボード	200人（2回）	200人（2回）
ラージボール	41人（1回）	41人（1回）
グラウンドゴルフ	148人（2回）	148人（2回）
輪投げ	354人（2回）	354人（2回）

## ● 老人クラブの活動支援

### ● 事業内容 ●

高齢者の健康で生きがいある生活の向上を図るため、老人クラブ連合会および単位老人クラブの活動を支援しています。「老人クラブ連合会」の名称を、「いきいきクラブ連合会」という愛称を使う等、より親しみやすく、入会しやすい環境を整備しています。

### ● 今後の方向性 ●

- 高齢者の健康、生きがいづくり活動や福祉増進を目的に活動する老人クラブへの育成支援を続けていきます。
- 老人クラブ連合会の加入促進委員会の活動を活発にして、新規会員加入促進を図ります。
- 老人クラブへの補助金交付による活動支援を行うとともに、新規会員加入促進についての検討会へ参加します。
- 市バスによる会場への送迎に協力し、会員が総会に参加できるよう支援します。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
老人クラブ数	32クラブ	32クラブ
老人クラブ会員数	1,470人	1,500人

## ● 働く高齢者の支援

### ● 事業内容 ●

シルバー人材センターを通じて、軽作業や施設管理等の多種多様な就業の場を提供しています。新規会員の増加や後継者の育成に取り組んでいます。

### ● 今後の方向性 ●

- 広報やホームページを活用し、シルバー人材センターの認知度を向上させます。
- 会員拡大に努めるとともに、会員に対する技術研修の実施や継承による後継者づくりを推進します。
- 新たな分野への就業開拓や、派遣事業へも積極的に取り組み、就業機会の創出を支援します。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
シルバー人材センター会員数	444人	458人
シルバー人材センター受注件数	2,086件	2,279件

### (3) 介護予防の充実（一般介護予防事業）

高齢者が要介護状態にならず、健康寿命を延伸し、お達者度（平均自立期間）を高めたいけるよう、介護予防に関する啓発活動や地域で介護予防に関する取り組みを行う住民グループの支援を行うとともに、介護予防に関する啓発事業や社会参加、就労・有償ボランティア活動等を意識した介護予防教室を推進します。

#### ● 介護予防普及啓発事業

##### ① 社会参加・フレイル・認知症等介護予防教室

###### ● 事業内容 ●

年間を通じて、社会参加を意識し、「社会参加の促進」「フレイルの予防」「認知症の予防」の3つを介護予防の柱として様々なテーマで介護予防に資する基本的な知識の普及啓発を行っています。

###### ● 今後の方向性 ●

- 高齢者自ら継続して介護予防に取り組み“わが事”として捉えられるように、市民全体の介護予防意識を高める教室を実施します。
- 「社会参加の促進」「フレイルの予防」「認知症の予防」の3つを介護予防の柱として運動教室や介護予防に関する講座を充実させます。
- 実施する教室や講座を市民のニーズをとらえながら充実させることで、参加者の増加を図ります。
- ICTを活用した予防事業を実施します。
- 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施を意識し、KDBシステム等のデータを基にした内容を取り入れて事業を実施します。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
介護予防教室 実施回数	800回	850回
介護予防教室 参加者数（実人数）	3,000人	3,500人
介護認定率	14.2%	15.0%

## ② コーちゃん健康マイレージ事業

### ● 事業内容 ●

健康づくり（介護予防）活動を目的とした「コーちゃん健康マイレージ事業」を関係課と連携して実施しています。

### ● 今後の方向性 ●

- 健康づくりに関連する課と連携し、「コーちゃん健康マイレージ事業」の拡充を図るとともに周知を行います。
- 高齢者のボランティアポイントとしての事業効果を検討しながら、介護予防も兼ねたボランティアポイント制度を実施していきます。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
応募実人数	600人	650人
応募総数	2,100人	2,200人

## ● 地域介護予防活動支援事業

### ● 事業内容 ●

地区社協等の住民グループが行う介護予防活動等通いの場に対して支援を行っています。また、介護予防リーダーの育成、高齢者の健康づくりの促進、地域住民による介護予防活動の促進を支援しています。

### ● 今後の方向性 ●

- 地区社協等の住民グループが行う介護予防に資する活動に対し、専門職を派遣するなどの必要な支援を行います。
- 市民の介護予防に対する意識を高め、リーダーや担い手などの新規ボランティアを育成します。
- 住民主体の介護予防の場となるよう、実施回数を増やす方法を検討します。
- 関係課と連携し、一体的実施が展開できるよう見える化システムやKDBシステム等から得られるデータを活用し事業を展開します。
- 関係課との連携を強化し、年齢で途切れることのない継続した取り組みを行います。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
いきいきサロン実施地区	42地区	42地区
いきいきサロン参加者総数	9,300人	15,000人
健康体操教室実施地区	36地区	36地区
健康体操教室参加高齢者総数	2,700人	4,000人



## (4) 介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）の充実

高齢者の様々な生活支援ニーズに対応するために、国が評価指標を元に市町村に交付する「介護保険保険者努力支援交付金」の活用等を通じて、介護予防や生活支援サービスの充実を図ります。

### ● 訪問型サービス

#### ● 事業内容 ●

要支援認定者、基本チェックリスト該当者を対象に、訪問型サービスを実施しています。地域包括支援センターと連携し、地域において家事等の生活援助、入浴等の身体介護が必要な高齢者のサービス利用促進を図っています。

#### ● 今後の方向性 ●

- 必要な人が利用できるよう、広報等を活用した周知を行います。
- 利用者のニーズに応じたサービスの充実を図ります。
- 介護ボランティアについての認知を高め、サービスにおける介護ボランティアの参入を図ります。
- 未実施のサービス種別について、必要性を含め検討を進めます。

### ① 訪問型サービス

要支援認定者、基本チェックリスト該当者を対象に、指定事業所の訪問介護員（ヘルパー）が入浴・排せつ・食事等の身体介護や調理・掃除等の生活援助を行います。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
利用者数	924人/年 (77人/月)	768人/年 (64人/月)

## ② 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）

要支援認定者、基本チェックリスト該当者を対象に、訪問介護員（ヘルパー）や一定基準の研修受講者による調理や食材の確保、洗濯、室内の掃除、布団干し、ごみ出し、その他の日常生活上の生活援助を行います。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
利用者数	312人/年 (26人/月)	348人/年 (29人/月)

## ③ 訪問型サービスC（短期集中予防サービス）

要支援認定者、基本チェックリスト該当者で特に閉じこもり等の心身状況のために通所による参加が困難な者に対し、リハビリ専門職等の訪問による生活機能を改善するための機能向上プログラム等を実施します。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
利用者数	2人	2人

## ● 通所型サービス

### ● 事業内容 ●

要支援認定者、基本チェックリスト該当者を対象に、通所型サービスを実施しています。

### ● 今後の方向性 ●

- 必要な人が利用できるよう、広報等を活用した周知を行います。
- 利用者のニーズに応じたサービスの充実を図ります。
- 介護ボランティアについての認知を高め、サービスにおける介護ボランティアの参入を図ります。
- 未実施のサービス種別について、必要性を含め検討を進めます。

## ① 通所型サービス

要支援認定者、基本チェックリスト該当者を対象に、閉じこもりの予防や自立支援のため、運動機能向上のプログラム等により身体機能の維持・改善を図ります。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
利用者数	4,752人/年 (396人/月)	4,356人/年 (363人/月)

## ② 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）

要支援認定者、基本チェックリスト該当者を対象に、閉じこもりの予防や自立支援のため、ミニデイサービス、運動、レクリエーション等の活動を行います。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
利用者数	1,164人/年 (97人/月)	1,404人/年 (117人/月)

### ③ 通所型サービスC（短期集中予防サービス）

要支援認定者、基本チェックリスト該当者を対象に、リハビリ専門職等による生活機能を改善するための機能向上や栄養改善等のプログラムを短期間に集中して実施します。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
利用者数	2人	2人

## ● その他生活支援サービス

### ● 事業内容 ●

地域における自立した日常生活の支援のための事業であり、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる場合に効果があると認められるものとされ、「配食等」、「定期的な安否確認および緊急時の対応」、「訪問型サービスおよび通所型サービスの一体的提供等」の3つのサービスからなっています。

### ● 今後の方向性 ●

- 訪問型サービスおよび通所型サービスの普及・充実を図りながら、その他生活支援サービスの必要性、効果、実施主体等について検討を行います。

## ● 介護予防ケアマネジメント

### ● 事業内容 ●

地域包括支援センターと連携し、高齢者が要介護状態になることを予防するために、心身の状況等に応じて、介護予防事業が包括的かつ効率的に実施できるようなケアマネジメントを実施しています。

### ● 今後の方向性 ●

- 実地指導や研修などを通じてケアマネジャーを支援し、適切なケアプランを作成できる環境を整備します。
- 介護予防、重度化防止を視野に入れたケアプラン作成ができる体制づくりを進めます。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
利用者数	5,016人/年 (418人/月)	4,176人/年 (348人/月)

## ● 自立支援・重度化防止に向けた取り組み

### ● 事業内容 ●

要介護状態や要支援状態となることを予防または重度化することを防止するための事業を実施しています。年間を通じて様々なテーマで介護予防に資する知識の普及啓発の実施や教室や通いの場への専門職の派遣、出前講座の実施等を行っています。

### ● 今後の方向性 ●

- 高齢者自ら、継続した介護予防を行っていけるよう市民全体の介護予防意識を高める行動変容を目指した教室を実施します。
- 出前講座を継続して実施します。
- 介護予防、重度化防止を視野に入れた教室、通いの場等への専門職を派遣します。
- 社会参加や高齢者の就労支援を促進し、支え合い社会の実現を図るために、有償ボランティアの普及と体制整備を進めます。
- 老人クラブへの補助金を交付するとともに、活動への検討・支援を行い、クラブの活性化に努めます。
- 介護予防給付適正化や予防プランマネジメント研修等支援を通じて、適切な自立支援に向けた取り組みに努めます。

## ① 住民活動の支援

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
老人クラブ会員数	1,470人	1,500人
いきいきサロン総参加者数	9,300人	15,000人

## ② 高齢者の就労促進

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
シルバー人材センター会員数	444人	458人
シルバー人材センター受注件数	2,086人	2,279人

### ③ 介護予防普及啓発事業の展開

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
介護予防教室 実施回数	800回	850回
介護予防教室 参加者数（実人数）	3,000人	3,500人

### ④ 健康づくり活動への取り組み

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
コーちゃん健康マイレージ応募総数	2,100人	2,200人

### ⑤ 介護認定の適正化

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
認定調査票の点検数	全数	全数

### 3 介護サービスの充実

要支援・要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現できるよう、介護サービスの充実を図ります。また、住民ニーズを踏まえながら、効果的・効率的に介護サービスを提供し、介護保険制度の持続可能性を確保していきます。

#### (1) 居宅サービス

居宅サービスは、要支援・要介護認定を受けた高齢者が自宅で利用することができるサービスです。

在宅での介護を支援するサービスであるため、住民のニーズを把握するとともに、サービス提供事業者と連携しながらサービスの充実を図ります。

#### ① 訪問介護

##### ● 事業内容 ●

訪問介護は、訪問介護員（ヘルパー）が居宅を訪問し、入浴、排せつ等の身体介護や、食事のケア等の家事援助を行うものです。

##### ● 今後の方向性 ●

○ サービス提供事業者と連携しながら、ニーズに応じたサービス量確保に努めます。

(人/年)	実績（5年度は実績見込）			計画		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護給付	1,782	1,804	1,812	1,920	2,004	2,040

## ② 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

### ● 事業内容 ●

訪問入浴介護は、訪問介護員（ヘルパー）が居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うものです。

### ● 今後の方向性 ●

○ サービス提供事業者と連携しながら、ニーズに応じたサービス量確保に努めます。

(人/年)	実績（5年度は実績見込）			計画		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護給付	303	361	408	372	396	408
予防給付	0	0	0	0	0	0

## ③ 訪問看護、介護予防訪問看護

### ● 事業内容 ●

訪問看護は、看護師等が居宅を訪問し、療養上のケアまたは必要な診療の補助を行うものです。

### ● 今後の方向性 ●

○ 在宅医療と介護の連携において重要なサービスとなることから、必要なサービス量を提供できるようサービス提供事業所との連携を図ります。

(人/年)	実績（5年度は実績見込）			計画		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護給付	1,252	1,249	1,380	1,404	1,464	1,488
予防給付	439	445	432	504	516	516

#### ④ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

##### ● 事業内容 ●

訪問リハビリテーションは、理学療法士（PT）や作業療法士（OT）等が居宅を訪問し、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うものです。

##### ● 今後の方向性 ●

- 介護支援専門員やサービス提供事業所との連携を図りながら、必要なサービス量の確保や適正なサービス提供が行われるように努めます。

(人/年)	実績（5年度は実績見込）			計画		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護給付	155	161	276	228	240	264
予防給付	51	69	84	96	120	120

#### ⑤ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

##### ● 事業内容 ●

居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うものです。

##### ● 今後の方向性 ●

- 医療機関や訪問看護等の他のサービスとの連携を図り、円滑なサービス利用につなげます。

(人/年)	実績（5年度は実績見込）			計画		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護給付	1,914	2,137	2,148	2,208	2,328	2,352
予防給付	144	222	408	456	480	492

## ⑥ 通所介護

### ● 事業内容 ●

通所介護は、デイサービスセンターにおいて、入浴、食事の提供等日常生活のケア、機能訓練を行うものです。

### ● 今後の方向性 ●

○ サービス提供事業者と連携しながら、ニーズに応じたサービス量確保に努めます。

(人/年)	実績（5年度は実績見込）			計画		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護給付	4,879	4,730	4,920	5,100	5,280	5,352

## ⑦ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

### ● 事業内容 ●

通所リハビリテーションは、介護老人保健施設、病院等に通り、当該施設において、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うものです。

### ● 今後の方向性 ●

○ サービスの効果等について広く周知を行い、利用を促進します。

(人/年)	実績（5年度は実績見込）			計画		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護給付	1,765	1,720	1,728	1,812	1,872	1,896
予防給付	971	1,004	732	972	984	996

## ⑧ 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

### ● 事業内容 ●

短期入所生活介護は、介護老人福祉施設に短期入所し、当該施設において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上のケア、機能訓練を行うものです。

### ● 今後の方向性 ●

- 必要なサービス量の確保に努めるとともに、適正なサービス提供が行われるよう、助言・指導に努めます。

(人/年)	実績（5年度は実績見込）			計画		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護給付	1,877	1,654	1,512	1,956	2,040	2,064
予防給付	173	154	96	180	192	192

## ⑨ 短期入所療養介護（老健）、介護予防短期入所療養介護（老健）

### ● 事業内容 ●

短期入所療養介護（老健）は、介護老人保健施設などで、短期間の入所により看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療および日常生活上のケアを行うものです。

### ● 今後の方向性 ●

- 医学的管理下で短期入所を必要とする利用者のニーズ把握に努め、スムーズな利用へとつなげます。

(人/年)	実績（5年度は実績見込）			計画		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護給付	104	94	168	144	144	144
予防給付	14	12	12	12	12	12

## ⑩ 短期入所療養介護（病院等）、介護予防短期入所療養介護（病院等）

### ● 事業内容 ●

短期入所療養介護（病院等）は、医療施設などで、短期間の入所により看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療および日常生活上のケアを行うものです。

### ● 今後の方向性 ●

- 医学的管理下で短期入所を必要とする利用者のニーズ把握に努め、スムーズな利用へとつなげます。

(人/年)	実績（5年度は実績見込）			計画		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護給付	0	0	0	0	0	0
予防給付	0	0	0	0	0	0

## ⑪ 短期入所療養介護（介護医療院）、介護予防短期入所療養介護（介護医療院）

### ● 事業内容 ●

短期入所療養介護（介護医療院）は、介護医療院などで、短期間の入所により看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療および日常生活上のケアを行うものです。

### ● 今後の方向性 ●

- 医学的管理下で短期入所を必要とする利用者のニーズ把握に努め、スムーズな利用へとつなげます。

(人/年)	実績（5年度は実績見込）			計画		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護給付	0	0	0	0	0	0
予防給付	0	0	0	0	0	0

## ⑫ 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

### ● 事業内容 ●

福祉用具貸与は、日常生活の自立を助けるために、福祉用具（車いす、特殊寝台等）の貸与を行うものです。

### ● 今後の方向性 ●

- 引き続き、「福祉用具の選定の判断基準」に基づき、適正な用具の選定や提供が行われるよう努めます。
- ケアプランチェック等から、その必要性についての検証を行い、福祉用具専門相談員の活用が図られているか等、給付費適正化にも努めます。

(人/年)	実績（5年度は実績見込）			計画		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護給付	6,938	7,080	7,428	7,308	7,632	7,716
予防給付	3,371	3,481	2,988	3,804	3,852	3,888

## ⑬ 特定福祉用具購入費、特定介護予防福祉用具購入費

### ● 事業内容 ●

特定福祉用具購入費は、入浴または排せつの用に供する福祉用具等（特殊尿器等）の購入費を支給するものです。

### ● 今後の方向性 ●

- 引き続き、利用者の身体状況や環境に適したサービス利用がされるように、介護支援専門員への助言・指導に努めます。

(人/年)	実績（5年度は実績見込）			計画		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護給付	96	119	156	156	168	180
予防給付	50	50	72	84	84	84

## 14 住宅改修費、介護予防住宅改修費

### ● 事業内容 ●

住宅改修費の支給は、住宅改修（手すりの取り付け、段差解消等）について費用の支給を行うものです。

### ● 今後の方向性 ●

○ 利用者の日常生活動作の自立につながるサービス利用がされるよう、介護支援専門員への指導・助言・審査を強化し、介護給付費の適正化に努めます。

(人/年)	実績（5年度は実績見込）			計画		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護給付	85	64	156	132	132	132
予防給付	53	57	144	144	144	144

## 15 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

### ● 事業内容 ●

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入所している要介護者等について、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上のケア、機能訓練および療養上のケアを行うものです。

### ● 今後の方向性 ●

○ 利用者の需要を見極めながら、施設の必要性について、引き続き検討します。

(人/月)	実績（5年度は実績見込）			計画		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護給付	24	26	21	22	22	22
予防給付	4	6	9	10	10	10

## 16 居宅介護支援、介護予防支援

### ● 事業内容 ●

居宅介護支援は、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、居宅で介護を受ける人の心身の状況、希望等を踏まえ、保健医療サービス、福祉サービスの利用等に関し、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、これらが確実に提供されるように介護サービスの提供機関等との連絡調整などを行うものです。

### ● 今後の方向性 ●

○ 適正かつ効果的なケアマネジメントが行われるよう、支援・指導を継続します。

(人/年)	実績（5年度は実績見込）			計画		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護給付	9,913	9,999	10,488	10,632	11,712	11,844
予防給付	3,901	3,990	3,828	4,092	4,152	4,188

## (2) 施設サービス

施設サービスは、介護保険施設に入居して受けるサービスです。

ニーズや入所希望者の待機状況等を見極めながら、サービスの充実を図っていきます。

### ① 介護老人福祉施設

#### ● 事業内容 ●

介護老人福祉施設は、入所者に対し、施設サービス計画に基づいて、介護等の日常生活上のケア、機能訓練、健康管理および療養上のケアを行うものです。

#### ● 今後の方向性 ●

○ 入所希望者の待機状況等を見極めながら、増設の要否等について検討していきます。

(人/月)	実績（5年度は実績見込）			計画		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護給付	274	268	231	311	311	311

### ② 介護老人保健施設

#### ● 事業内容 ●

介護老人保健施設は、入所者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護および機能訓練、その他の必要な医療並びに日常生活上のケアを行うものです。

#### ● 今後の方向性 ●

○ 入所希望者の待機状況等を見極めながら、増設の要否等について検討していきます。

(人/月)	実績（5年度は実績見込）			計画		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護給付	131	131	121	128	128	128

### ③ 介護医療院

#### ● 事業内容 ●

介護医療院は、日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや、看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を一体的に提供するものです。

#### ● 今後の方向性 ●

○ 利用者の需要を見極めながら、施設の必要性について、引き続き検討します。

(人/月)	実績（5年度は実績見込）			計画		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護給付	54	53	50	65	65	65

### (3) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を支えるため、居住している市町が指定・監督を行うサービスです。

住民のニーズを把握し、サービスの充実を図っていきます。

#### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

##### ● 事業内容 ●

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うものです。

##### ● 今後の方向性 ●

○ 利用者の需要を見極めながら、今後のサービス提供について検討していきます。

(人/年)	実績（5年度は実績見込）			計画		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護給付	8	1	0	0	0	0

#### ② 夜間対応型訪問介護

##### ● 事業内容 ●

夜間対応型訪問介護は、夜間の定期的な巡回訪問により、または通報を受けて、要介護者の居宅で要介護者にケアを行うものです。

##### ● 今後の方向性 ●

○ 利用者の需要を見極めながら、今後のサービス提供について検討していきます。

(人/年)	実績（5年度は実績見込）			計画		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護給付	0	0	0	0	0	0

### ③ 地域密着型通所介護

#### ● 事業内容 ●

地域密着型通所介護は、利用定員18人以下の小規模のデイサービスセンターにおいて、入浴、食事の提供等日常生活のケア、機能訓練を行うものです。

#### ● 今後の方向性 ●

○ 適正な質・量のサービスが提供されるよう、サービス事業所の指定・監督を行います。

(人/年)	実績（5年度は実績見込）			計画		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護給付	1,995	2,169	2,508	2,436	2,508	2,556

### ④ 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

#### ● 事業内容 ●

認知症対応型通所介護は、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能およびその他の認知機能が低下した状態である人について、デイサービスセンターにおいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上のケアおよび機能訓練を行うものです。

#### ● 今後の方向性 ●

○ 通常の通所介護との利用対象者の区分をより明確にし、利用の促進を図ります。

(人/年)	実績（5年度は実績見込）			計画		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護給付	136	119	132	144	156	168
予防給付	0	0	0	0	0	0

## ⑤ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

### ● 事業内容 ●

小規模多機能型居宅介護は、要介護者の居宅から、サービスの拠点に通う、もしくは短期宿泊するなどして家庭的な環境の中で日常生活上のケアを行うものです。

### ● 今後の方向性 ●

○ 利用者の需要を見極めながら、今後のサービス提供について検討していきます。

(人/年)	実績（5年度は実績見込）			計画		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護給付	507	464	480	516	528	540
予防給付	93	112	120	132	132	132

## ⑥ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

### ● 事業内容 ●

認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって認知症の人（認知症の原因となる疾患が急性の状態にある人を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上のケアおよび機能訓練を行うものです。

### ● 今後の方向性 ●

○ 利用者の需要を見極めながら、今後のサービス提供について検討していきます。

(人/月)	実績（5年度は実績見込）			計画		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護給付	70	71	76	90	90	90
予防給付	0	0	0	0	0	0

## ⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

### ● 事業内容 ●

地域密着型特定施設入居者生活介護は、入居者が要介護者とその配偶者に限定されている定員29名以下の有料老人ホームに入所している要介護者に対してケアを行うものです。

### ● 今後の方向性 ●

○ 利用者の需要を見極めながら、今後のサービス提供について検討していきます。

(人/月)	実績（5年度は実績見込）			計画		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護給付	0	0	0	0	0	0

## ⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

### ● 事業内容 ●

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員29名以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に対してケアを行うものです。

### ● 今後の方向性 ●

○ 事業所の利用状況を把握し、効率的な運営が図られるよう事業所に助言を行います。

(人/月)	実績（5年度は実績見込）			計画		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護給付	27	28	30	31	31	31

## ⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

### ● 事業内容 ●

看護小規模多機能型居宅介護は、訪問看護と小規模多機能型居宅介護等を組み合わせて一体的に提供することにより、効果的かつ効率的なサービスを行うものです。

### ● 今後の方向性 ●

○ 利用者の需要を見極めながら、今後のサービス提供について検討していきます。

(人/年)	実績（5年度は実績見込）			計画		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護給付	0	0	0	0	0	0

## 4 在宅医療・介護連携

在宅で医療や介護を受けられるように、在宅医療・介護連携支援センターを中心に、在宅医療と介護の連携を図るとともに、在宅医療の提供体制も確保していきます。

### (1) 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が住み慣れた地域で人生の最後まで自分らしい生活を実現させるためには、在宅で医療や介護を受けることができる体制を整備していくことが重要です。在宅医療・介護の連携に関する相談支援、情報・資源の調査や普及啓発、各種会議の実施等を通じて、在宅医療と介護の連携の充実を図ります。

#### ● 在宅医療・介護連携に関する相談支援

##### ● 事業内容 ●

在宅医療と介護を支援するための相談窓口として在宅医療・介護連携支援センターを設置しています。連携推進のための協議会を設置および開催するとともに、在宅医療・介護連携支援センターの活動や情報について発信しています。また、市内2病院と連絡会を開催し、在宅医療と介護の利用時のスムーズな連携をめざし、かかりつけ医の普及を推進しています。

##### ● 今後の方向性 ●

- 在宅医療・介護支援連携センターを設置し、在宅医療・介護の連携を支援していきます。
- 連携推進のための協議会を設置開催し、他職種の意見を元に関係者間の連携相談推進の取り組みを実施します。
- 医師会と連携し、連携強化のためのシステムを活用した連絡相談方法を検討・実施します。
- 医師会や地域包括支援センター、関係機関等にアンケートを実施し、課題を把握します。
- 市内2病院と連絡会の開催等を通じ、連携・協力し、連携支援センターを運営します。
- 協力病院との連絡会や在宅医療・介護連携推進協議会において事業の進捗管理を行い課題把握および解決に向けた取り組みを推進します。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
在宅医療・介護連携支援センター 連絡会回数	4回	4回

---

## ● 在宅医療・介護連携に係る情報・資源の調査、把握、普及

---

### ● 事業内容 ●

在宅医療データを集約した高齢者マップを作成し、ホームページで公開しています。また、在宅医療・介護に関する情報調査および集約を在宅医療・介護連携支援センターで行い、関係機関へ公開するとともに、情報連携体制構築のため静岡県在宅医療・介護連携情報システム（シズケア）の活用を推進しています。

### ● 今後の方向性 ●

- 情報連携体制構築のため静岡県在宅医療・介護連携情報システム(シズケア)の患者共有機能等活用方法などをPRします。
- 「連携お助けブック」内の在宅医療情報と訪問診療、看取り実施等への把握のためアンケートを実施し市ホームページで公開します。
- 社会資源情報の冊子を地域包括支援センターと協力して作成し、情報提供可能な社会資源は高齢者マップで公開していきます。

## ● 在宅医療・介護関係者研修と住民への知識普及

### ● 事業内容 ●

医師会の協力のもと、各専門職同士のつながりをつくるため多職種研修を企画・実施するとともに、県医師会等が実施する多職種研修にも参加しています。また、市民に向けた在宅医療・介護の知識普及のために、在宅医療講演会等を実施しています。

### ● 今後の方向性 ●

- ウェブサイトや出前講座、各種パンフレット等を活用し、市民に向けた情報提供および知識普及を行います。
- 在宅医療についての普及・啓発を行います。
- 人生会議（ACP）についての普及・啓発や研修会を実施します。
- 湖西市の在宅医療・介護関係者（専門職）がつながりをもち、顔と顔が見える関係が構築できる多職種研修会を実施していきます。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
在宅医療・介護関係者の 多職種研修実施、参加回数	2回	2回
在宅医療・介護関係者の 多職種研修参加者数	150人	200人
住民への在宅医療・介護に関する 講演会回数（Web会議等含む）	1回	1回

## ● 在宅医療・介護連携推進協議会の実施

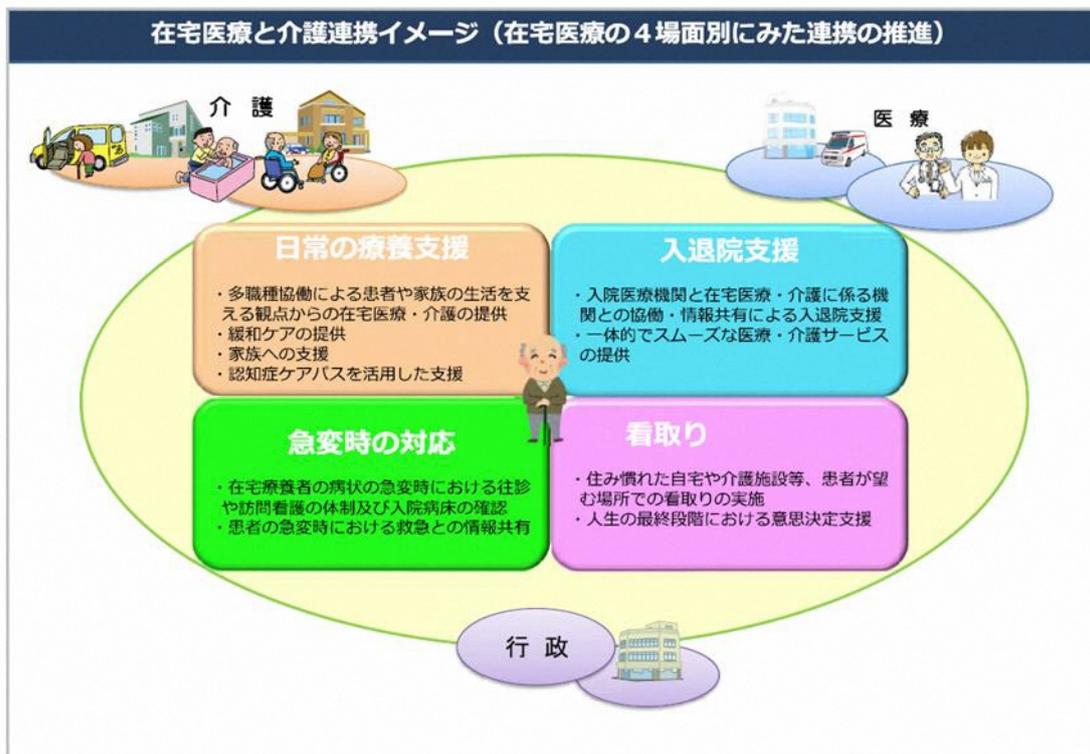
### ● 事業内容 ●

在宅医療と介護関係者の連携強化のため、在宅医療・介護の専門職等による会議を実施し、連携強化および在宅医療と介護の看取りの課題や在宅医療の資源確保等、連携推進に関する課題および解決のための取り組みを、関係団体とともに推進します。また、検討にあたり、『湖西であんきに暮ら住まい』を全体の目指す姿（目標）とした上で、各種データを活用し、P D C Aサイクルによる進捗管理等を行っていきます。

### ● 今後の方向性 ●

- 在宅医療・介護連携推進協議会を開催し連携課題の解決に努めます。
- 見える化システムやK D Bのデータ等各種医療や介護データを活用し、全体把握に努め、連携推進のための強み・弱み等課題の把握と解決に向けた取り組みを推進します。
- 「日常の療養支援」「入退院支援」「急変時の対応」「看取り」の4つの場面に応じた目指す姿を定め関係者と共有し、各場面に応じた課題に取り組みます。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
在宅医療・介護連携推進協議会開催回数	3回	3回



国) 在宅医療・介護連携推進事業の手引きver.3より

## (2) 在宅医療の提供体制の確保

医療と介護の連携を推進し、在宅医療を充実させるためには、必要な在宅医療が高齢者に提供される環境を充実させることが必要です。

### ● 在宅医療提供体制の整備

#### ● 事業内容 ●

訪問診療を実施している市内の病院や訪問看護を実施しているサービス事業所と連携しながら、在宅医療を提供しています。

#### ● 今後の方向性 ●

○ 介護サービス事業所や市内病院等と連携し、在宅医療体制の充実を図ります。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
在宅医療に取り組む機関数 （訪問診療：医科）	9カ所	10カ所
在宅医療に取り組む機関数 （訪問：歯科）	14カ所	15カ所
在宅医療に取り組む機関数 （訪問：薬科）	16カ所	17カ所

※在宅医療・介護連携推進事業実施アンケートより

## 5 認知症施策

認知症となっても誰もが自分らしい暮らしを実現するために、認知症の予防や早期発見・早期支援、家族介護者への支援等だけではなく、認知症に対する正しい理解の普及啓発を行うことで、総合的に認知症施策を推進していきます。

### (1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

認知症となっても、自分らしい生活を送るためには認知症に対する正しい理解を多くの市民が持つことが必要です。認知症を支える人材育成や認知症に対する正しい理解の啓発を実施していきます。

#### ● 認知症を支える人材育成の実施

##### ● 事業内容 ●

市民に認知症について正しく理解してもらうため、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の普及啓発に努めています。市職員や地域包括支援センターの職員を対象に研修を実施し、認知症サポーター養成講座の指導者であるキャラバンメイトの増加を図っています。また、認知症地域支援推進委員研修の実施や連絡会の開催等を通じて、認知症を支える体制の整備を図っています。

##### ● 今後の方向性 ●

- 出前講座や市職員研修等において認知症サポーター養成講座を実施します。
- 講座の開催数や子どもや中高年、企業などの若い年齢層も含めた受講者数の増加に努め、認知症への支援体制を構築し向上させていきます。
- 認知症サポーター登録制度およびサポーターの活用について検討します。
- キャラバンメイトを増加させるために市民への認知症に関する正しい理解の啓発に努めるとともに、キャラバンメイトが活躍できる仕組みづくりを検討します。
- 学校への事業説明を充実させ、教育部門と協力した支援体制を推進します。
- 認知症サポーターが地域で活躍できるように、ステップアップ講座を実施します。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
認知症サポーター養成者数（年間）	100人	100人
認知症サポーター累計	5,500人	5,800人

## ● 認知症予防の講演会の実施

### ● 事業内容 ●

市民に認知症について正しく理解してもらうため、認知症サポート医等による認知症講演会を開催し、認知症の普及啓発に努めています。

### ● 今後の方向性 ●

- 多くの市民が参加できるよう、講演会のテーマや内容・講演会の周知方法等を検討しながら、講演会を開催します。
- 医師会や認知症サポート医および関係団体と連携しながら啓発活動を行います。
- 認知症の人の意見を取り入れた企画を実施し、参加を促進します。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
実施回数	1回	1回
参加者数	100人	100人

## (2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等を提供するために、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の充実、認知症ケアパスの普及を図ります。

### ● 認知症初期集中支援チームの充実

#### ● 事業内容 ●

認知症の人やその家族に早期に関わり、容態に応じた適時・適切な医療・介護の提供のために、認知症初期集中支援チームを市内4ヵ所の地域包括支援センターに設置しています。

#### ● 今後の方向性 ●

- 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護の提供のため、認知症初期集中支援チームの対応の充実を図ります。
- 認知症初期集中支援チームのチーム員会議を実施し、支援内容の充実を図ります。
- 認知症疾患センターや関係する他職種との連携を強化します。
- 地域包括支援センターや認知症地域支援推進員と協力した認知症および認知症初期集中支援チームの周知の強化を図ります。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
認知症初期集中支援チーム設置数	4チーム	4チーム
認知症初期集中支援チーム新規相談 件数	20件	30件

## ● 認知症地域支援推進員の配置と活動

### ● 事業内容 ●

認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護の提供のため、市内4ヵ所の地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、ケアの向上を図っています。認知症サポート医・認知症地域支援推進員・市の3者で協力した認知症講演会の実施や認知症地域推進員の連絡会を開催しています。

### ● 今後の方向性 ●

- 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護の提供のため、認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、相談充実を図ります。
- 研修や連絡会の開催等を通じて、認知症地域支援推進員の資質の向上を図ります。
- 認知症サポート医の協力を得ながら地域を支援し、ケア向上に努めます。
- 認知症の人が主体となってより良い地域づくりを行えるよう、認知症本人ミーティングを開催して当事者の意見を取り入れた活動を行います。
- 認知症地域支援推進員とともに、アルツハイマー月間等における認知症についての正しい知識の普及を図ります。
- 認知症サポート医・認知症地域支援推進員・市の3者で協力した活動と当事者の意見を取り入れた活動を行います。
- 地域に出向き予防活動の周知に努め、地域の通いの場の充実を図ります。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
認知症地域支援推進員配置数	4人	4人
連絡・検討会開催回数	10回	10回
連絡・検討会の行政参加回数	7回	7回
本人ミーティング開催回数	1回	2回

---

## ● 認知症ケアパスの作成と充実・普及

---

### ● 事業内容 ●

認知症の人とその家族が、地域の中で本来の生活を営むことができるよう、認知症の人と家族および地域・医療・介護の人々が目標を共有し、それぞれを達成するため認知症ケアパスを作成しています。医療・介護等支援ネットワークを構築するため、認知症ケアパスを活用し容態に応じた適切なサービス提供の流れの充実・普及啓発を行っています。

### ● 今後の方向性 ●

- 認知症地域支援推進員および地域包括支援センターと協力し、認知症ケアパスの見直しおよび内容の充実を図ります。
- 認知症の人やその家族、医療・介護関係者等の中で共有・活用されるよう、認知症ケアパスの活用を認知症地域支援推進員および地域包括支援センターと協力し推進します。
- 認知症の知識の普及方法等について認知症地域支援推進員等と検討し、普及啓発を行います。

### (3) 認知症の人の介護者への支援

認知症となった人だけではなく、認知症を介護する介護者を支援するために、家族介護者教室や認知症カフェの実施を通じて、介護者を支援します。

#### ● 家族介護者教室の実施

##### ● 事業内容 ●

在宅での介護継続をめざし、認知症介護に関する知識や技術を深めるとともに認知症介護者の交流の場となる教室を実施しています。

##### ● 今後の方向性 ●

- 介護者教室を実施するとともに、介護者が興味を持ち、参加しやすいよう内容の充実や開催時間、開催場所を検討します。
- 広報の活用や介護支援専門員、事業所等を通じた呼びかけにより、参加者の増加を図ります。
- 介護者の就労継続相談や介護者同士のつながり強化を意識した教室等を実施します。
- 介護者交流会を含めた在宅介護者支援に取り組みます。
- 介護者教室や相談から把握した在宅での介護に困難を抱えている介護者（ヤングケアラー含む）を支援し適切なサービスや相談先につなげます。

#### ● 認知症カフェの充実支援

##### ● 事業内容 ●

認知症の人（若年性認知症含む）やその家族等に対する支援体制を強化していくために、地域の人や専門家と情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェを、認知症地域支援推進員と協力し設置しています。

##### ● 今後の方向性 ●

- 認知症地域支援推進員の協力を得て、認知症カフェの勉強会を実施し、認知症カフェの立ち上げ支援・普及啓発を図ります。
- 認知症の人の意見を取り入れることで事業の充実を図ります。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
認知症カフェ設置数	6カ所	6カ所

## (4) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、高齢者安心サポート事業や高齢者見守りネットワークを充実させます。

### ● 高齢者安心サポート事業

#### ● 事業内容 ●

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、高齢者宅の異変にいち早く気づき、必要な支援等の対応が図れるように協力事業所と連携した見守りを行っています。

#### ● 今後の方向性 ●

- 協定を結んでいる事業所による見守り体制を継続して実施していきます。
- 関係者機関と協力した認知症等見守り事業の周知と運営を推進していきます。
- 地域包括支援センター担当区分変更等必要な情報を関係事業所へ連絡する等、必要に応じて情報共有を行います。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
協力事業所数	22カ所	22カ所

### ● チームオレンジ事業

#### ● 事業内容 ●

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター（基本養成講座に加えステップアップ講座受講者）を中心とした支援者をつなぐ仕組みを整えます。

#### ● 今後の方向性 ●

- チームオレンジコーディネーターを配置し、本人・家族や専門職、認知症サポーターをつなぎます。
- 認知症本人や家族を支えるチームオレンジを結成します。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
チームオレンジ数	1チーム	1チーム

## ● 高齢者見守りネットワーク（認知症含む）

### ● 事業内容 ●

高齢者が住み慣れた地域で安心していつまでも生活できるよう、また認知症になっても安心・安全に暮らせるよう高齢者見守りネットワークを実施しています。

### ● 今後の方向性 ●

- 行方不明者を見守るためのネットワークの登録者数の増加と制度周知によるネットワーク体制の普及により、行方不明者の早期発見、保護に努めます。
- 地域による見守り体制のさらなる強化に努めます。
- 関係機関や関係者ととともに体制の充実を図ります。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
オレンジネットワーク累計登録件数	40件	50件

### ● （参考）認知症大綱 5つの柱 湖西市事業分類 ●

大綱 5本の柱	業務名	内容	詳細
1. 普及啓発 ・本人発信支援	認知症対策事業	認知症に関する理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認知症サポーターの養成(サポーター養成講座・ステップアップ研修の実施)</li> <li>○ 認知症ボランティアの募集</li> <li>○ 教育部門と協力したこどもサポーター養成によるこどもの認知症への理解促進</li> <li>○ 認知症講演会</li> <li>○ 認知症サポート医の配置と講演会等協力</li> <li>○ アルツハイマー月間での展示等普及啓発活動(ボランティア・本人や家族との共同実施)</li> </ul>
		相談先の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報、HPで周知</li> <li>○ 認知症ケアパス作成と配布発信</li> </ul>
	認知症総合支援事業	相談先の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認知症地域支援推進員配置と推進員による周知</li> </ul>
		認知症本人・家族への発信支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人ミーティング開催(家族を含む)</li> <li>○ 本人やその家族への通いの場・認知症カフェ等の紹介</li> <li>○ チームオレンジの構築</li> </ul>
	包括的継続的マネジメント事業	相談先の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域包括支援センターの設置</li> </ul>
2. 予防	一般介護予防事業	認知症予防に資する可能性のある活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通いの場充実(サロン活動・健康体操・居場所)の実施支援</li> <li>○ 介護予防教室、ホームページ作成</li> <li>○ 高齢者保険事業と介護予防の一体化の取り組み</li> </ul>

大綱 5本の柱	業務名	内容	詳細
介護者への支援 3. 医療・ケア・ 介護サービス・	認知症総合支援事業	早期発見・早期対応、 医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認知症初期集中支援チーム配置</li> <li>○ 認知症サポート医の配置と協力</li> <li>○ 認知症地域支援推進員配置と周知</li> </ul>
	認知症対策事業	早期発見・早期対応、 医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認知症ケアパスの作成</li> <li>○ 本人ミーティング開催（家族含）</li> </ul>
	家族介護支援事業	介護者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護者教室</li> </ul>
	在宅医療介護連携推進 事業	在宅医療と介護の連 携支援 専門職の相談と支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在宅医療介護連携支援センターの設置 と相談</li> </ul>
4. 認知症バリアフリーの推進・若 年性認知症の人への支援・ 社会参加支援	認知症総合支援事業	若年性認知症の人へ の支援 本人、家族支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認知症地域支援推進員配置と周知</li> <li>○ 認知症カフェの開催や支援、勉強会企 画と実施</li> <li>○ チームオレンジの構築・体制整備</li> <li>○ 本人ミーティングの開催(家族を含 む)</li> </ul>
	認知症対策・認知症総合 支援事業	若年性認知症の人へ の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 若年性認知症の就労支援、認知症カ フェ支援</li> </ul>
		介護サービス事業所 利用者の社会参加の 促進  地域支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 若年性認知症カフェでの農作業（居 場所）</li> <li>○ アルツハイマー月間での展示等普 及啓発活動の協同実施</li> <li>○ チームオレンジの構築、体制整備</li> <li>○ 認知症サポーターの養成(サポーター 養成講座・ステップアップ研修の実 施)</li> <li>○ 見守りオレンジネットワーク周知 と体制整備</li> <li>○ 安全・安心カードの利用促進</li> </ul>
	包括的継続的マネジメ ント事業	成年後見制度の利用 促進 相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域包括支援センターの設置</li> <li>○ 消費者相談の実施</li> </ul>
	成年後見制度利用支援 事業	成年後見制度の利用 促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 講演会等の開催</li> <li>○ 必要時市長申し立て等実施</li> </ul>
	権利擁護事業	虐待防止施策の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域包括支援センターにおける高 齢者虐待防止に関する迅速な対応 やネットワークづくり</li> </ul>
	介護予防・日常生活総合 事業	社会活動や社会貢献 の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ シルバー人材センターの活用</li> </ul>
	生活支援体制整備 事業	地域支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ チームオレンジの構築、体制整備</li> <li>○ 見守りオレンジネットワーク周知 と体制整備</li> <li>○ 安全・安心カードの利用促進</li> </ul>
		社会参加支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の通いの場等への参加支援</li> </ul>
	在宅福祉サービス 事業	在宅生活の支援、緊 急時対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急通報装置設置</li> <li>○ 高齢者等食事サービス（配食と見 守り安否確認）</li> </ul>
国際展開 5. 研究開発・ 産業促進・		認知症の予防、診断、 治療ケア等のための 研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報収集</li> <li>○ 必要時情報発信と周知</li> </ul>
		研究基盤の構築	
		産業促進・国際展開	

## 6 福祉人材の確保・育成・定着

高齢者が住み慣れた地域で必要なサービスを受けられるように、県と連携した福祉人材の確保を図るとともに、研修や介護現場の革新等を通じた人材の資質の向上・定着を図ります。

### (1) 福祉人材の確保

生産年齢人口が減少する中でも安心して生活するためには、福祉人材を確保していくことが必要です。県との連携や市内事業所等と連携し、総合計画で推進する職住近接の考え方を踏まえながら、高齢者を支える福祉人材を確保していきます。

#### ● 事業内容 ●

市内事業所等の福祉人材を確保していくために、県と連携して人材を確保するとともに、研修会の実施や事業所への紹介等を行います。

#### ● 今後の方向性 ●

- 担い手を積極的に活用するための組織や、新しいサービス（有償ボランティア）の創出に取り組みます。
- サービスが創出された後には、担い手となりうる人たちへ、積極的に周知します。
- 県と連携して、外国人材の受け入れ環境整備を行います。
- 介護職員初任者研修の受講者へ費用助成を行う体制を整え、費用助成を行います。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
助成件数	3件	10件

## (2) 人材の育成・定着

---

福祉人材の確保だけでなく、提供される福祉サービスの質の確保、福祉現場の負担を軽減していくことが必要です。福祉人材の資質の向上や介護現場の革新を通じて、福祉人材の育成・定着を促進します。

### ● 福祉人材の資質の向上

---

#### ● 事業内容 ●

介護サービスに従事する人材を育成するために、国や県の最新の動向や高齢者を支える制度やサービスの理解、介護に関する基本技術や高齢者介護のリスク管理等の知識を習得できる研修会を開催しています。

#### ● 今後の方向性 ●

- 介護サービスに従事する人材の質の向上のために、各事業所で研修を行っていくよう助言・指導をします。

### ● 介護現場の革新

---

#### ● 事業内容 ●

介護職員・介護従業者等の負担を軽減するために、ICTや介護ロボットの活用等を検討します。

#### ● 今後の方向性 ●

- 介護職員・介護従業者等の負担軽減のため、国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化を進め、文書削減等に係る取り組みを推進します。
- 介護ロボット、ICTの活用等、介護現場の革新について検討します。

## 7 災害対策・感染症対策

誰もが安心して生活を営めるように、県や近隣市町、市内事業者、自治会等の関係機関との連携等を通じて、災害時や感染症の流行時等の緊急時における対策を充実させていきます。

### (1) 災害対策

安心・安全な生活を住み慣れた地域で実現するためには、災害時においても安心できる支援体制を整備していくことが必要です。避難行動要支援者名簿の整備等を通じて、災害対策を充実させます。

#### ● 事業内容 ●

避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、防火診断の実施や災害時の対応についての周知・啓発を行っています。

#### ● 今後の方向性 ●

- 広報誌、防災講座を通じ、家庭内での防災対策を推進します。
- 住宅用火災報知機の設置に関する啓発を行い、設置率の向上を図ります。
- ひとりぐらしの高齢者を対象とした防火診断において、火災予防の啓発に限らず、健康状態、既往歴、緊急時の連絡先等を確認するとともに、救急車の適正利用についての指導も行います。
- 避難行動要支援者名簿の更新と活用を進めます。
- 事業所と連携して災害訓練を実施します。

	現状（見込） 令和5年度（2023）	計画 令和8年度（2026）
事業所との災害訓練実施回数 （伝達訓練含む）	2回	3回

## (2) 感染症対策

---

感染症の流行といった緊急時においても安心して生活していくためには、感染症の流行に備えた対策を図ることが必要です。県や市内の事業所等と連携しながら、感染症対策を充実させます。

### ● 事業内容 ●

市内の事業所に対して、感染症対策に関する情報提供や啓発、指導を行っています。

### ● 今後の方向性 ●

- 県と連携し、感染症が発生した際の対応等について指導するとともに、感染症防止対策に関する情報提供を行います。
- 感染症が発生した際に必要な物資の備蓄の必要性について周知します。

## 第5章 介護保険対象サービスの事業量および 事業費の見込み

### 1 介護保険サービス利用の見込み

高齢化の進展に伴って、ねたきりや認知症の高齢者は今後も増加することが見込まれています。また、介護が必要な期間の長期化、介護する家族の高齢化が進んでおり、家族だけによる介護では十分な対応が困難となってきています。このような不安や問題の解消を図るための手段として、介護保険サービスの利用が考えられます。

介護保険は市町村が運営し、40歳以上の人が入会する保険制度です。要介護者は介護給付、要支援者は予防給付または介護予防・日常生活支援総合事業を受けます。



● 介護保険サービスの類型 ●

給付区分	サービス区分	サービスの種類
介護給付 (要介護者)	居宅サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 訪問介護</li> <li>◆ 訪問入浴介護</li> <li>◆ 訪問看護</li> <li>◆ 訪問リハビリテーション</li> <li>◆ 居宅療養管理指導</li> <li>◆ 通所介護</li> <li>◆ 通所リハビリテーション</li> <li>◆ 短期入所生活介護</li> <li>◆ 短期入所療養介護（老健）</li> <li>◆ 短期入所療養介護（病院等）</li> <li>◆ 短期入所療養介護（介護医療院）</li> <li>◆ 福祉用具貸与</li> <li>◆ 特定福祉用具購入費</li> <li>◆ 住宅改修費</li> <li>◆ 特定施設入居者生活介護</li> </ul>
	地域密着型サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>◆ 夜間対応型訪問介護</li> <li>◆ 地域密着型通所介護</li> <li>◆ 認知症対応型通所介護</li> <li>◆ 小規模多機能型居宅介護</li> <li>◆ 認知症対応型共同生活介護</li> <li>◆ 地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>◆ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>◆ 看護小規模多機能型居宅介護</li> </ul>
	施設サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 介護老人福祉施設</li> <li>◆ 介護老人保健施設</li> <li>◆ 介護医療院</li> </ul>
	居宅介護支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 居宅介護支援</li> </ul>
予防給付 (要支援者)	介護予防サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 介護予防訪問入浴介護</li> <li>◆ 介護予防訪問看護</li> <li>◆ 介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>◆ 介護予防居宅療養管理指導</li> <li>◆ 介護予防通所リハビリテーション</li> <li>◆ 介護予防短期入所生活介護</li> <li>◆ 介護予防短期入所療養介護（老健）</li> <li>◆ 介護予防短期入所療養介護（病院等）</li> <li>◆ 介護予防短期入所療養介護（介護医療院）</li> <li>◆ 介護予防福祉用具貸与</li> <li>◆ 特定介護予防福祉用具購入費</li> <li>◆ 介護予防住宅改修費</li> <li>◆ 介護予防特定施設入居者生活介護</li> </ul>
	地域密着型 介護予防サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>◆ 介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>◆ 介護予防認知症対応型共同生活介護</li> </ul>
	介護予防支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 介護予防支援</li> </ul>

## 2 給付費の見込み

## (1) 介護給付

		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
居宅サービス				
訪問介護	給付費	175,667千円	191,646千円	195,212千円
	回数	65,588回	71,299回	72,726回
	人数	1,920人	2,004人	2,040人
訪問入浴介護	給付費	19,595千円	21,124千円	22,028千円
	回数	1,606回	1,728回	1,801回
	人数	372人	396人	408人
訪問看護	給付費	56,395千円	58,868千円	59,722千円
	回数	11,868回	12,358回	12,553回
	人数	1,404人	1,464人	1,488人
訪問リハビリテーション	給付費	6,648千円	6,959千円	7,705千円
	回数	2,616回	2,742回	3,059回
	人数	228人	240人	264人
居宅療養管理指導	給付費	18,572千円	19,623千円	19,821千円
	人数	2,208人	2,328人	2,352人
通所介護	給付費	450,038千円	460,031千円	466,174千円
	回数	62,420回	63,763回	64,723回
	人数	5,100人	5,280人	5,352人
通所リハビリテーション	給付費	171,177千円	177,680千円	178,478千円
	回数	18,550回	19,321回	19,457回
	人数	1,812人	1,872人	1,896人
短期入所生活介護	給付費	166,233千円	171,198千円	172,955千円
	日数	20,627日	21,158日	21,384日
	人数	1,956人	2,040人	2,064人
短期入所療養介護 (老健)	給付費	17,646千円	18,218千円	18,218千円
	日数	1,708日	1,762日	1,762日
	人数	144人	144人	144人
短期入所療養介護 (病院等)	給付費	0千円	0千円	0千円
	日数	0日	0日	0日
	人数	0人	0人	0人
短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費	0千円	0千円	0千円
	日数	0日	0日	0日
	人数	0人	0人	0人
福祉用具貸与	給付費	92,555千円	97,284千円	98,190千円
	人数	7,308人	7,632人	7,716人
特定福祉用具購入費	給付費	4,159千円	4,442千円	4,789千円
	人数	156人	168人	180人
住宅改修費	給付費	11,746千円	11,746千円	11,746千円
	人数	132人	132人	132人
特定施設入居者生活介護	給付費	52,492千円	52,558千円	52,558千円
	人数	22人	22人	22人

		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
<b>地域密着型サービス</b>				
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費	0千円	0千円	0千円
	人数	0人	0人	0人
夜間対応型訪問介護	給付費	0千円	0千円	0千円
	人数	0人	0人	0人
地域密着型通所介護	給付費	150,145千円	152,975千円	154,314千円
	回数	22,703回	23,072回	23,285回
	人数	2,436人	2,508人	2,556人
認知症対応型通所介護	給付費	12,160千円	13,287千円	14,584千円
	回数	1,219回	1,336回	1,446回
	人数	144人	156人	168人
小規模多機能型居宅介護	給付費	85,651千円	87,173千円	90,036千円
	人数	516人	528人	540人
認知症対応型共同生活介護	給付費	275,520千円	275,868千円	275,868千円
	人数	90人	90人	90人
地域密着型 特定施設入居者生活介護	給付費	0千円	0千円	0千円
	人数	0人	0人	0人
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	給付費	95,966千円	96,087千円	96,087千円
	人数	31人	31人	31人
看護小規模多機能型 居宅介護	給付費	0千円	0千円	0千円
	人数	0人	0人	0人
<b>施設サービス</b>				
介護老人福祉施設	給付費	953,815千円	955,022千円	955,022千円
	人数	311人	311人	311人
介護老人保健施設	給付費	435,828千円	436,379千円	436,379千円
	人数	128人	128人	128人
介護医療院	給付費	301,316千円	301,697千円	301,697千円
	人数	65人	65人	65人
居宅介護支援	給付費	160,515千円	177,574千円	179,525千円
	人数	10,632人	11,712人	11,844人
介護給付費計（小計）		3,713,839千円	3,787,439千円	3,811,108千円

## (2) 予防給付

		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	給付費	0千円	0千円	0千円
	回数	0回	0回	0回
	人数	0人	0人	0人
介護予防訪問看護	給付費	10,542千円	10,793千円	10,793千円
	回数	2,582回	2,638回	2,638回
	人数	504人	516人	516人
介護予防 訪問リハビリテーション	給付費	2,235千円	2,890千円	2,890千円
	回数	894回	1,154回	1,154回
	人数	96人	120人	120人
介護予防 居宅療養管理指導	給付費	4,225千円	4,448千円	4,535千円
	人数	456人	480人	492人
介護予防 通所リハビリテーション	給付費	33,054千円	33,607千円	34,119千円
	人数	972人	984人	996人
介護予防 短期入所生活介護	給付費	5,555千円	5,869千円	5,825千円
	日数	1,166日	1,212日	1,201日
	人数	180人	192人	192人
介護予防 短期入所療養介護 (老健)	給付費	502千円	503千円	503千円
	日数	65日	65日	65日
	人数	12人	12人	12人
介護予防 短期入所療養介護 (病院等)	給付費	0千円	0千円	0千円
	日数	0日	0日	0日
	人数	0人	0人	0人
介護予防 短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費	0千円	0千円	0千円
	日数	0日	0日	0日
	人数	0人	0人	0人
介護予防福祉用具貸与	給付費	24,871千円	25,192千円	25,431千円
	人数	3,804人	3,852人	3,888人
特定介護予防 福祉用具購入費	給付費	1,915千円	1,915千円	1,915千円
	人数	84人	84人	84人
介護予防住宅改修	給付費	13,068千円	13,068千円	13,068千円
	人数	144人	144人	144人
介護予防 特定施設入居者生活介護	給付費	10,678千円	10,692千円	10,692千円
	人数	10人	10人	10人
地域密着型介護予防サービス				
介護予防 認知症対応型通所介護	給付費	0千円	0千円	0千円
	回数	0回	0回	0回
	人数	0人	0人	0人
介護予防 小規模多機能型居宅介護	給付費	7,435千円	7,445千円	7,445千円
	人数	132人	132人	132人
介護予防 認知症対応型共同生活介護	給付費	0千円	0千円	0千円
	人数	0人	0人	0人
介護予防支援	給付費	18,654千円	18,951千円	19,116千円
	人数	4,092人	4,152人	4,188人
介護予防給付費計(小計)		132,734千円	135,373千円	136,332千円

### (3) 総給付費の推計

介護給付費および介護予防給付費を合わせた総給付費を計算すると、次のようになります。

(円)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計
介護給付費	3,713,839,000	3,787,439,000	3,811,108,000	11,312,386,000
介護予防給付費	132,734,000	135,373,000	136,332,000	404,439,000
総給付費	3,846,573,000	3,922,812,000	3,947,440,000	11,716,825,000

### (4) 標準給付費の推計

総給付費と特定入所者介護サービス費等給付額と高額介護サービス費等給付額と高額医療合算介護サービス費等給付額と算定対象審査支払手数料を合わせた標準給付費を計算すると、次のようになります。

(円)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計
総給付費	3,846,573,000	3,922,812,000	3,947,440,000	11,716,825,000
特定入所者介護 サービス費等給付額	103,853,493	106,195,517	106,975,729	317,024,739
高額介護サービス費等 給付額	85,027,754	86,956,313	87,595,176	259,579,243
高額医療合算介護 サービス費等給付額	8,571,626	8,753,849	8,818,163	26,143,638
算定対象審査支払手数料	2,700,016	2,757,378	2,777,664	8,235,058
標準給付費見込額	4,046,725,889	4,127,475,057	4,153,606,732	12,327,807,678

## (5) 地域支援事業費の推計

## ● 介護予防・日常生活支援総合事業

(円)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
訪問介護相当サービス	20,953,555	20,953,555	20,953,555
	64人	64人	64人
訪問型サービスA	2,949,689	2,949,689	2,949,689
	29人	29人	29人
訪問型サービスB	0	0	0
訪問型サービスC	152,000	152,000	152,000
訪問型サービスD	0	0	0
訪問型サービス(その他)	0	0	0
通所介護相当サービス	134,648,465	134,648,465	134,648,465
	363人	363人	363人
通所型サービスA	19,646,189	19,646,189	19,646,189
	117人	117人	117人
通所型サービスB	0	0	0
通所型サービスC	1,454,000	1,454,000	1,454,000
通所型サービス(その他)	0	0	0
栄養改善や見守りを目的とした配食	0	0	0
定期的な安否確認、緊急時の対応、 住民ボランティア等の見守り	0	0	0
その他、訪問型サービス・ 通所型サービスの一体的提供等	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	21,130,124	21,130,124	21,130,124
介護予防把握事業	25,000	25,000	25,000
介護予防普及啓発事業	2,500,000	2,500,000	2,500,000
地域介護予防活動支援事業	6,993,000	6,993,000	6,993,000
一般介護予防事業評価事業	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	186,000	186,000	186,000
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	1,166,000	1,166,000	1,166,000

● 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）および任意事業

(円)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)	72,679,274	72,790,719	72,790,719
任意事業	12,358,000	12,358,000	12,358,000

● 包括的支援事業（社会保障充実分）

(円)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
在宅医療・介護連携推進事業	3,336,712	3,769,006	4,257,308
生活支援体制整備事業	13,508,911	14,864,436	16,355,978
認知症初期集中支援推進事業	1,891,745	1,907,526	1,923,439
認知症地域支援・ケア向上事業	1,659,013	1,817,147	1,990,355
認知症サポーター活動促進・ 地域づくり推進事業	94,266	94,266	94,266
地域ケア会議推進事業	37,000	37,000	37,000

● 地域支援事業費

介護予防・日常生活支援総合事業費と包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）および任意事業費と包括的支援事業（社会保障充実分）を合わせた地域支援事業費を計算すると、次のようになります。

(円)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計
介護予防・日常生活 支援総合事業費	211,804,022	211,804,022	211,804,022	635,412,066
包括的支援事業（地域包括 支援センターの運営） および任意事業費	85,037,274	85,148,719	85,148,719	255,334,712
包括的支援事業 (社会保障充実分)	20,527,647	22,489,381	24,658,346	67,675,374
地域支援事業費	317,368,943	319,442,122	321,611,087	958,422,152

## (6) 第1号被保険者負担分相当額の推計

標準給付費見込額と地域支援事業費の合計に第1号被保険者負担割合を乗じた第1号被保険者負担分相当額を計算すると、次のようになります。

(円)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計
標準給付費見込額	4,046,725,889	4,127,475,057	4,153,606,732	12,327,807,678
地域支援事業費	317,368,943	319,442,122	321,611,087	958,422,152
第1号被保険者負担割合	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%
第1号被保険者 負担分相当額	1,003,741,811	1,022,790,951	1,029,300,098	3,055,832,861

## (7) 保険料収納必要額の推計

第1号被保険者負担分相当額と調整交付金相当額の合計から調整交付金見込額と準備基金取崩額と保険者機能強化推進交付金等の交付見込額の合計を引いた保険料収納必要額を計算すると、次のようになります。

(円)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計
第1号被保険者 負担分相当額	1,003,741,811	1,022,790,951	1,029,300,098	3,055,832,861
調整交付金相当額	212,926,496	216,963,954	218,270,538	648,160,987
▲調整交付金見込額	71,543,000	83,314,000	81,633,000	236,490,000
財政安定化基金 拠出金見込額				0
財政安定化基金償還金				0
▲準備基金取崩額				183,000,000
審査支払手数料差引額	0	0	0	0
市町村特別給付費等	0	0	0	0
市町村相互財政 安定化事業負担額				0
▲保険者機能強化推進交付 金等の交付見込額				48,000,000
保険料収納必要額				3,236,503,848

### 3 介護保険費用の見込み

#### (1) 保険料の賦課割合

国の標準13段階を踏襲します。

所得段階	区分		保険料率	年額	
第1段階	市民税 非課税 世帯	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額－ 分離譲渡所得に係る特別控除額」が80万円以下の人	基準額 ×0.455 (0.285)	27,300円 (17,100円)	
第2段階		前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額－ 分離譲渡所得に係る特別控除額」が80万円を超え120万 円以下の人	基準額 ×0.685 (0.485)	41,100円 (29,100円)	
第3段階		前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額－ 分離譲渡所得に係る特別控除額」が120万円を超える人	基準額 ×0.69 (0.685)	41,400円 (41,100円)	
第4段階	本人 市民税 非課税	前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得 金額－分離譲渡所得に係る特別控除額」が80 万円以下の人	基準額 ×0.9	54,000円	
第5段階		前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得 金額－分離譲渡所得に係る特別控除額」が80 万円を超える人	基準額 ×1.0	60,000円	
第6段階	市民税 課税 世帯	本人 市民税 課税	前年の「合計所得金額－分離譲渡所得に係る 特別控除額」が120万円未満の人	基準額 ×1.2	72,000円
第7段階			前年の「合計所得金額－分離譲渡所得に係る 特別控除額」が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.3	78,000円
第8段階			前年の「合計所得金額－分離譲渡所得に係る 特別控除額」が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.5	90,000円
第9段階			前年の「合計所得金額－分離譲渡所得に係る 特別控除額」が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.7	102,000円
第10段階			前年の「合計所得金額－分離譲渡所得に係る 特別控除額」が420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.9	114,000円
第11段階			前年の「合計所得金額－分離譲渡所得に係る 特別控除額」が520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.1	126,000円
第12段階			前年の「合計所得金額－分離譲渡所得に係る 特別控除額」が620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.3	138,000円
第13段階			前年の「合計所得金額－分離譲渡所得に係る 特別控除額」が720万円以上の人	基準額 ×2.4	144,000円

※ 第1段階から第3段階の保険料については公費による軽減措置を実施(下段( )内)

※ その他の合計所得金額とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得(所得税法第35条第2項第1号に掲げる額)を引いた額です。

※ 分離譲渡所得に係る特別控除額とは、公共事業の用地買収等の場合に、土地や建物を売って得られる分離譲渡所得に係る税額を軽減する控除の額です。

## (2) 所得段階別被保険者数の推計

所得段階	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)		合計		基準額 に 対する 割合
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	
第1段階	1,188	7.1	1,187	7.1	1,189	7.1	3,564	7.1	0.4550
第2段階	1,260	7.5	1,259	7.5	1,261	7.5	3,780	7.5	0.6850
第3段階	1,141	6.8	1,140	6.8	1,142	6.8	3,423	6.8	0.6900
第4段階	1,462	8.7	1,461	8.7	1,464	8.7	4,387	8.7	0.9000
第5段階	3,683	21.9	3,677	21.9	3,686	21.9	11,046	21.9	1.0000
第6段階	3,581	21.3	3,578	21.3	3,585	21.3	10,744	21.3	1.2000
第7段階	2,416	14.4	2,414	14.4	2,419	14.4	7,249	14.4	1.3000
第8段階	1,131	6.7	1,130	6.7	1,133	6.7	3,394	6.7	1.5000
第9段階	343	2.0	343	2.0	343	2.0	1,029	2.0	1.7000
第10段階	161	1.0	161	1.0	162	1.0	484	1.0	1.9000
第11段階	106	0.6	106	0.6	106	0.6	318	0.6	2.1000
第12段階	57	0.3	57	0.3	57	0.3	171	0.3	2.3000
第13段階	254	1.5	254	1.5	254	1.5	762	1.5	2.4000
合計	16,783	100.0	16,767	100.0	16,801	100.0	50,351	100.0	



第1号被保険者の数を所得段階に応じて補正  
それぞれの基準額に対する割合（保険料率）に第1号被保険者数を  
乗じて得た数を合計したもの

(人)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計
所得段階別加入割合補正後 の第1号被保険者数	18,177	18,160	18,197	54,533

### (3) 保険料の算定

保険料収納必要額から保険料収納率と所得段階別加入割合補正後の第1号被保険者数と月数を除した保険料基準額を計算すると、今後3年間の保険料は月額5,000円となります。

#### ● 第1号被保険者の保険料基準額 ●

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計
保険料収納必要額				3,236,503,848円
保険料収納率				98.91%
所得段階別加入割合補正後の第1号被保険者数				54,533人
月数				12か月
保険料基準額(月額)				5,000円

#### ● 第1号被保険者の保険料額 ●

	令和6(2024)年度～令和8(2026)年度	
	保険料率	
第1段階	0.4550	27,300円
第2段階	0.6850	41,100円
第3段階	0.6900	41,400円
第4段階	0.9000	54,000円
第5段階	1.0000	60,000円
第6段階	1.2000	72,000円
第7段階	1.3000	78,000円
第8段階	1.5000	90,000円
第9段階	1.7000	102,000円
第10段階	1.9000	114,000円
第11段階	2.1000	126,000円
第12段階	2.3000	138,000円
第13段階	2.4000	144,000円

#### ● 準備基金取崩額の影響(参考) ●

	令和6(2024)年度～令和8(2026)年度
算定上の保険料額(月額)	5,283円
準備基金取崩影響額	183,000,000円
保険料額(月額)	5,000円

## 第6章 介護給付等に要する費用の適正化

### （第6期湖西市介護給付適正化計画）

#### 1 前回計画の評価

##### （1）要介護認定の適正化

#### ① 認定調査の結果についての保険者による点検等

- 認定結果の全件点検を行い、点検の結果に基づいて適宜補正して、調査員間の差異を補正しています。
- 点検を行う職員の継続した人材育成が課題です。

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
調査結果の点検	計画値	全件点検	全件点検	全件点検
	実績値	全件点検	全件点検	全件点検
点検結果の分析および 認定調査員への伝達	計画値	年1回以上	年1回以上	年1回以上
	実績値	年1回以上	年1回以上	年1回以上

#### ② 要介護認定の適正化に向けた取り組み

- 各種研修には、調査員、認定審査会委員ともに、参加を依頼しています。
- 「業務分析データ」を活用し、全国の保険者との比較分析を行い、調査時の判断に偏りが出ないように調査員へ指導を行うことで、全国結果との格差是正を図っています。
- 分析結果の認定審査会の審議への活用が課題です。

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
県主催の研修への参加	計画値	毎回1名以上	毎回1名以上	毎回1名以上
	実績値	毎回1名以上	毎回1名以上	毎回1名以上
全国の保険者との 格差分析等を行い、 分析結果を認定調査員 および審査会委員に伝達	計画値	年2回	年2回	年2回
	実績値	年2回	年2回	年2回

## (2) ケアプランの点検

- 経験年数の浅い介護支援専門員に対して、各事業所の主任ケアマネジャー同席のもと、ケアプラン点検を行い、助言と支援を行いました。
- サービス事業所からの相談で介護支援専門員を選定しケアプランを点検した上で助言を行いました。
- 点検指導を行う職員の人材確保が課題です。

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
ケアプラン点検の実施 (対面での助言・支援)	計画値	年3件	年3件	年3件
	実績値	年2件	年1件	年3件
主任介護支援専門員と 協力した点検の実施	計画値	年1件	年1件	年1件
	実績値	年2件	年1件	年3件

## (3) 住宅改修等の点検

### ① 住宅改修の点検

- 書面より改修内容を全件点検しました。
- 申請書類だけでは把握が困難な案件や申請内容に疑義がある案件、高額な工事、複雑な改修内容の案件は担当の介護支援専門員に確認しました。
- 職員が行う訪問調査に合わせて改修箇所の利用状況を確認しました。
- 現地調査を行い、適正であるかチェックをさらに行っていく必要があります。

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
書面点検	計画値	全件実施	全件実施	全件実施
	実績値	全件実施	全件実施	全件実施
現地調査	計画値	年3件	年5件	年7件
	実績値	年5件	年4件	年7件

## ② 福祉用具購入・貸与の点検

- 福祉用具購入については、書面による用具の必要性について全件点検するとともに、書面だけでは把握が困難な案件や申請内容に疑義がある案件等を選定し、介護支援専門員への確認、事業者に対する問い合わせ、利用者宅への訪問による実態調査などを実施しました。
- 貸与については訪問調査時に利用状況を確認しました。

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
書面点検	計画値	全件実施	全件実施	全件実施
	実績値	全件実施	全件実施	全件実施
事業所等への問合せ または現地調査	計画値	年3件	年5件	年7件
	実績値	年5件	年1件	年7件

## (4) 縦覧点検・医療情報との突合

### ① 縦覧点検

- 静岡県国民健康保険団体連合会への委託により4帳票の点検を実施しました。
- 委託対象外の帳票のうち2帳票については職員による点検を実施しました。

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
静岡県国民健康保険団体 連合会への委託の実施	計画値	委託の実施	委託の実施	委託の実施
	実績値	委託の実施	委託の実施	委託の実施
市職員による点検	計画値	年2回以上	年2回以上	年2回以上
	実績値	年2回実施	年2回実施	年2回実施

### ② 医療情報との突合

- 静岡県国民健康保険団体連合会への委託により実施しました。

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
静岡県国民健康保険団体 連合会への委託の実施	計画値	委託の実施	委託の実施	委託の実施
	実績値	委託の実施	委託の実施	委託の実施

## (5) 介護給付費通知

- 年に1回サービス利用状況の確認および事業者からの不適正な請求の防止の啓発を図るためサービス費用の内訳等を利用者に通知しました。
- 通知の内容が十分理解されず、問い合わせが発生するケースがあり、わかりやすい通知文の作成が課題となっています。

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付費通知の実施	計画値	年1回	年1回	年1回
	実績値	年1回	年1回	年1回

## (6) 給付実績の活用

- 静岡県国民健康保険団体連合会の「介護給付適正化システム」から出力される帳票を点検して、請求内容が適正であるか確認しました。
- 静岡県国民健康保険団体連合会が開催する研修会への参加や、同会が作成したマニュアルを活用して点検を実施する職員の育成を行いました。

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付適正化システムから 出力される帳票の点検	計画値	4帳票 年3回	4帳票 年3回	4帳票 年3回
	実績値	4帳票 年2回	4帳票 年1回	4帳票 年3回

## （7）要介護認定の申請から結果通知までの期間の短縮

- 調査員間で話し合いを適宜行い、作成する調査票の質を高めることで調査票の点検、修正に要する時間の短縮を図っています。
- 未処理件数を毎月集計し、進捗管理を行うことで、未処理件数の増加等を速やかに把握し、分析し、早期の対策につなげています。
- 調査員の確保と、継続して人材育成していくことが課題です。

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
要介護認定の申請から 結果通知までの 平均処理期間の短縮	計画値	37.0日	36.5日	36.0日
	実績値	35.1日	36.1日	38.1日

## 2 介護給付適正化事業

### (1) 要介護認定の適正化

#### ① 認定調査の結果についての保険者による点検等

- 引き続き、直営・委託ともに職員による点検を全件実施します。
- 点検の結果修正が多い事項等を分析し、認定調査員に伝達します。

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
調査結果の点検	全件点検	全件点検	全件点検
点検結果の分析および 認定調査員への伝達	年1回以上	年1回以上	年1回以上

#### ② 要介護認定の適正化に向けた取り組み

- 県主催の認定調査員研修、認定審査会委員研修および認定審査会事務局適正化研修を受講します。
- 半年ごとに提供される「業務分析データ」を基に、全国の保険者との格差分析等を行い、分析結果を認定調査員および審査会委員に伝達します。

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
県主催の研修への参加	毎回1名以上	毎回1名以上	毎回1名以上
全国の保険者との 格差分析等を行い、 分析結果を認定調査員 および審査会委員に伝達	年2回	年2回	年2回

## (2) ケアプランの点検等

### ① ケアプランの点検

- 対象とする居宅介護支援事業所に対して適正化システムを活用して、事前にケアプランの提出を求めます。事前に内容を確認した上で事業所を訪問し介護支援専門員への助言、支援を行います。
- より効果的な助言・支援が行えるよう、市内の主任介護支援専門員と協力して、市内の介護支援専門員の資質向上を図ります。

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
ケアプラン点検の実施 (対面での助言・支援)	年3件	年3件	年3件
主任介護支援専門員と 協力した点検の実施	年3件	年3件	年3件

### ② 住宅改修の点検

- 書面による点検を全件実施します。
- 改修の必要性が書面から判断しづらい事案、高額な事案等について、施工前または施工後の現地確認を実施します。
- 点検にあたりリハビリテーション専門職の支援を受けられる体制の構築を検討します。

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
書面点検	全件実施	全件実施	全件実施
現地調査	年3件	年3件	年3件

### ③ 福祉用具購入・貸与の点検

- 購入については書面による点検を全件実施します。
- 短期間で再購入された事案、認定調査の際に把握した受給者状況と利用する用具の関連性に疑義のある事案、国が公表する全国平均価格と乖離した金額で貸与されている事案等について、事業所や介護支援専門員への問合せや利用状況の現地調査を実施します。
- 点検にあたりリハビリテーション専門職の支援を受けられる体制の構築を検討します。

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
書面点検	全件実施	全件実施	全件実施
事業所等への問合せ または現地調査	年3件	年3件	年3件

### (3) 縦覧点検・医療情報との突合

#### ① 縦覧点検

- 静岡県国民健康保険団体連合会への委託により4帳票の点検を実施します。
- 委託対象外の「要介護認定有効期間の半数を超える短期入所受給者一覧表」及び「軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表」の帳票については、職員による点検を実施します。

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
静岡県国民健康保険団体 連合会への委託の実施	委託の実施	委託の実施	委託の実施
市職員による点検	年2回以上	年2回以上	年2回以上

## ② 医療情報との突合

- 静岡県国民健康保険団体連合会への委託により点検を実施します。

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
静岡県国民健康保険団体連合会への委託の実施	委託の実施	委託の実施	委託の実施

### （4）給付実績の活用

- 静岡県国民健康保険団体連合会の「介護給付適正化システム」から出力される帳票を点検して、請求内容が適正であるか引き続き確認します。
- 静岡県国民健康保険団体連合会が開催する研修会への参加や、同会が作成したマニュアルを活用して点検を実施する職員の育成を引き続き行います。

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護給付適正化システムから出力される帳票の点検	4帳票 年3回	4帳票 年3回	4帳票 年3回

### （5）要介護認定の申請から結果通知までの期間の短縮

- 認定調査員間での話し合いを適宜行い、作成する調査票の質を高めることで、調査票の点検、修正に要する時間の短縮を図ります。
- 未処理件数を毎月集計し、進捗管理を行うことで、未処理件数の増加等を速やかに把握・分析し、早期の対策につなげます。
- 認定調査従事者や外部委託先事業者を増やすことで、申請から調査実施までの日数短縮を検討します。
- 介護認定審査会の簡素化について検討します。

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
要介護認定の申請から結果通知までの平均処理期間の短縮	36.5日	36.0日	35.5日

## 第7章 計画の推進体制

### 1 総合的な推進体制の構築

地域住民や自治会、社会福祉協議会、サービス提供事業所、県、近隣市町等の様々な関係機関と連携しながら、庁内関係各課との連携・調整を適時行うことで、効果的・効率的な計画の推進を図ります。

#### (1) 庁内関係各課との連携

各担当課の専門性を活かすとともに、高齢者福祉課を中心に保険年金課や地域福祉課や健康増進課をはじめとする庁内関係各課との連携・調整を行うことで、横断的かつ重層的な施策展開を図ります。

#### (2) 地域住民や自治会等との連携

地域住民や自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人、老人クラブ、社会福祉協議会やサービス提供者等との連携強化を図ることで、市が一体となった施策展開を図ります。

#### (3) 県および近隣市町との連携

県および近隣市町との連携強化を図ることで、市単独では対応できない問題や広域的な対応が必要な問題にも対応できるようにします。

### 2 計画の評価・検証

市民が参画する湖西市高齢者プラン推進委員会や湖西市地域包括支援センター運営協議会において、評価・検証を行います。また、地域住民、保健、医療等多方面の代表者から助言並びに意見を聴取することにより、様々な角度から計画を検証していきます。

評価・点検にあたっては、施策の進捗状況を把握し、改善する仕組みであるPDCAサイクルを確立し、効果的・効率的に計画を推進していきます。

### 3 計画の周知・啓発

本計画については、広報や市のホームページだけではなく、SNS等の様々な媒体を活用するとともに、サービス提供事業者やケアマネジャー等の関係機関、老人クラブ、地区社協等に対する説明を行うことで、計画の周知・啓発を図ります。

### 4 災害時をはじめとする緊急時の対応

災害や感染症の流行等、災害時や緊急時においては、市が出す方針に従って計画の推進を図ります。

## 資料編

### 1 策定経過

年月日	内容
令和5年1月10日（火）～ 令和5年1月27日（金）	高齢者一般調査：65歳以上の高齢者500人 在宅要支援認定者調査：在宅の要支援認定者400人 総合事業対象者調査：総合事業の対象者341人 在宅要介護認定者調査：在宅の要介護認定者800人
令和5年8月24日（木）	令和5年度第1回こさい高齢者プラン策定委員会 ・高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画 ・アンケート調査の結果について ・スケジュールについて ・その他
令和5年11月30日（木）	令和5年度第2回こさい高齢者プラン策定委員会 ・こさい高齢者プラン素案について ・パブリックコメントについて ・その他
令和6年1月15日（月）～ 令和6年2月13日（火）	パブリックコメント
令和6年2月29日（木）	令和5年度第3回こさい高齢者プラン策定委員会 ・パブリックコメントの結果について ・第9期こさい高齢者プラン（最終案）について ・その他

## 2 湖西市高齢者プラン推進委員会委員名簿

任期：令和4年度～令和6年度、順不同・敬称略

No	氏名	団体名	備考
1	板倉 福男	湖西市自治会連合会代表	
2	木本 政博	湖西市老人クラブ連合会代表	令和5年4月～
3	森 宣雄	湖西市社会福祉協議会代表	
4	牛田 知宏	湖西市医会代表	
5	山本 浩彦	浜名歯科医師会代表	令和5年4月～
6	塩野 州平	浜松市薬剤師会 湖西支部代表	
7	伊藤 泰子	湖西市民生委員・児童委員協議会代表	令和4年12月～
8	菅沼 武彦	湖西市身体障害者福祉協会代表	
9	鈴木 伸幸	社会福祉法人 慈悲庵 代表	
10	浅井 恵子	地域密着型サービス事業所代表	

### 3 施設一覧（令和6年1月1日時点）

#### ● 地域包括支援センター ●

名称	住所	電話
地域包括支援センター 湖西白萩	湖西市太田450-1	053-573-2050
地域包括支援センター 光湖苑	湖西市新所岡崎梅田入会地17-20	053-577-5455
地域包括支援センター 燦光	湖西市新居町新居1800-1	053-594-7474
地域包括支援センター 恵翔苑	湖西市新居町中之郷3636-21	053-595-1114

#### ● 訪問介護 ●

名称	住所	電話
こさいホームヘルパーステーション	湖西市新居1800-1	053-594-7763
在宅介護センターアイケア湖西	湖西市吉美3270-5	053-574-3300
湖西市社協介護センターあらい	湖西市新居町浜名575	053-594-5000
おうちで暮らすサポートセンター	湖西市鷺津3387	070-6580-3292
太陽の友湖西訪問介護事業所	湖西市古見786-14	053-523-7111
ふじの花訪問介護事業所	湖西市鷺津1095-13	053-576-4687

#### ● 訪問入浴 ●

名称	住所	電話
湖西市社協介護センターあらい	湖西市新居町浜名643-1	053-594-5000

#### ● 訪問看護 ●

名称	住所	電話
訪問看護ステーション 湖西	湖西市鷺津1191-1 サンレイク和泉303	053-488-7770
訪問看護ステーション はまな	湖西市新所岡崎梅田入会地15-70	053-573-0333
あらいまち訪問看護ステーション	湖西市新居町新居205-3 コーポレジエA201	053-482-8622
R. Y訪問看護ステーション	湖西市古見786-14 2階	053-525-6131

## ● 訪問リハビリテーション ●

名称	住所	電話
介護老人保健施設まんさくの里 訪問リハビリテーション	湖西市岡崎1353-1	053-572-3911

## ● 通所介護 ●

名称	住所	電話
デイサービスセンター 湖西白萩	湖西市太田450-1	053-573-2003
日ノ岡デイサービス	湖西市岡崎2254-2	053-573-2252
ケアステーションあさひ湖西	湖西市鷺津2688-1	053-574-2720
老人デイサービスセンター光湖苑	湖西市新所岡崎梅田入会地17-20	053-577-4511
デイサービスセンター ひなたぼっこ	湖西市岡崎1708-4	053-578-1351
一円荘デイサービスセンター	湖西市白須賀3986-7	053-579-3901
湖西市社協介護センターあらい	湖西市新居町浜名575	053-594-5000
あらいデイサービスセンター	湖西市新居町新居1800-1	053-594-7762
デイサービス のどか	湖西市新居町中之郷1605-13	053-594-8110
デイサービスサンシティあらい	湖西市新居町新居117-3	053-595-0777
デイサービスセンター恵翔苑	湖西市新居町中之郷3636-21	053-595-1112

## ● 地域密着型通所介護 ●

名称	住所	電話
高齢者自立支援センター ねこのて	湖西市新居町中之郷92-7	053-522-7773
デイサービス あおいくま	湖西市新居町新居896-69	053-570-3664
R.Yリハビリセンター	湖西市湖西市鷺津5273	053-571-7200
デイサービス陽菜	湖西市古見124-4	053-574-1550
でいの楽園	湖西市鷺津分川3085	053-574-2687
ふじの花通所介護事業所	湖西市鷺津1095-13	053-576-4687
駅前デイサービス健康広場	湖西市新居町新居3379-11	053-594-6226
デイサービス すず	湖西市古見996-1	053-596-9747
あおいそらデイサービス	湖西市古見1034-7 サンライズヤマヤ103	053-575-7050
デイリハビリセンターHinatabokko	湖西市岡崎604-16	053-543-7715
デイの楽園～笑～	湖西市鷺津3085	053-488-5867
デイサービスセンターはのん	湖西市新居町新居3394-4	053-592-8110

● 通所リハビリテーション ●

名称	住所	電話
介護老人保健施設まんさくの里 通所リハビリテーション	湖西市岡崎1353-1	053-572-3911
浜名病院 通所リハビリテーションセンター こでまり	湖西市新所岡崎梅田入会地15-70	053-573-0088

● 短期入所生活介護 ●

名称	住所	電話
ショートステイ湖西白萩	湖西市太田450-1	053-573-2000
老人短期入所事業光湖苑	湖西市新所岡崎梅田入会地17-20	053-577-4511
短期入所施設燦光	湖西市新居町新居1800番地の1	053-594-5655
ショートステイ恵翔苑	湖西市新居町中之郷3636-21	053-595-1111
短期入所施設 寿松園	湖西市岡崎602-1	053-488-5311

● 短期入所療養介護 ●

名称	住所	電話
介護老人保健施設まんさくの里	湖西市岡崎1353-1	053-572-3911
浜名病院介護医療院	湖西市新所岡崎梅田入会地15-70	053-577-2333

● 福祉用具貸与 ●

名称	住所	電話
ダスキンヘルスレント 浜名湖ステーション	湖西市新居町中之郷4069	053-543-6005
株式会社 松井住設	湖西市神座411-2	053-578-0298
有限会社 暉サービス	湖西市新居町浜名828	053-595-1630

● 特定福祉用具販売 ●

名称	住所	電話
ダスキンヘルスレント 浜名湖ステーション	湖西市鷺津1191-1	053-576-8200
有限会社 山口燃料	湖西市新居町新居898-7	053-594-0035

## ● 小規模多機能型居宅介護 ●

名称	住所	電話
おかさき小規模多機能ホーム	湖西市岡崎949-1	053-573-3800
一円荘小規模多機能ホーム	湖西市白須賀3986-7	053-579-3902
サンシティあらい	湖西市新居町新居117-3	053-595-0888

## ● 認知症対応型共同生活介護 ●

名称	住所	電話
日ノ岡グループホーム	湖西市岡崎2254-2	053-573-2254
おかさきグループホーム	湖西市岡崎949-1	053-573-3800
愛の家グループホーム湖西	湖西市鷺津2522-33	053-574-0600
一円荘グループホーム	湖西市白須賀3986-7	053-579-3902
グループホームサンシティあらい	湖西市新居町新居117-3	053-595-0050
グループホーム湖西新所の家	湖西市新所4978-1	053-573-2222

## ● 認知症対応型通所介護 ●

名称	住所	電話
老人デイサービスセンター光湖苑	湖西市新所岡崎梅田入会地17-20	053-577-4511

## ● 介護老人福祉施設 ●

名称	住所	電話
特別養護老人ホーム湖西白萩	湖西市太田450-1	053-573-2000
特別養護老人ホーム光湖苑	湖西市新所岡崎梅田入会地17-20	053-577-4511
特別養護老人ホーム燦光	湖西市新居町新居1800-1	053-594-5655
特別養護老人ホーム恵翔苑	湖西市新居町中之郷3636-21	053-595-1111
地域密着型特別養護老人ホーム 寿松園	湖西市岡崎602-1	053-488-5311

## ● 介護老人保健施設 ●

名称	住所	電話
介護老人保健施設まんさくの里	湖西市岡崎1353-1	053-572-3911

● 介護医療院 ●

名称	住所	電話
浜名病院介護医療院	湖西市新所岡崎梅田入会地 15番地の70	053-577-2333

● 居宅介護支援 ●

名称	住所	電話
浜名居宅介護支援センター	湖西市新所岡崎梅田入会地15-70	053-573-0700
ケアプランセンター湖西白萩	湖西市太田450-1	053-573-2001
ケアプランセンター陽菜	湖西市古見124-4	053-574-1550
湖西市社協介護センターこさい	湖西市吉美3257 コサイグリーンビルA2階	053-575-3294
光湖苑在宅介護支援センター	湖西市新所岡崎梅田入会地17-20	053-577-4512
あらい居宅介護支援センター	湖西市新居町新居1800-1	053-594-7761
居宅介護支援事業所 サンシティあらい	湖西市新居町新居117-3	053-595-0050
居宅介護支援事業所恵翔苑	湖西市新居町中之郷3636-21	053-595-1113
ケアプランかなめ	湖西市鷺津2966	053-574-2002
ケアマネ彩	湖西市坊瀬770	053-569-8468

● サービス付き高齢者住宅 ●

名称	住所	電話
ふるさとホーム湖西	湖西市鷺津2688-1	053-574-2722
ふじの花	湖西市鷺津1095-13	053-576-4687

● 住宅型有料老人ホーム ●

名称	住所	電話
住宅型有料老人ホームメディケア レジデンス湖西	湖西市新居町新居3394-4	053-592-8011

● 軽費老人ホーム ●

名称	住所	電話
ケアハウス燦光	湖西市新所838	053-573-2620

## ● 認知症対応型デイ ●

名称	住所	電話
光湖苑	湖西市新所岡崎梅田入会地17-20	053-577-4511

## ● 認知症カフェ（参考） ●

名称	住所	電話
オハナカフェ	湖西市岡崎2254-2 日ノ岡デイサービス	053-573-2254
一円荘カフェ	湖西市白須賀3986-7 一円荘	053-579-3901
カフェ燦光	湖西市新居町新居1800-1 あらいデイサービスセンター	053-594-7474
ひまわりカフェ（横須賀神社ひろば）	湖西市新居町中之郷3636-21	053-595-1114
ひまわりカフェin表鷺津 （表鷺津多目的ホール）	湖西市新居町中之郷3636-21	053-595-1114
居場所しあわせカフェ日和F （フレンド）	湖西市新居町浜名1022-1	-

※状況により休止あり

## ● 認知症初期集中支援チーム ●

名称	住所	電話
認知症初期集中支援チーム 湖西白萩	湖西市太田450-1	053-573-2050
認知症初期集中支援チーム 光湖苑	湖西市新所岡崎梅田入会地17-20	053-577-5455
認知症初期集中支援チーム 燦光	湖西市新居町新居1800-1	053-594-7474
認知症初期集中支援チーム 恵翔苑	湖西市新居町中之郷3636-21	053-595-1114

## ● 認知症地域支援推進員 ●

名称	住所	電話
認知症地域支援推進員 湖西白萩	湖西市太田450-1	053-573-2050
認知症地域支援推進員 光湖苑	湖西市新所岡崎梅田入会地17-20	053-577-5455
認知症地域支援推進員 燦光	湖西市新居町新居1800-1	053-594-7474
認知症地域支援推進員 恵翔苑	湖西市新居町中之郷3636-21	053-595-1114

## ● 高齢者関連施設 ●

名称	住所	電話
老人福祉センター	湖西市新居町浜名643-1	053-594-5554
はつらつセンター（介護予防拠点施設）	湖西市入出1801	053-578-1118

## 4 用語解説

### ● あ行 ●

#### ICT

「Information and Communication Technology」の略で、「情報通信技術」の意味。

#### ACP（人生会議）

「Advance Care Planning」の略で、もしものときに、どのような医療やケアを望むのか、前もって考え、家族や信頼する人、医療・介護従事者たちと繰り返し話し合い、共有すること。人生会議とも呼ぶ。

#### NPO法人

民間非営利組織のこと。医療・福祉、環境、文化・芸術、まちづくり、教育等様々な分野で活躍する民間の営利を目的としない組織をいう。特定非営利活動促進法によって法人の設立が認められている。

#### お達者度

65歳の平均自立期間（介護を受けたり病気で寝たきりになったりせず、自立して健康に生活できる期間）のこと。

### ● か行 ●

#### 介護保険事業計画

市町村が保険者として介護保険を実施していくために策定する行政計画のこと。介護が必要な高齢者の数の把握、在宅サービスの必要量の算定、提供できるサービス量の把握、介護サービスの基盤整備のための量的な目標の設定、介護保険料の算定等を主な内容としている。

#### 介護保険制度

加齢に伴う疾病等により要介護状態となり、医療や入浴、排せつ、食事等の介護を必要とすることになった人を対象に、これらの人がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健・医療・福祉サービスの給付を行う制度。

#### 介護予防

家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者等に対し、通所等による各種サービスを提供することによって、社会的孤立感の解消、自立生活の助長および要介護状態の予防を行うこと。

## 介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が事業主体となり、地域の実情に応じて、その人の状態や必要性に合わせた様々なサービスを提供する事業。要支援に認定された人や生活機能の低下がみられる人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービスおよび訪問型サービス）」と、65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」の2つで構成され、介護予防と日常生活の自立を支援する。

## キャラバンメイト

認知症に関する知識の普及啓発、地域での見守り・支援を行う連携体制づくりを推進する人。

## ケアプラン

要介護者等の心身の状況、環境、本人や家族の希望を踏まえ、利用するサービス等の種類・内容・担当者等を定めた計画のこと。

## ケアマネジャー

要介護者等からの相談に応じて適切なサービスが利用できるよう、居宅介護支援（介護予防支援）によるサービス計画（ケアプラン）を作成したり、市町村や事業者との連絡調整を行う専門職。

## KDBシステム

国保データベースシステムのこと。国保連合会が「健診・保健指導」、「医療」、「介護」の各種データを利活用して、①「統計情報」・②「個人の健康に関するデータ」を作成するシステム。

## 高額介護サービス費

要介護者が居宅サービスと施設サービスに対して支払った自己負担額が、一定額を超えた時に、超えた分が介護保険から払い戻される。ただし、この自己負担額には日常生活費や施設における標準負担額は含まれない。

## 後期高齢者

75歳以上の人。

## ● さ行 ●

## 財政安定化基金

市町村保険財政の安定化を図り、その一般会計からの繰り入れを回避することを目的とし、国・都道府県・市町村が各々3分の1ずつ拠出して都道府県に設置する。市町村の拠出金は、第1号被保険者の保険料を財源とする。

## 作業療法士

手芸や工作、治療的ゲームなどを用いて、応用的動作能力、社会的適応能力の回復を図る訓練を行う専門職のこと。

## 社会福祉協議会

地域の実情に応じて福祉事業を行う民間の自主的組織で、ほぼ全国の都道府県、市町村に設置されている。各種の在宅福祉サービスも提供している。

## 住宅改修

手すりの取り付けや段差解消の工事等により、要介護の方の自立を助け、QOL（クオリティー・オブ・ライフ＝生活の質）を高めることを目的とした改修工事を行うサービスで、要した費用の9割（18万円を上限）を支給することにより、在宅の介護を支援する。

## シルバー人材センター

定年退職後の高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した臨時的、短期的な仕事を確保し、これらを提供することにより高齢者の就業機会の増大を図り、あわせて活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした団体。

## 生活支援コーディネーター

地域における助け合い・支え合いの仕組みづくりの調整役を担う人材のこと。地域をより良いものとするために、地域の様々な活動をつなげ、組み合わせる役割を担う。

## 生活習慣病

食習慣・喫煙・飲酒等の生活習慣がその発症、進行に関与する疾患の総称（肥満、高血圧、循環器病等）。加齢に着目した疾患群を指す成人病とは概念的に異なるが、含まれる疾患の多くが重複する。

## 成年後見制度

認知症高齢者、知的障害のある人および精神障害のある人等で判断能力が不十分な状態にある人の財産管理や介護サービス、障害者福祉サービスの利用契約等を成年後見人等が行い、このような人を保護する制度。

## 前期高齢者

65～74歳の人。

## ● た行 ●

### 第1号被保険者

市町村の住民のうち65歳以上の人。第1号被保険者の保険料は、各市町村ごとに定める所得段階別の保険料を年金天引き等により納付する。日常生活において支障のある要介護状態になったときは、市町村の認定を経て介護保険サービスが受けられる。

### 団塊の世代

昭和22～24年（1947～1949年）頃の第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代に比較して人数が多いところからいう。

### 地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進める地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

### 地域支援事業

介護予防の視点から創設された事業。これまでの高齢者保健福祉サービス等から移行してきたものも含まれるが、事業内容が拡充されている。

### 地域包括ケアシステム

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態もしくは要支援状態となることの予防または要介護状態もしくは要支援状態の軽減もしくは悪化の防止をいう）、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

### 地域包括支援センター

地域住民の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域支援事業のうちの包括的支援事業を地域において一体的に実施する役割を担う中核拠点。主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等が中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行う。

### 地域密着型サービス

高齢者の要介護度が重くなっても、遠方の施設に入所するのではなく、できる限り住み慣れた地域や自宅で生活を継続できるように支援するサービス。原則としてその市町村の被保険者のみが利用でき、事業者の指導、監督、指定等の権限が市町村にある。

## チームオレンジ

診断後の早期の空白期間等における心理面・生活面の早期からの支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター（基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ研修を受講した者）を中心とした支援者をつなぐ仕組み。

## 調整交付金

国が市町村に交付する基金で、介護給付と予防給付に要する費用の100分の5。その額は、①要介護等の出現率の高い後期高齢者の加入割合の相違、②第1号被保険者の負担能力の相違、③災害時の保険料減免等の特殊な場合を考慮して政令で定められている。

## デマンド型乗合タクシー

利用者の予約によりエリア内を運行する乗り合いのタクシーのこと。

## デマンドバス

利用者の予約によりエリア内を運行する予約制のバスのこと。

## 特定福祉用具

介護に必要な用具で利用者の肌が直接接触れる福祉用具のこと。入浴または排せつに使うポータブルトイレ、特殊尿器、入浴補助用具等厚生労働大臣が定める福祉用具。

## ● な行 ●

## 日常生活圏域

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件などを総合的に勘案して、住民が日常生活を営んでいる地域を「日常生活圏域」として設定し、その中で高齢者への居宅系サービス、介護予防サービスを提供していこうとするもの。

## 認知症

新しいことを学習するのが困難となり、最近のことをよく忘れる。社会的関心が乏しくなり、複雑な行為ができなくなる。思考がまとまらず、しばしば同じことを繰り返すなどの症状を呈し、進行すると、思考や判断力はいっそう低下し、関心や自発性もなくなり、記憶障害も重度となる。介助がなければ食事、排せつ等身の回りのことができなくなる状態をいう。

## 認知症ケアパス

認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ。認知症の人の生活機能障害の進行に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかを提示するもの。

## 認知症サポーター

認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域をつくっていくボランティア。

### ● は行 ●

## パブリックコメント

公衆（市民など）の意見のこと。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に寄せられた意見を指す。意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。パブコメと略されることも多い。パブリックコメント手続は、行政が政策、制度等を決定する際に、公衆の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのことである。

## PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

## 避難行動要支援者名簿

高齢者、障害のある人など、災害から自らを守るための一連の行動を取るのに支援を要する人を把握し、災害時の必要な措置を実施するための基礎とする名簿のこと。

## フレイル

日本老年医学会が提唱した用語で、『フレイル診療ガイド2018年版』（日本老年医学会／国立長寿医療研究センター、2018）によると「要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する」と定義されている。

## ボランティア

自主的に社会事業等に参加し、無償の奉仕活動をする人。

### ● ま行 ●

## 民生委員・児童委員

地域において福祉全般の相談に気軽に応じるボランティア。地域住民の生活状態を常に把握していて、関係施設と密に連絡を取り合う。推薦により3年任期で、厚生労働大臣からの委嘱を受けている。

● や行 ●

### ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

### ユニバーサルデザイン

高齢であることや障害の有無等にかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

### 要介護者

①要介護状態にある65歳以上の人、②要介護状態にある40歳以上65歳未満の人で、その原因が脳血管疾患、若年性認知症、がん末期をはじめとする16の特定疾病のいずれかによって生じたものである人。

### 要介護状態

身体または精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、3ヵ月から6ヵ月の期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて5段階の要介護状態区分のいずれかに該当する人。

### 要支援・要介護認定

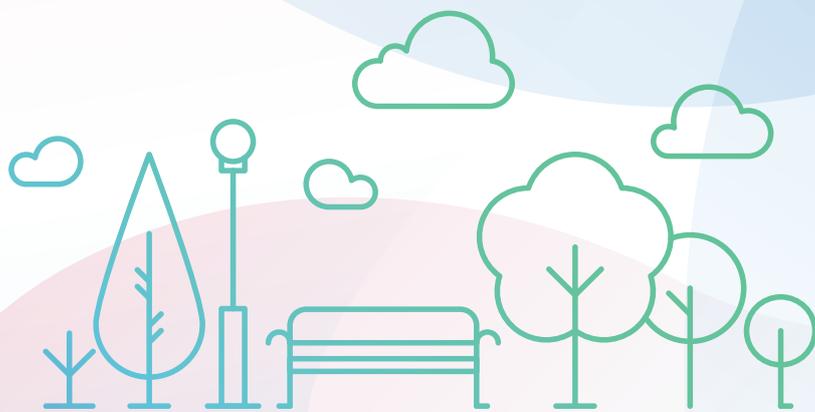
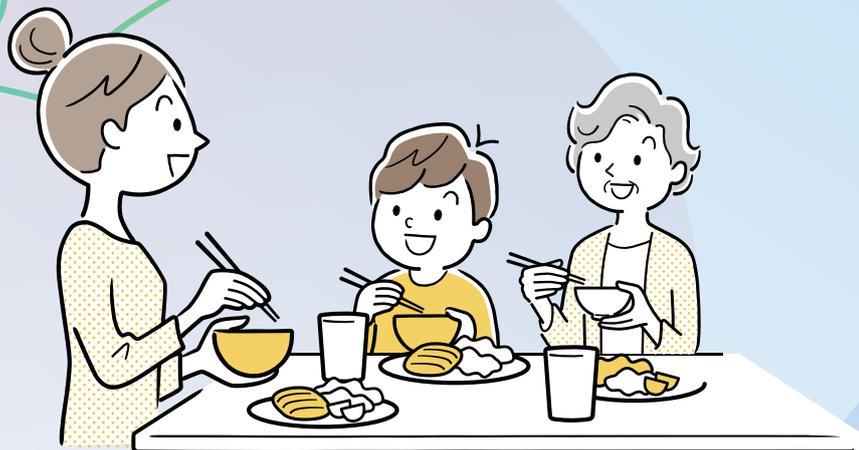
介護給付を受けようとする被保険者が要介護者に該当することおよびその該当する要支援・要介護状態区分について市町村の認定を受けること。

● ら行 ●

### 理学療法士

医師の指示のもと、基本的動作能力の回復を図るため、治療体操や運動、マッサージなどを行い、機能回復訓練を行う専門職のこと。





# こさい高齢者プラン

湖西市老人福祉計画・湖西市介護保険事業計画  
令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

**発行** 湖西市 高齢者福祉課

〒431-0492 静岡県湖西市吉美 3268 番地

**TEL** 053-576-1104 **FAX** 053-576-1220

発行年月：令和6年3月